

文化審議会著作権分科会法制問題小委員会

技術的保護手段に関する中間まとめに対する意見

(募集期間：平成22年12月14日～平成23年1月7日)

目次

●はじめに・第1章	1
●第2章第1節・第2節1・2	3
第2節3(1)	16
第2節3(2)	20
第2節3(3)	22
●第3章	25
●第4章第1節	28
第2節	29
第3節	37
●第5章	48
●おわりに	49
●その他	52

「技術的保護手段に関する中間まとめ」に対する意見

はじめに

第1章 現行の技術的保護手段の規定について

番号	項目	意見	個人／団体名
1	第1章	<p>5ページ9行目以下の「特定のプラットフォーム(実態上は iPhone)が認めるアプリケーションを実行するために Jailbreak することは DMCA に反しないと判断されているところである」の一節。これは事実誤認に基づいた記述であり、結論を特定の方向に誘導する意図をもって書かれていると考える。本来 Jailbreak が必要なアプリケーションは、プラットホームである iOS で「認められていない」アプリケーションを実行するために行うものである。本文が誤記のまま通ることで、「製造側が認めた用い方を追認する」といった意味を感じさせるが、正しくは「製造元が認めていなかったが、購入側が iPhone を自由にカスタマイズすることを強行し、これを裁判所が追認した」のである。この重要な部分の過ちをそのまま公開している事に対する弁明は今後要求されると思われる。(始めに規制ありきで、結論に併せて事実を曲解したと云われかねませんぞ)</p>	個人10
2	第1章	<p>第6ページに、模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)に対する言及があるが、ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ない規制強化条項を含めむ条約交渉を、何ら国民的なコンセンサスを得ない中で、一部の者の都合から政府が勝手に行なうなどおよそ論外であり、私は一国民として、このACTAの署名・批准に反対する。</p> <p>ここで、このような不透明な条約の検討に基づいて「国際的にもアクセスコントロールの回避規制に対する取組をより強化するべきとの方向にある」などと一方的に決めつけるべきではなく、特に、最終まとめにおいては、条文案と現行の国内法の詳細な比較検討を行った上で、このような不透明な条約交渉の濫用による規制強化の危険性を明確に認め、ACTAやDRM回避規制について国内外で批判もあることを明記し、日本政府として署名・批准は行わないとするべきである。</p> <p>また、同時に、国際的な議論に関し、DRM回避規制の強化による情報アクセスに関する国民の基本的な権利の侵害の危険性について国際的な場で日本政府から積極的に議論を提起するべきである。</p>	個人28-1
3	第1章	<p>本中間まとめは第1章 第1節 著作権法の現行制度において、現行著作権法での技術的保護手段等の規定状況について説明している。</p> <p>ここで、技術的保護手段の「回避」とは「技術的保護手段に用いられている信号の除去または改変」と説明されている通り、現行著作権法において、技術的保護手段に対して反応しない機器、いわゆる無反応機の利用は「技術的保護手段の回避」とはみなされず、従って、第120条の2での公衆譲渡規制の対象ともならない。</p> <p>しかし本中間まとめにおいては、無反応機が現行法では規制対象ではないという視点と、なぜ現行法がそうした規定になったかという視点については、第4章19ページで僅かに触れられているだけで、ほとんど記述されていないに等しい。</p> <p>無反応機が規制対象外となったのは「平成10年12月10日 著作権審議会マルチメディア小委員会ワーキング・グループ(技術的保護手段・管理関係)報告書」において以下のようにまとめられたことを踏まえてのものである。</p> <p>なお、ある特定の規格の利用機器において識別、反応する信号により技術的保護手段が用いられている場合に、他の規格の利用機器では当該信号を識別、反応しないため、結果的に技術的保護手段が無効化されることも考えられる。このような場合についても規制の対象とすべきという意見もあるが、このような規制は特定の規格を利用機器において義務付けることと実態としては同じになると見え、今後の技術の進展等を考慮すると適当ではないと考えられる。</p> <p>なお、このことに連関し、利用機器の提供者はいかなる技術的保護手段にも対応するように設計する義務はない旨を法文上明記すべきとの意見があった。</p> <p>以上のことをふまえると、技術的保護手段の回避とは、故意に、技術的保護手段に用いられている特定の信号を除去、改変することにより、著作物等の利用機器における当該信号の識別、反応を誤らせ、もって技術的保護手段により制限されている利用を可能ならしめる行為であるといえる。</p> <p>ゆえに、現行法における回避機器規制は「特定の事業者・コンテンツ提供者を保護する法律となること」を避けるためにあえて無反応機を規制対象から外しているといえる。</p> <p>本中間まとめにおいてはこの「特定の事業者・コンテンツ提供者を保護する法律となること」を避けるという視点が欠落していることが問題だと考えている。</p> <p>そうした視点が欠落しているということは、本章において無反応機が現行著作権法での規制対象外であるという事実の紹介が欠落していること、また、本中間まとめ案の検討等が行われた平成22年12月3日の法制問題小委員会席上において、中山委員から「(特定のプラットフォームを保護するものではないのか)マジンが無ければ今言ったような自分で作ったコンテンツも事实上使えないって仕方がない、こういう整理ですか?」という発言に対して文化庁永山著作権課長から「それは現行のコピーコントロールに関する著作権法の考え方も同様でございまして……」という回答がされたことからも明らかであると考える。</p> <p>現行法においては、複製防止信号・複製妨害信号等に反応することを義務付ないことによってコピーコントロール規制についても特定の事業者の保護を強制せずに済む内容になっている。</p> <p>そういう意味では、本中間まとめはそもそも議論の出発点に大きな齟齬があり、現行著作権法でも、コピーコントロール規制に関して特定事業者の保護的な側面が「ある」のでアクセスコントロール技術の回避を規制することによって特定事業者の保護的な側面が「ある」としてもそれは元々あったものだと考えるか、コピーコントロール規制に関して特定事業者の保護的な側面が「なかった」のにアクセスコントロール技術を含む技術的保護手段を回避規制対象とすることによって、特定事業者の保護的側面が「生じて」しまうと考えるのかでは、評価に違いが現れるはずである。</p> <p>私は、著作権法の保護期間を延長する法律がミッキーマウス保護法と呼ばれるどこかの国のように、「ニンテンドー保護法」と呼ばれかねない「著作権法の一部を改正する法律」が国会に提出されることに強く反対する。</p> <p>また、そのような著作権法改定は著作権法第1条の「文化の発展に寄与することを目的とする」というわが国の著作権法の大目的にもそぐわないものであると意見する。</p>	個人48-1

「技術的保護手段に関する中間まとめ」に対する意見

番号	項目	意見	個人／団体名
4	第1章	<p>5頁、最初の〇以降で、昨2010年6月11日に定められたDMCA適用除外項目について述べているが、本中間まとめでは(2)類型の「合法的に入手したコンピュータプログラムを携帯電話機上で動作可能にし、相互運用性を確保する為だけのコンピュータソフトウェア」(いわゆる iPhone の Jailbreak)のみを紹介している。</p> <p>しかし、同時に追加された DMCA 適用除外項目として以下のものもある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非営利動画、教育用利用、ドキュメンタリ作成の為に一部引用を行う際に行われる DVD CSS の回避 ・既に提供されなくなったドングルが壊れた際に行われる、コンピュータプログラムのコピー保持者によるドングル回避 ・電子書籍において文章読み上げ機能や操作読み上げを阻害するアクセスコントロールを有している場合の回避 <p>わが国の著作権法においては、引用に関しては第32条、視覚障害者の利用に関しては第37条、ドングル関連に関しては第47条の3で保護されており、今回の中間まとめに沿った著作権法改定が行われても、これらの行為自体は違法とされないと理解している。</p> <p>しかし、第120条の2の回避装置・回避プログラムの公衆への譲渡禁止によって、著作権者はこれらの行為を事実上不可能にすることができる。</p> <p>特に DVD CSS を回避した上での引用に関しては、完全に不可能になるものと理解している。</p> <p>アメリカにおいては、当初の DMCA 1201 条では等閑にされていた、知る権利および表現の自由に対しての配慮が、この適用除外規定追加によって行われつつあるにも関わらず、本中間まとめではそうした点に触れることなく、いわゆる iPhone の Jailbreak についてのみの紹介にとどまっている。このために、本中間まとめを作成するにあたっての検討が不十分なものだったのではないかという懸念を覚えている。</p> <p>第2章以降に対しての意見でも再度記述するが、引用・相互運用性の確保・視覚障害者あるいは聴覚障害者が利用するための方式変換といった著作物の公正な利用を著作権者および著作物流通事業者が禁止することを実質的に許す著作権法改定が行われるのであれば、一国民として反対する。</p> <p>また、そのような著作権法改定は著作権法第1条の「文化の発展に寄与することを目的とする」というわが国の著作権法の大目的にもそぐわないものであると意見する。</p>	個人48-2
5	第1章	<p>6頁 第4節 條約上の規定 2 ACTA について、「署名・批准が行われる予定」とありますが、ACTAは過度な規制強化が問題とされています。</p> <p>第3節においてアメリカの事例を挙げていますが、デジタル・ミレニアム著作権法(DMCA)が多数の問題を生じさせていることはご存知でしょうか。</p> <p>海外においても技術的保護手段は模索段階であり、施行されている法も支持が得られているわけではありません。これをまるで当然であるがごとく右に倣えとばかりに日本に持ち込もうという姿勢には全く賛同できません。</p> <p>あくまで日本は自国の考え方として、海外の事例から問題点を明確にし、日本だけではなく海外でも批判の声があることを明示した上でACTAの批准を避けるべきです。</p>	個人50-1
6	第1章	<p>ACTA(模倣品・海賊版拡散防止条約)について「今後は、条約案文の確定作業を経て、署名・批准が行われる予定となっている」とあるが、そもそもACTAについては多くの問題が国際的に指摘されており、批准すべきではない。</p> <p>ACTAは「知的財産権の執行を強化するための新しい国際的な法的枠組」として議論されており、批准すれば、それにに対応した国内法の改正が求められる。そのような条約であるにも関わらず、国民から秘密にされる形で議論されており、議論における透明性に問題がある。</p> <p>条文案に関しては2010年4月までは一切公開されておらず、ウィキリークスによるリークによってのみ内容を知ることができたという不自然な状況であった。また条文案が公開されたといっても、英語の条文案のみの公開であり、一般国民に向けた日本語訳は未だ公開されていない。交渉内容も秘密であり、どのような利害関係者やビジネス界のリーダーが会合に参加したのかすら公開されていない。</p> <p>このように国民的な議論が全く行われておらず、国民的なコンセンサスを得ることができない策定プロセスをとっている条約には批准すべきではないし、またそのような条約が批准されることを前提に国内法の改正の議論を行うべきではない。</p>	一般社団法人インターネットユーザー協会

「技術的保護手段に関する中間まとめ」に対する意見

第2章 技術的保護手段の在り方について

第1節 問題の所在

第2節 技術的保護手段の見直しに当たっての基本的考え方

1. 従来の考え方

2. 基本的な考え方

番号	項目	意見	個人／団体名
7	第2章第1節・ 第2節1・2	<p>著作権者の上演権等を保護するため、アクセスコントロール機能のみのものについても回避規制の対象にするべきだと思います。</p> <p>著作権者は、著作物を公に上演、演奏又は上映する権利を專有しています(著作権法第22条及び第22条の2)。ここで、公に上演等をする権利とは、著作権者が公に上演等をするかしないか決定する権利を含み、したがって、この権利の一部の行使として、著作権者は、著作物を自分の望む一部の公衆(たとえば、料金を払った者など)に対して上演する権利を有していると考えるべきだと思います。よって、著作権者が上演等を望まない者による著作物の視聴等は、この上演権等の侵害になり、現行法上も分権の対象ではないとはいはず許されないというべきだと思います。</p> <p>そこで、この著作権者の上演権等を保護するため、アクセスコントロール機能のみのものも回避規制の対象にするべきだと思います。</p>	個人06
8	第2章第1節・ 第2節1・2	<p>中間報告の「問題の所在」には、「アクセスコントロールとコピーコントロールを組み合わせることで、利用者の利便性の向上がはかられてきている」との記述がありますが、そもそもこの認識 자체が大きく現状と異なります。</p> <p>現在、特に映像ソフトの利用環境はスマートフォンや動画再生が可能なメディアプレイヤーの普及で大きく拡大されており、これらのモバイル環境において利用者が対価を支払って購入したソフトの利用がコピープロテクトにより阻害されているのが正しい現状です。</p> <p>現状の規制下であっても、既に正当な対価を支払ってコンテンツを購入した消費者はその私的利用を阻害されています。DVDやBDソフトを購入してもそれらをポータブルデバイスに複写する事はコピー回避を経ずには行えず、私的な利用そのものが阻害されているのです。</p> <p>著作物の利用を促進する事が著作権法の本来の意義であるなら、正当な購入者の著作物の利用を阻害する法改正は不当であると言わざるを得ません。本来ならば、文化庁は正当な購入者が自らの所有するポータブルメディアに複製を行えるような仕組みを全ての著作権者共通のプラットフォームで開発するよう指導するべき立場なのではないでしょうか。</p> <p>著作権者は「ポータブルメディアにデータを移動したければ対価を支払え」と言うのでしょう(実際にデータを販売しています)。が、それでは同一内容のコンテンツに対して多重に対価を要求する事になり、著作物の普及そのものを阻害する要因になります。</p> <p>著作物に対して正当な対価を支払った利用者の私的利用を不當に制限する法改正には絶対に反対です。このような論旨が出てくること自体が、文化庁が著作権法の本来の意義を無視して著作権者の利益のみを追求する提灯持ち化している証拠です。</p> <p>海賊版の規制自体には賛成しますが、正当な利用者の私的利用を阻害して海賊版の出現を阻止しようと言うのは筋が違います。</p>	個人12
9	第2章第1節・ 第2節1・2	<p>「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会技術的保護手段に関する中間まとめ」(以下「本中間まとめ」といいます。)中、第2章第2節について、以下のとおり意見を申し述べます。</p> <p>「本中間まとめ」は、「当該技術が社会的にどのような機能を果たしているのかとの観点から保護技術を改めて評価し、複製等の支分権対象となる行為を技術的に制限する「機能」を有する保護技術については、著作権法の規制対象とするのが適当であると考える。」(10頁)としています。</p> <p>この考え方方は、1998年(平成10年)12月の「著作権審議会マルチメディア小委員会ワーキンググループ(技術的保護手段・管理関係)報告書」及び2006年(平成18年)1月の「文化審議会著作権分科会報告書」が、技術を複製不能型、複製作業妨害型、使用不能型に分類して使用不能型技術は支分権を防止又は抑止する手段ではないとしたことを改めるものであり、保護技術の実態に即した適切な考え方であると考えます。</p> <p>使用不能型とされる暗号型技術についてみても、その技術が機器の複製機能を動作させないのであれば複製制限技術にはなりません。また、公衆の視聴に供する業務用の視聴機器での使用を不能とする技術として用いるとすれば、それは単なる視聴制御技術に留まらず上映権侵害を防止又は抑止する技術となります。</p> <p>したがって、暗号型技術は使用不能型の技術でありアクセスコントロール技術だとする従来の考え方方は、本来様々な目的で用いられる暗号型技術の実態にそぐわないと考えます。</p> <p>また、著作物等がパソコンで利用されるようになったデジタル・ネットワーク社会においては、暗号型技術は、パソコンでの複製を防止又は抑止する有効な技術として不可欠の手段となっています。</p> <p>にもかかわらず、暗号型技術が技術的保護手段と解されていないため、暗号型技術を回避するツールが蔓延し、その結果、P2Pソフトを用いたファイル交換や動画投稿サイトへの無許諾アップロード等により違法複製されたコンテンツがネット上にあふれるなどの状況が生まれています。</p> <p>暗号型技術は、こうした違法複製・違法流通を防ぐための著作権保護技術として用いられており、その目的や機能に即して著作権法上の技術的保護手段として位置づけることが必要不可欠となっていると考えます。</p> <p>以上</p>	社団法人日本映像ソフト協会

「技術的保護手段に関する中間まとめ」に対する意見

番号	項目	意見	個人／団体名
10	第2章第1節・ 第2節1・2	<p>1 アクセスコントロールの回避機器の氾濫等によって近年コンテンツ産業に大きな被害が生じていると報告される現状において、著作権法の技術的保護手段に関する規定を適切に見直すことによって、この状況を是正するとした、中間まとめに基本的に賛成である。</p> <p>2 また、この見直しにあたって、アクセスコントロール機能とコピー機能（※注1）を併せた技術を社会的・実体的に評価し、著作権法の技術的保護手段（※注2）に該当するとしていることについても、基本的に賛成である。</p> <p>3 ただし、前項の見直しにあたっては、以下の点に留意されたい。</p> <p>(1) 中間まとめ10頁最下段にも記載があるように、著作権法上の支分権の対象外となる行為を規制の対象としないこと、すなわち、著作権法の支分権の対象とならない、いわゆるアクセスコントロール機能のみを有する技術については、現行著作権法の体系を大きく変更する可能性があるため、今回の見直しに当たっては対象としないこと。</p> <p>(2) 著作権法の技術的保護手段の見直しについては、アクセスコントロール機能とコピー機能を併せた技術を社会的・実体的に評価すると記載があるものの、どのような条文案にするのかという具体的な報告がないため、立法にあたっては「明確性の原則」に特に配慮すること。</p> <p>(3) 著作権法の技術的保護手段の回避機器等の提供については、刑事罰の対象（著作権法120条の2第1号、2号）であるため、「技術的保護手段」及び「回避」の規定の見直しの際の条文化については、罪刑法定主義に反しないよう「明確性の原則」に特に配慮すること。</p> <p>(4) 他方、近年、技術に関する著作権法の条文は難解で理解困難な表現になりつつあるが、法律は一般市民が一読して理解できるものでなければならぬものであるから、改正案文はできるだけ平易な表現で規定すること。</p> <p>(5) 汎用的な装置及び特定の信号に反応しない、いわゆる「無反応機器」を技術的保護手段の回避対象としないという、現行法を維持すること。</p> <p>※注1：本意見書においては、中間まとめ1頁記載の用語の定義のとおり、「アクセスコントロール」とは「著作物等の視聴等といった支分権の対象外の行為を技術的に制限すること」、及び「コピー機能」とは「複製等の支分権の対象となる行為を技術的に制限すること」を意味するものとする。</p> <p>※注2：本意見書においては、中間まとめ1頁記載の用語の定義のとおり、著作権等の支分権の対象となる行為を保護するかどうかに問らず著作物等の保護のために用いられている客観的な意味での技術を「保護技術」とし、著作権法上の対象となる保護技術を「技術的保護手段」として表現する。</p> <p>【意見の理由】 以下、意見募集要項に従い、中間まとめのどの論点に対する意見であるかを特定して、意見の理由を述べることとする（なお、記載のない論点については、特に意見は述べない。）。</p> <p>第1「第2章 技術的保護手段の在り方にについて」について 1 「第1節 問題の所在」について（中間まとめ7頁） デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、著作物等を取り巻く環境が急激に変化し、著作物の流通が拡大し利用者の利便が大きく広がったという正の面の存在とともに、違法複製されたコンテンツの流通も急激に拡大したという負の面があることは否定しがたい。このような著作物の違法複製・違法流通による利用を防ぐために、著作物等の保護技術は効果が大きく、これを著作権法上も適切に保護する必要があると言えよう。 2 「第2節 技術的保護手段の見直しに当たっての基本的考え方」について（同8頁ないし同15頁） (1) 上記1のような現状においては、著作権者等の権利の実効性の確保という観点から、従来の「技術」面のみに着目する在り方を見直し、CSS等の「暗号型」技術やマジコン等を対象とするゲーム機・ゲームソフト用の保護技術について社会的な「機能」の観点から評価し、違法な複製等の著作権等侵害行為を技術的に防止又は抑止する「機能」を有している手段と評価される保護技術については、アクセスコントロール機能とコピー機能が一体化した技術として、新たに著作権法2条1項20号の技術的保護手段の対象とすることについて、基本的に賛成である。 著作権の代表的な支分権である複製権（著作権法21条）に基づく複製と評価するためには、「その著作物の内容及び形式を覚知させるものを再製作する」あるいは「本質的特徴を人が感得することができなければならない」等と言われている（※注3）。したがって、著作物の内容及び形式、あるいは本質的特徴を覚知し感得できないようにするための技術を、著作権者等権利者が当該著作物の複製物に施した場合において、無権利者が当該技術を除去あるいは改変等することによって、当該著作物の内容及び形式、あるいは本質的特徴を覚知し感得できるような複製物を作成する行為は、著作権法上の著作物の複製行為と評価することができるよう。 例えば、CSSによって暗号をかけられたDVDをそのままコピーした場合、そのDVDを視聴しても複製されたDVDに格納された著作物の本質的特徴を人が感得することはできないのであるから、これは単に暗号化されたデータをコピーしただけであって、著作権法上の複製（21条）とは評価できない。しかし、CSSによる暗号を解除した後コピーされたDVDについては、そのコピーされたDVDに格納された著作物を人は視聴することができるのであるから、CSSによる暗号を解除した後のコピーは、著作権法上の複製と評価することができると言えよう。 同様に、本来、正規のゲーム機本体では作動しない非正規ゲームソフトを複製し、アップロード（自動公衆送信・送信可能化）したとしても、それは、著作物の複製・自動公衆送信・送信可能化としては不完全な行為と評価できるところ、マジコンのように、セキュリティ信号を付加することによって非正規ゲームソフトの起動を可能とする行為は、これによって、正規ゲームソフトの複製・自動公衆送信・送信可能化と同様の行為を行ったと評価でき、無権限者による非正規ゲームソフトの複製（21条）、自動公衆送信・送信可能化（23条）を助長することになるから、著作権侵害の帮助行為であると評価することができると言えよう。 したがって、これらの技術は、アクセスコントロール機能とコピー機能を一体化することによって、著作権法の支分権侵害を防止又は抑止するものであると評価することができるものであるから、今回、著作権法の技術的保護手段の対象とすることは、基本的に賛成である。 (2) 他方、コピー機能と一体化していない、単にアクセスコントロール機能のみを有するような保護技術をも著作権法2条1項20号の技術的保護手段の対象とすることは、現行著作権法上の支分権の対象ではない行為を制限することになり、著作権法体系全体に大きな影響を及ぼすことになる。このような著作権法体系全体に大きな影響を及ぼすような改正については、別途十分に議論を行う必要がある。 したがってアクセスコントロール機能のみを有する保護技術については、今回、著作権法2条1項20号の技術的保護手段の対象としないという中間まとめに賛成である。</p> <p>※注3：最判昭和53年9月7日判時906号38頁（ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件）、東京地判平成11年10月27日判時1701号157頁（雪月花事件）等。</p>	日本弁護士連合会

「技術的保護手段に関する中間まとめ」に対する意見

番号	項目	意見	個人／団体名
11	第2章第1節・ 第2節1・2	<p>上述の箇所を第3章の16および17頁の箇所、第4章の「技術的保護手段の見直しに伴う回避規制のあり方」と組み合わせて考えた場合、この報告書は「規制対象となる技術行為に、現時点の違法行為であるフラグ付加型のスピードコントロールに加え、コピー・コントロールの機能を有すると考えられる暗号型のアクセスコントロール技術を追加するもの」と見て取れる。これにより新たに違法化される行為は「暗号方のアクセスコントロールを解除しての私的な複製(刑事罰なし)」「アクセスコントロール回避機器およびプログラムの公衆、譲渡や貸与目的での製造(刑事罰あり)」ということになる。</p> <p>しかし、アクセスコントロール技術については、平成11年のDRM回避規制導入時や平成18年の文化審議会報告書の検討時において、著作権法での規制対象に含めないとされたものであり、また、当時と現代で特殊な立法事実の変化もなんら生じてはいない。例として、マジコン被害にはCESAの「違法複製ゲームソフトの使用実態調査報告書」を引用しているが、違法DLと通常販売との構成比率を全く同じと仮定する、日本の国内での販売比率が2%であることから、世界でのマジコン被害額を日本のマジコン被害額の4倍として推定するなど、なんともお粗末な調査手段が用いられており、これを前提とすること自体はかけているといわざるを得ない。</p> <p>そもそも家庭内での私的複製をいちいち監視し、規制するなどということは物理的に不可能でありダウンロード違法化もしかり、また、アクセスコントロール回避機器の規制に関しては、DVDリッピングソフトやアクセスコントロール回避機器としてのマジコンは現時点でも不正競争防止法により規制対象となっており、わざわざ著作権法により二重規制をかける意味は乏しい。</p> <p>しかも、報告書内ではオンラインゲームのアクセスコントロールを取り上げ「アクセスコントロール機能のみ有する保護技術(新たに規制対象となるコピー・コントロール機能を有さない)と考えられる」などとしているが、実際問題アクセスコントロール機能がコピー・コントロール機能を有するか否かをきちんと評価できるからきわめて怪しい。そのため暗号化のみのDRMによりデータを送信する場合そのデータはアクセスコントロールのものかコピー・コントロールのものかの判別は困難を極める。結果として、本来アクセスコントロール機能のみを有するものもコピー・コントロール機能を有するとされ、規制されるという規制対象の大幅拡大が懸念されるのである。</p> <p>ついでに申し上げると、この報告書自体、信用できないソースを元に技術面等々ろくな議論がされず、メンバーからも察するに規制強化を前提とした話し合いが進められているとしか見えない。</p> <p>したがって、私はこの報告書に全面的な異議を唱えるとともに、意味のない法改正、規制強化に強く反対を申し上げる。</p>	個人21
12	第2章第1節・ 第2節1・2	アクセスコントロールの保護技術については、報告どおり対象外とすべきであると考える。 著作物の購入者は、購入したものを自分の再生したいプラットホームで再生する権利があると思う。その観点から、アクセスコントロールの保護技術を回避する機器を禁止することは適当でないと考える。	個人27-2
13	第2章第1節・ 第2節1・2	<ul style="list-style-type: none"> ● 中間まとめの基本的な方向性に賛成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中間まとめでは、「CSS等の「暗号型」技術やゲーム機・ゲームソフト用の保護技術について、契約等の社会的実態も含め、保護技術が社会的にどのような機能を果たしているかとの観点から評価し、複製等の支分権の対象となる行為を技術的に制限する「機能」を有していると評価される保護技術については、技術的保護手段の対象とすることが適当である。」と結論付けている。著作物等をその不正な利用から防ぐために権利者や事業者が使用している「暗号型」技術について、実態としての目的から著作権法上の技術的保護手段の対象とするものであり、その基本的な方向性に大いに賛成する。そのうえで、以下の諸点について要望・陳述する。 	社団法人日本民間放送連盟

「技術的保護手段に関する中間まとめ」に対する意見

番号	項目	意見	個人／団体名
14	第2章第1節・ 第2節1・2	<p>第7ページの脚注7において、CESAの「違法複製ゲームソフトの使用実態調査報告書」(http://www.cesa.or.jp/uploads/2010/ihoufukusei.pdf)を引用しているが、この実態調査報告書は、東南アジア・南米出身の20代男女5人のみに対する聞き取り調査をユーザーのアクセスコントロールの回避行為の実態としたり、良く分からぬ基準で選んだサイトのアクセスカウンターのカウント数のみから被害額を推計したりするなど、法改正の前提とされることがどうぞ考えられないデタラメな実態調査であり、最終まとめにおいてはこの脚注は削除すべきである。最低でも一方当事者のみによるものでない、ある程度信頼のにおける客観的な実態調査をまず行うべきである。(この脚注の実態調査等があまりに酷いので念のために書いておくが、言うまでもなく、このような調査の際、違法アップロード又は違法ダウンロードによる被害と、DRM回避機器による被害は混同されるべきでないものである。)</p> <p>そして、第9ページ以下の「2 基本的な考え方」と第11ページ以下の「3 保護技術の実態とその評価」で、「ゲームに用いられている保護技術をアクセスコントロール技術として整理し」(第11ページ)、「『フラグ型』技術等に加え、CSS等の『暗号型』技術についても、保護技術の『技術』の側面のみならず、当該『技術』が、契約の実態等とも相まって、社会的にどのように『機能』しているのかという点も含めて評価することにより、技術的保護手段の対象とすることが適當」(第15ページ)で、「ゲーム機・ゲームソフト用の保護技については、(中略)当該保護技術が社会的にどのように『機能』しているかという観点から着目すれば、複製等の抑止を目的とした保護技術と評価することが可能」(第15ページ)である等の整理を行っているが、このような整理は今までの著作権法と不正競争防止法の法的整理を完全に無視し、DRM技術に関する本質的な理解を欠いており、法改正の前提として全く取るに値しない。</p> <p>この中間まとめでまず問題とされているのは、CSSのような暗号のみによるタイプのDRM技術・アクセスコントロール技術の取り扱い取り扱いであるが、アクセスコントロール技術あるいはアクセスコントロール回避機器等は、既に制度導入当初から不正競争防止法の規制対象とされているのであり、加えて著作権法で規制をかけることは、将来的に著作権法の本来の法目的に照らして規制すべきでない物や行為にまで規制が及ぶ危険を高めることにしかならない。制度導入以来立法事実に変化がないことに照らしても、著作権法の法目的に照らしてもこのような法改正はなされるべきではない。</p> <p>さらに言えば、この中間まとめに書かれているようにアクセスコントロール技術をコピーコントロール機能を有するか否かという観点からきちんと評価することが可能かという点からして疑問である。オンラインゲームのアクセスコントロールにしても送信データのコピーを抑止していないとできるかどうか疑問であるし、動画配信等も含め、暗号化のみのDRMによりデータを送信する場合にそれがアクセスをコントロールするものであるのか、コピーをコントロールするものであるのかの評価は非常に難しく、暗号によるもの等のアクセスコントロール技術を著作権法の対象とすることは、本来著作権法の法目的に照らして規制すべきでないものも含め、実質あらゆるDRM技術が著作権法上の技術的保護手段に含まれることにならかねない危険なことであると言わざるを得ない。</p> <p>特に、本中間まとめはCSS等を回避して行う私的複製を規制しようとしているものと思えるが、ダウンロード違法化におけるパブコメにおいても大半の意見で指摘されていた通り、捕捉不可能な家庭内の私的複製行為を規制しようとする発想自体間違っている。コンテンツへのアクセスあるいはコピーをコントロールしている技術を私的な領域で回避しただけでは経済的損失は発生し得ず、また、ネットにアップされることによって生じる被害は公衆送信権によって既に力ubaされているものであり、その被害とDRM回避やダウンロードを混同することは許されない。それ以前に、私法である著作権法が、私的領域に踏み込むということ自体異常なことと言わざるを得ない。かえって、著作権法において、私的領域におけるコピーコントロール回避やダウンロードまで違法とすることで、著作権法全体に関するモラルハザードとデジタル技術・情報の公正な利活用を阻む有害無益な萎縮効果が生じているのではないかと考えられる。この点でもさらなる規制強化をするべきではなく、逆に、パブコメ等で示された民意を完全に踏みにじり、文化庁の偏見・暴走と国会議員の無知から一方的に導入されたものである、私的領域でのコピーコントロール回避規制条項(著作権法第30条第1項第2号)及びダウンロード違法化条項(同著作権法第30条第1項第3号)の速やかな撤廃こそ行うべきである。</p> <p>また、この中間まとめでは、ゲーム機、特にニンテンドーDSに用いられるいわゆるマジコンと呼ばれるDRM回避機器の取り扱いも問題とされているが、マジコンには通常ゲームプログラムの複製機能を有するものもあり、特に問題とされているニンテンドーDSで用いられている保護技術が既に著作権法の対象となっているフラグ型の技術であることを考えれば、マジコンは、既に不正競争防止法の規制対象であるだけでなく、技術的保護手段に用いられている信号の除去又は変改を行うコピーコントロール回避専用装置を含むとして現行の著作権法の規制対象となり得るものがあるとも考えられる。しかし、本中間まとめは、マジコンを大した根拠もなく一方的に著作権法の規制対象外と決めつけ、さらに不正競争防止法による対応の可能性についても等閑視するなど、コンテンツ保護のためのどのような技術が用いられているのか、その回避のために具体的にどのような装置等が使用されているのか、そのうち何が現行の著作権法と不正競争防止法で規制対象となっており、何がなっていないのかという観点からの技術と法律に関する整理・検討が全く不十分であり、規制強化を正当化するに足る合理的な理由がどこにあるのかさっぱり分からぬ粗末さである。</p> <p>なお、アクセスコントロール回避機器等の条件付きでの製造規制、その譲渡等への罰則付加については議論の余地がなくはないだろうが、不正競争防止法の枠内で議論すれば済む話である上、2009年2月にDRM回避機器についてゲームメーカー勝訴の判決が出ていることなどを考えても、現時点で、現状の規制では不十分とするに足る根拠は全くないと私は考えている。</p> <p>第2章の法改正の前提とするには到底足らないお粗末極まる整理は全て白紙に戻し、DRM技術とその回避技術を技術的・法的見地からきちんと網羅的に分類し直し、不正競争防止法の規制も含めて現行の規制で本当に何が不十分とされるのかという観点から全面的に再検討を行い、その再検討において現行規制で不十分な具体的なケースが想定されない限り、最終まとめにおいて規制強化はしないとするべきである。</p>	個人28-2

「技術的保護手段に関する中間まとめ」に対する意見

番号	項目	意見	個人／団体名
15	第2章第1節・ 第2節1・2	<p>文化審議会著作権分科会法制問題小委員会技術的保護手段に関する中間まとめ(以下、本報告)について反対の主旨で意見を述べさせていただきます。</p> <p>(1) 本報告についての私の理解 本報告は、知的財産推進計画2010における決定をうけて、「アクセスコントロール回避規制の強化」を図ることを目的に設置されたワーキンググループによる議論の、中間的なまとめとして作成されたものである。本報告では各国における法規制の比較、条約上の要請、問題の所在等を検討した上でアクセスコントロール「技術」は、単にアクセスコントロールのみを機能として有している訳ではなく、コピーコントロールを有効に働かせる機能を合わせもつことから、著作権および隣接権の保護するために著作権法(以下、法)の改正を含む規制の見直しを要するというものである。</p> <p>(2) 現状に対する認識 いわゆるマジコン問題や動画等において、違法にソフトがアップロードされている現状を鑑みれば、権利者の権利を防衛するための措置が必要であることには異論がない。尚、脚注7にある被害の実態については、ダウンロード者が必ずしも当該ソフトを購入するとは限らないことから、違法にダウンロードされたソフトを民事上権利者が被った損害として考えることには異論がある。</p> <p>(3) 権利者の経済的利益にたいする損害は当該著作物が不特定多数に頒布されるときに発生する 法第30条は私的使用のための複製を行うことについては、著作権が及ばないとして認めているので、単に、個人が私的複製を行うことにより複数の手段によってアクセス可能な状態にすることにより著作権者の意図しない利用をおこない、別のアクセス手段を提供することを目的とした著作物の購入を行わなかったところで、それを著作権者の損害とみなすことはできない。従って、(2)に示した著作権者の損害は、当該著作物が、法30条一項に定める、家庭内その他これに準ずる限られた範囲内を超えて頒布されたときに初めて発生するのもである。本報告でのアクセスコントロール回避規制強化についての議論は、もっぱら、私的複製についての規制そのものについて焦点をあてられているものであり、均衡を失した過度な方向性に至っていると言わざるを得ない。尚、法30条一項二号は、著作権の防御措置として、技術的保護手段の回避※によって複製を行うことを規制したものであり、同項三号は損害の発生時における一方の当事者としての受信側の行為を規制したものであり、著作権の保護手段としてその損害から権利者を防衛するために例外的に定められたものとして肯首できる。</p> <p>※ この場合における回避とは、技術的保護手段に用いられている信号の除去又は改変を行うことにより、当該技術的保護手段によって防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によって抑止される行為の結果に障害を生じないようにすることであり、つまりは、当該著作物に付帯する電磁的情報の改変を伴う行為であって、本報告におけるアクセスコントロール回避とは根本的に異なる。</p> <p>(4) コピーコントロール機能という概念が曖昧で、広範囲におよぶ可能性がある 技術的な議論もされているが、極めて曖昧であると言わざるを得ない。例示してある既存の技術から分類されているに過ぎず、将来において生じるであろう問題についてほとんど考慮されておらず近視眼的である。一例だけあげるが、仮にある特定の基本ソフトウェア(以下、OS、電子計算機を稼動させるための電磁的情報)がある特定の電子計算機製品においてのみ機能するように設計したものがあったとする。このとき、別の電子計算機においてこのOSが機能しないように設計された仕様そのものは、本報告でとりあげた非暗号型のうちフラグ型、エラー惹起型いずれにもとどりうる。そうであったとすれば、別の電子計算機においてこのOSを起動させる試みは法的に規制されるべきものであろうか。また、いわゆる仮想マシン技術によってこのOSを別のOS上で起動させる試みも規制されるべきであるのか。民事上の契約として、これらが正当な行為であるかという議論はありうるが、私にはこれが法的規制の対象となるものとは到底思われない。例にあげた仮想マシンは様々な分野で応用される可能性があるものであり、本報告に示されたような規制が開発者を萎縮させ革新的な技術の開発を滞らせるおそれすらある。</p> <p>(5) まとめ 現状として、対策を講じるべき問題が存在することは認めるが、これは現在の著作権法で充分取締が可能なものであり、立法的な措置が必要であるとは到底思われない。また、本報告で示された報告は現行法で認められた私的複製についての配慮が欠けたものである。さらに、技術的な問題として、機能としてのコピーコントロールという概念は非常に曖昧で拡大解釈される可能性があり、開発者を萎縮させるおそれがある。これらのことを考慮すれば、個人の行為に対する立法的な規制は極めて自制的であるべきと考えられ、本報告にしめされた立法的な対策については反対の立場をとる。最後になるが、様々なコンテンツを生み出す著作権者たちに敬意を表するとともに、これらの著作権者がその業において充分な利益を得ることができ、利用者がそれにこれを推進するような創造的な社会環境が実現することを切に願うものである。</p>	個人29
16	第2章第1節・ 第2節1・2	<p>現行制度の技術的保護手段回避ルールでは、複製が社会に横行し権利者における著作物再生産のビジネスモデルが維持できないという現実を鑑みれば、「CSS等の「暗号型」技術やゲーム機・ゲームソフト用の保護技術を技術的保護手段の対象とすることが適当である」とした技術的保護手段の見直しについて理解できるものあり、基本的に賛成する。なお、同結論及びその結論を得るうえで検討された「現行のように保護技術の「技術」のみに着目して、コピーコントロール「技術」か否かを評価するのではなく、ライセンス契約等の実態も含めて、当該技術が社会的にどのような機能を果たしているのかとの観点から保護技術を改めて評価し、複製等の支分権の対象となる行為を技術的に制限する「機能」を有する保護技術については、著作権法の規制対象とすること」(第2章【7頁～15頁】)について、実際の法改正時、以下のような丁寧な説明作業が望まれる。</p> <p>(1)現在、パソコン上でCSSを解除しDVDを再生するソフト(専ら、DVDの複製等を目的とするものについては除く)が適法である(平成10年著作権審議会マルチメディア小委員会WG報告書、平成18年文化審議会著作権分科会報告書参照)として流通しているが、事後のに、著作権法30条1項2号の「技術的保護手段」に該当することになれば、これらのソフトの利用者に混乱を与えるかねない。 このため、従来の解釈との関係乃至整合性について、十分な説明を行うべきである。</p> <p>(2)上記見直しの理由となっている「ライセンス契約等の実態も含めて、当該技術が社会的にどのような機能を果たしているのかとの観点から保護技術を改めて評価し、複製等の支分権の対象となる行為を技術的に制限する「機能」を有する保護技術については、著作権法の規制対象とすること」については、第三者に不測の不利益を及ぼさないように、明確な判断基準を示すべきである。</p>	日本弁理士会

「技術的保護手段に関する中間まとめ」に対する意見

番号	項目	意見	個人／団体名
17	第2章第1節・ 第2節1・2	<p>中間まとめは、概ね次のように提言しています。</p> <p>//////////////////</p> <p>現行のように保護技術の「技術」のみに着目して、コピーコントロール「技術」か否かを評価するのではなく、後述するように、ライセンス契約等の実態も含めて、当該技術が社会的にどのような機能を果たしているのかとの観点から保護技術を改めて評価し、複製等の支分権の対象となる行為を技術的に制限する「機能」を有する保護技術については、著作権法の規制対象とすることが適当であると考える。</p> <p>//////////////////</p> <p>しかし、「当該技術が社会的にどのような機能を果たしているのかとの観点から保護技術を改めて評価し」た結果「複製等の支分権の対象となる行為を技術的に制限する「機能」を有する保護技術」とされることになる技術とは、結局のところ、「複製等の支分権の対象となる行為が行われた結果利用者の手元に届いたデータからは著作物等を再生できないこととする技術」を指している過ぎないようにも見えます。そうであるならば、不正競争防止法上の技術的制限手段の回避装置の流通規制とは別個に著作権法でこれを保護する必然性を見いだすことができません。</p> <p>また、中間まとめでは、技術的保護手段の対象として位置づけることが適当であるとされている「エラー惹起型」技術の例として、「コピーコントロールCD」が挙げられています(13頁)。しかし、これは、PCでの音楽データの読み取りを妨害する技術であり、支分権の対象ではない「公衆に直接聞かせる目的なき音楽の演奏」をも妨害するものであり、有り体に言えば、著作物の再生に用いる機器の種類をコントロールしようとする技術です。このようなものまで「中間まとめ」が「複製等の支分権の対象となる行為を技術的に制限する「機能」を有する保護技術」と位置づけていたとなると、今後開発されるである新技術のうちどのようなものが「複製等の支分権の対象となる行為を技術的に制限する「機能」を有する保護技術」に含まれるとされるのか、皆目見当がつかなくなります。</p> <p>さらにいえば、「コピーコントロールCD」は、機器メーカーの団体等と協議して定めた規格に則って異常動作を引き起こすような信号をコンテンツに混在させるのではなく、コンテンツ提供者の側で一方的にエラー惹起情報をコンテンツに混在させてエラーを惹起させるものです。このようなものまで「複製等の支分権の対象となる行為を技術的に制限する「機能」を有する保護技術」に含まれるとなると、機器メーカーとしては、特定の種類のエラー情報によって機器が正常に動作しないというクレームが寄せられたときに、これを是正して機器が正常に動作する仕組みを講じてよいのかどうか、コンテンツ提供者に確認しなければいけないということになります。これは、エラーに強い高機能な機器を開発して世界的な競争に打ち勝とうという機器メーカーにとって大きな足かせとなるおそれがあります。</p> <p>したがって、「中間まとめ」にて提言されているような法改正は、見送るべきだと思います。</p>	個人33-2
18	第2章第1節・ 第2節1・2	違法アップロードに対しては送信可能化権によって実質的な保護が図られており、技術的保護手段の回避について重ねて規制する必要はない。	個人37
19	第2章第1節・ 第2節1・2	<p>前回と比較して、はたしてアクセスコントロール技術について著作権法を改正すべき立法事実が存在するか疑わしい。今一度、きちんとした社会調査の方法に従って立法事実の存否について調査すべきである。</p> <p>不正競争防止法でカバーできる分野と重複するような、著作権法の目的を逸脱した法改正は不要であるばかりか有害である。</p> <p>業として行われるもののはともかく、家庭内で行われる私的複製行為については、そもそも行為の把握のしがなく、規制の実効性がなく、無理に規制しようとすれば弊害が大きい。</p>	個人38
20	第2章第1節・ 第2節1・2	過去数回における審議会・分科会などにおいても、アクセスコントロール回避の規制については適当でないという報告があるにもかかわらず、小委員会において「規制すべき」という結論になるのではなく、結局まず規制の結論ありきなのだとと思われるを得ず、公正・公平な意見を受け入れた結果とは思えません。コンテンツは著作権者だけで成り立つものではなく、利用者あってこそという視点が欠けているのではないかと思われます。たとえばCDでは問題なく利用できる私的複製・私的編集がDVDなどでは出来ないことは、正規に購入して利用している一利用者の立場からすると納得できないものがあります。違法アップロードやP2Pへの流出問題と、正規のユーザーの利便性を混同した議論は不適当であるし、これ以上の正規のユーザーによる私的利用の複製が違法になるような法改正には反対です。	個人39
21	第2章第1節・ 第2節1・2	<p>「中間まとめ」では次のように記載されている。</p> <p>//////////////////</p> <p>○ このようなアクセスコントロール機能とコピーコントロール機能とが一体化している保護技術を著作権法上の技術的保護手段の対象外としていることは、保護技術の高度化・複合化など技術の進展に著作権法が対応できないという問題とともに、前述したように著作権等の実効性の低下が強く指摘されている中において、著作権者等の保護の観点から、もはや放置することのできない問題となっていると言える。</p> <p>○ また、ネット上の違法流通を恐れて著作物のインターネット配信等を躊躇し 著作物の円滑な利用を妨げることにもつながるなど、インターネット上の著作 物流通の促進の観点からの問題、さらに、欧米諸国にあっては広くアクセスコントロール「技術」を含め著作権法の規制対象としており、国境を越えた著作 物流通が増大する状況にあって、国際的な協力のもと著作権保護を図っていくことの重要性の観点からも問題があり、対応が急務となっているものと考える</p> <p>//////////////////</p> <p>しかし、著作権法は既に、著作物の違法ネット流通については送信可能化権を創設することにより対応しており、さらに昨年は、音楽・映像等に関して違法アップロードサイトからのダウンロードを違法化させる改正法を施行しています。また、中国を含む主たる諸外国も、著作物の違法ネット流通については著作権法による網をかけるとともに、ISP等を通じて違法アップロードの迅速な削除を行えるような仕組みが採用されています。したがって、今ある法的な権利を適切に行使すれば、著作物の違法ネット流通は相当程度抑止することが可能です。</p> <p>ところが、我が国のコンテンツホルダーは、新たな法的な仕組みを作ることには熱心ですが、これを活用することは不熱心です。新たな制度に市民が恐れおののいて自主的に著作物の違法ネット流通に関与するのを回避することを求めるあまり、規制を求める範囲が過剰に広がってしまっています。しかし、権利を創設しても権利者がこれを積極的に活用しなければ当初予定していた効果が得られないのは当然のことで、これは現行制度がさらなる法規制を必要とするほどに不備であるこの結果ではありません。</p> <p>つきましては、新たな法規制を行う前に、既に創設した諸権利をコンテンツホルダーたちがどの程度活用してきたのか（民事訴訟や民事保全を国内外でいくつ申し立てたのか、刑事告訴をいくつ行ったのか、ISP等への削除要求はどれだけ行ったのか、著作物の違法ネット流通を発見するためにどのような体制を組んだのか）等を調査した上で、十分に活用してもなお現行法では足りないと見えるのかを、検討していただければ幸いです。</p>	個人33-3

「技術的保護手段に関する中間まとめ」に対する意見

番号	項目	意見	個人／団体名
22	第2章第1節・ 第2節1・2	<p>◆この(技術的保護手段)の強化は、国民に充分に周知されていない。 国民に充分に周知させずにしかもパブリックコメント募集期間も僅か23日という短期間しか募集していないのは、悪質である。</p> <p>(引用開始) 海賊版のゲームソフトをインターネットでダウンロードして遊べるようにする機器(回避機器)について、文化庁は製造・販売やサービスの提供などを規制するため、刑事罰の導入を盛り込んだ著作権法の改正案を今年度中にまとめる方針を固めた。早ければ来年の通常国会に提出する見通し。アジアや欧米各国では、携帯ゲーム機向けの「マジコン」と呼ばれる機器が多数出回り、国内でも被害が深刻化しており、歯止めをかけるのが狙いだ。</p> <p>「マジコン」販売に刑事罰 文化庁、来年にも著作権法改正案 全世界で推計被害4兆円 - MSN産経ニュース (引用終了)</p> <p>確かにニュースでも取りあげられているが、ニュースでは(マジコン規制)としか報道していない。</p> <p>実際には、マジコン規制は建前であり、この規制の中心となるのは、「マジコン」という特定の品目ではなく、「アクセスコントロール」というアクセス制御技術の保護(回避の規制)である。マジコンはアクセスコントロールを回避する一つの機器に過ぎない。</p> <p>つまりDVDなどの映像を別の記録媒体に持ち出すことも違法化されてしまう。 DVDは、120mもの大きさがあり荷物になるので、旅行に一枚一枚持つて行こうとした場合、荷物になる。 これを小さく大容量記録出来るメモリースティックなどに移した場合荷物を減らすことも出来るが、規制によりそれも出来なくなるので、折角技術が進んでも、意味がなくなってしまう。家庭内の私的複製行為を規制しようとする発想自体間違っている。</p> <p>更にこの規制には、将来的に著作権法の本来の方目的に照らして規制すべきでない物や行為にまで規制が及ぶ危険性を高めることにしかないらしい。</p> <p>現行の規制で十分である。 DVDなどへのアクセスあるいはコピーをコントロールしている技術を私的な領域で回避しただけでは経済的損失にはなり得ず、またインターネットに投稿されることによって生じる被害は公衆送信権によって処罰することが可能である。</p> <p>(引用開始)http://www.cric.or.jp/db/article/a1.html#023 公衆送信権等) 第二十三条 著作者は、その著作物について、公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。)を行う権利を専有する。 2 著作者は、公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する。</p> <p>(昭六一法六四・見出し1項2項一部改正、平九法八六、見出し全改1項2項一部改正)罰則 (引用終了)</p>	個人45

「技術的保護手段に関する中間まとめ」に対する意見

番号	項目	意見	個人／団体名
		<p>(引用開始)http://www.cric.or.jp/db/article/a1.html#119 http://www.jva-net.or.jp/faq/qa_2.html</p> <p>●複製権(21条)・公衆送信権等(23条)に違反した場合 権利者が、告訴を行うことを前提(123条)として、10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金、又はこれを併科(119条1項)。法人罰として、3億円以下の罰金(124条)。 *著作隣接権者(美術家、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者)の権利(許諾権)、送信可能化権を侵害した場合も、上記罰則の対象となります。</p> <p>(引用終了) また、以前あるゲーム機、特に任天堂DSに用いられる「マジコン」についてだが、マジコンには通常ゲームプログラムの複製機能を有するものもあり、特に話題になっている任天堂DSで用いられている保護技術が既に著作権法の対象となっており、フラグ型の技術であるので、マジコンは既に不正競争防止法の規制対象であるだけでなく、技術的保護手段に用いられている信号の除去などを用いるコピー・コントロール回避専用装置を含むとして現行の著作権法でも対応できるものがあるとも考えられる。 現行の不正競争防止法と著作権法による対応が可能であり、わざわざ危険な要素を増やす法改正には反対である。</p> <p>(引用開始)http://blog.hidemaru.com/ip/2010/12/post-4f27.html 「フラグ型」については現行著作権法の技術的保護手段の対象とされている。 「エラー惹起型」についてはコピー・コントロールの機能を有する場合に技術的保護手段の対象とすることが適当とされた。 (引用終了)</p> <p>しかし、マジコンを大した根拠もなく一方的に著作権法の規制対象外と決めつけ、さらに不正競争防止法でも対応できる可能性についても無視するなど、充分に話合われていない。 また2009年2月にDRM回遊機器についてゲームメーカー勝訴の判決が出ていることなどを考えても、現行の規制で十分であると考える。</p> <p>(引用開始) 「マジコン」販売禁止命じる 東京地裁、任天堂の訴え認める判決 http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0902/27/news077.html (引用終了)</p>	
22	第2章第1節・ 第2節1・2	<p>◆今こそ、消費者の主権を尊重する(本当の意味での法改正)をするべきである。 また、2009年1月から施行されたダウニロード違法化も廃止すべきである。</p> <p>ダウニロード違法化のバブコも大多数の反対意見を無視して強行された。 (引用開始)http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0711/28/news132.html 寄せられたパブリックコメントの総数は約7500件。うち8割が、著作物の複製を「私的使用」として認める範囲を定めていいる著作権法30条の適用範囲についての意見で、違法サイトからのダウニロード違法化に対する反対意見も多かった。 (引用終了) またCESAの「違法複製ゲームソフトのダウニロードに関する使用実態調査」のマジコン被害額もかなり曖昧である。 http://www.cesa.or.jp/news/1393/51/</p> <p>2004年から2009年までの6年間で3兆8160億円に上っていることを挙げているが、(2004から2009年の累計販売タイトル上位20位の被害額)=(税抜き価格)×(ダウニロード件数) 上記に全販売ソフト中の調査対象タイトルの売上比率、ダウニロードカウンター設置サイト比率、国内外売上比率を乗除して全体の被害額を算出</p> <p>まるでマジコンがなかったら3兆8160億円の利益があったかのような言い分だが、短絡的である。 価格が約3千から6千円で物理的に場所をとる正規版ゲームソフトと価格が0円で物理的に場所も取らない複製ゲームソフトを一緒にすべきではない。 このような調査の際、違法アップロード又は違法ダウニロードによる被害と、DRM(デジタル著作権)回遊機器による被害は混同されるべきではない。 売上数とダウニロード件数にどれだけの差異があるのかについても話しあうべきである。</p> <p>○まとめる 旅行で荷物を少なくする為に小さくて大容量の記録が可能なメモリースティックをPSPのようなゲーム機で動画を見るなどと言う私的領域でのDVDの複製について新たな規制強化をしないことはもちろん、反対意見を無視して強行採決されたダウニロード違法化の廃止など、本当の意味での法改正を行なうべきである。 また、今回の「技術的保護手段に関する中間まとめ」は技術的な事まで含めて充分に話しあわせておらず、ほとんど(規制強化の結論ありき)で「規制をつくることが目的」としか考えられない。 http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=185000490&Mode=0 前述の通り確かにニュースでも報道されたとは言え「マジコン規制」としか報道されておらず、実際は(ださくさに紛れて)DVDの映像を旅行先で携帯ゲーム機で見る為にメモリースティックにコピーする規制まで、含まれていて報道しないのは、これはマスコミによる第二次世界大戦中に戦況が有利であるかのように報道した(大本営発表)と同類の悪質な報道である。 現在のマスコミは原則として、政府に都合の悪い報道をしないのをいいことに、国民に充分に周知せずに、罰則をつくることは、悪質である。 このようなダラメな報告書は完全に白紙撤回して、一から作り直して国民に充分に周知し直して30日以上の期間を設けてから、議論し直すべきである。</p>	個人45

「技術的保護手段に関する中間まとめ」に対する意見

番号	項目	意見	個人／団体名
23	第2章第1節、 第2節1・2	<p>本中間まとめにおいて「また、ネット上の違法流通を恐れて著作物のインターネット配信等を躊躇し……」との記述があるが、これは事実誤認であると考える。</p> <p>欧米諸国においては音楽配信で DRMフリーでの商用音楽配信が2007年12月より行われ、また昨2010年11月9日より日本 amazon でもDRMフリーでの音楽配信が行われるようになったので明らかのように、商用配信において DRM等のアクセスコントロール機能は決して必須ではない。</p> <p>日本において、DRMフリーでの音楽配信が行われる前のデータではあるが、RIAJの公開している「日本の音楽産業2010」に依れば、2009年1月から12月にかけての物理メディアと有料配信を合わせた合計金額は4075億円で前年比10%減となっているのに対して、DRMフリーでの商用音楽配信を行っていた英国では、British Recorded Music Industry の“BPI Statistical Handbook 2010”に依れば同時期の音楽産業全体での収入が 2008 年の約915.6M から 2009 年では 約928.8M と 2008 年 9 月のリーマンショック後の不況の影響をフルに受けた時期でありながら、総収入が増加に転じている。この金額は、2008年から2009年にかけての平均約/円レートである170円で計算すると 2008年が1556億、2009年が1578億に相当する。</p> <p>また、RIAJ の「日本の音楽産業2010」と “BPI Statistical Handbook 2010”を比較すると、特に “Music in the Digital Environment” の章を読むと、英国では音楽事業者が利用者にとっての新たな利便性を提供することでマーケット全体を広げ、より高い収益を上げようという積極性を持っていることが伺える。</p> <p>「ネット上の違法流通を恐れて著作物のインターネット配信等を躊躇し……」という内容は、既存の物理メディアおよび着うた等の市場を失うことを恐れて新たな市場の開拓に消極的な事業者の言い訳として使われているだけだと考えている。</p> <p>実際に着うた・着うたフルにおいては携帯電話事業者の間を超えたデータの引き継ぎができず、Softbank で購入したデータは DOCOMO や au に移行する際には捨てなければならないという状況や、電子書籍においても、DRM の存在によって、マーケットがデバイス、メーカーによって細分化され、SHARP の GALAPAGOS で購入したものが、SONY の READER では利用できないといったユーザの利便性に配慮しているとは到底考えられない事態が現れている現在の状況で事業者の都合のみを配慮し、利用者の利便性に対する配慮が欠けた著作権法改定を行うということは一国民として到底許容することができない。</p> <p>特に本中間まとめはアクセスコントロールの機能を持つ技術を著作権法での技術的保護手段として認め、回避機器および回避プログラムの公衆への譲渡を禁止するものであるため、公衆である利用者自身が、現行著作権法が認める公正な利用である権利制限規定に沿った利用をすることを不可能とします。</p> <p>アメリカでの DMCA 適用除外規定についての意見 2 でも記述した内容の繰り返しになるが、私が想定している違法な利用とは具体的には、第32条の引用、第37条および第37条の2にある視覚障害者・聴覚障害者が利用するための変換、第47条の3にある相互運用性を確保するためのコンピュータプログラムのコピーの合法保有者自身による改変等である。</p> <p>つまり、アクセスコントロールの機能を含む技術を規制することは著作権者および著作物流通事業者に対して現行著作権法での権利制限規定を回避する手段を与えることに等しいことであることを承知した上で、慎重な検討が行われることを望む。</p> <p>そもそも、本中間とりまとめの直接の契機となつた内閣府知的財産推進戦略本部、インターネット上の著作権侵害contres対策に関するワーキンググループによって平成22年5月18日にまとめられた「インターネット上の著作権侵害contres対策について(報告)」によれば、回避行為規制に関して「正当な目的で行う回避行為は適用除外とした上で」とあるにも関わらず、それを無視して「正当な目的で行う回避行為」を実質的に不可能とする内容の中間とりまとめが行われるのは何故なのか、本パブリックコメントでは個別意見に対する回答は行わないとされているため、回答を期待することはできないものの、今後開催されるであろう法制問題小委員会あるいは著作権分科会の席上で、何らかの納得のいく説明が行われることを望む。</p>	個人48-3

「技術的保護手段に関する中間まとめ」に対する意見

番号	項目	意見	個人／団体名
24	第2章第1節・ 第2節1・2	<p>本中間とりまとめでは「社会的にどのような機能を有しているか」なる法制化が困難に思える珍妙な観点を持ち出して、アクセスコントロール技術をコピー・コントロール技術の一部であると強弁しているが、それらの観点をどのように条文化・法制化するつもりなのか、今後開催されるであろう法制問題章員会あるいは著作権分科会の席上で何らかの納得のいく説明が行われることを望む。</p> <p>また、コピー・コントロール技術とアクセスコントロール技術を組み合わせた技術的保護手段の中でアクセスコントロール技術のみを回避する装置あるいはプログラムも規制対象となりうる法制化を行おうという趣旨の中間まとめであると理解しているが、そうした法制化が行われた場合、第120条の2によって新たに刑事罰の対象となる行為が拡大されることになるが、条文解釈において曖昧性が残らないのかどうか、罪刑法定主義の観点から問題になることはないのかについても同様に納得のいく説明が行われることを望む。</p>	個人48-4
25	第2章第1節・ 第2節1・2	<p>1. 本まとめにおいて、著作物等の流通上広く用いられている暗号型の保護技術等について、現行著作権法が技術面にのみ着目してアクセスコントロール技術と評価して技術的保護手段の対象外と整理していることを改め、ライセンス契約等の実態も含めて当該技術が社会的に果たす機能から評価し、複製等の防止や抑止といった支分権の対象となる行為を制限する機能を有する保護技術については著作権法の規制対象とするとして、規制対象を柔軟に広げることについては賛成である。なぜなら、技術は日々進化するものであり、どのような技術で著作物を不正行為から保護するかは、技術及びマーケットの動向に基づき著作権者により自由に選択していくことが重要である。著作権法が当該技術のコピー・コントロールかアクセスコントロールかといった機能面に拘わりすぎ、著作権者及びマーケットに受け入れられている技術が通常果たす役割を評価して柔軟に保護しなければ、効果的な技術的保護手段の回避に対して適切な法的保護が与えられることにならない。条約上(WCT/WPPTや模倣品・海賊版拡散防止条約)日本が負う義務の適切な履行の観点からも、今回の改正は一過性として今後も技術の進展に照らし継続して見直しが必要であると考える。</p> <p>2. 本まとめは、「インターネット上の著作物流通の促進の観点からの問題、さらに、欧米諸国にあっては広くアクセスコントロール技術を含め著作権法の規制対象として、国境を越えた著作物流通が増大する状況にあって、国際的な協力のもと著作権保護を図っていくことの重要性」(10頁)を指摘しており、BSAも①インターネット上の著作物の流通の促進及び②国際的な保護動向との協調が重要であると考える。しかし、本まとめは、著作物の創作活動と著作物の有効な利用を促進するための手段という観点からアクセスコントロール機能のみを有する保護技術の規制について著作権制度の枠内で捉えることは短期間で結論を得ることは適当でないとして見送っている点で、検討が不十分であると考える。現在、クラウドの利用が飛躍的に増大し、著作権で保護されているコンテンツやアプリケーション・ソフトウェアを利用できる内容は、著作物をローカルのハードディスク上に複製したものを利用するかウェブ上で利用するかで実質的に相違がないか、又は多少違うことによってユーザーがどちらの方法で利用するのが良いか比較して選択する時代になっている。日本の官民ががクラウドサービスの利用促進及びインターネット上の著作物流通を重要な産業政策であって大きなビジネスチャンスであると位置付けている以上、クラウドサービスやインターネット上の著作物の適法な利用によるビジネスを可能とするアクセス・コントロール技術の回避についても著作権法の規制対象とすべく、今回の短期間な検討のみで検討を終わらせるのではなく、国際的な動向をさらに踏まえて、技術的保護手段の回避規制について検討を継続すべきである。</p>	ビジネス ソフトウェア アライアンス
26	第2章第1節・ 第2節1・2	<p>違法な複製物の氾濫によりコンテンツ産業に大きな被害が生じていることは大変遺憾であり、必要に応じて対策を講じなければならないと考えるが、規制の在り方については、事業活動や技術の発展等に与える影響等を見据え、権利の保護と利用のバランスを保つべく、慎重に検討を行う必要がある。</p> <p>「社会的にどのような機能を果たしているのかとの観点から保護技術を改めて評価し、複製等の支分権の対象となる行為を技術的に制限する「機能」を有する保護技術については、著作権法の規制対象とする」(10ページ第4段落)との方向性について大きな異論はないが、アクセスコントロール「機能」を有する技術自体を実質的に保護する結果を招くことのないよう、慎重な検討をお願いしたい。</p> <p>アクセスコントロールが社会的にどのように「機能」しているのかを評価するにあたっては、法的予測可能性が担保されるとともに、事業活動に委縮効果を生じさせたり、イノベーションに歯止めをかけないために、評価の方法や基準等の明確化が不可欠である。</p> <p>例えば「ライセンス契約等の実態」が例に挙げられているが、業界標準として用いられている技術のライセンス契約であって、オープンな条件の下、多くの事業者が締結しているようなものであればともかく、限定的な範囲で締結されているようなライセンス契約をも考慮してしまうと、結果として、特定のプラットフォームの保護につながり望ましくないと考える。</p>	日本知的財産協会 デジタルコンテンツ委員会
27	第2章第1節・ 第2節1・2	<p>「社会的にどのような機能を有しているかとの観点から評価した上で、なおアクセスコントロール「機能」のみを有していると評価される場合にまで、著作権法の規制を及ぼすものとすることは、支分権の対象ではない行為について新たに著作権等の権利を及ぼすべきか否かという問題に帰着し、現行制度全体に影響を及ぼすこととなることから、この問題の緊急性に照らし短期間での結論が求められている状況で判断できるものではなく、今後更なる検討を要すべき事項である」(10ページ第6段落)との考え方を支持する。ただし、複製等を制御する機能が確かにでも認められれば「アクセスコントロール機能のみ」にあたらず著作権法の規制が及ぶ可能性があるようにも読めるが、著作権法の法目的からして不適切であると考えるので、今回の法改正においても、このような解釈がなされないように、その規定の仕方には配慮が必要である。</p>	日本知的財産協会 デジタルコンテンツ委員会

「技術的保護手段に関する中間まとめ」に対する意見

番号	項目	意見	個人／団体名
28	第2章第1節・ 第2節1・2	<p>7頁の脚注7について。CESAの「違法複製ゲームソフトの使用実態調査」にある被害額は、極めてずさんな調査によるもので信用がおける数値ではありません。まず、インタビューの対象が東南アジア・南米出身の20代の男女5名と、極めて少數であり、サンプル数として圧倒的に少なく正確性に欠けます。また、「ダウンロード総数はもともと合理的と思われる方法で推計」とありますが、その方法も明確にはされていません。調査対象となったサイトの基準も不明瞭であり、推計結果に妥当性は認められません。そのため、この結果は法改正の根拠にするには不適当であると思われます。加えて言うならば、この「技術的保護手段中間まとめ」はアクセスコントロール回避の問題が重視されているようなので、違法ダウンロードはまた別の問題だと考えます。</p> <p>違法複製の問題ですが、まず、個人の範囲の私的複製について。著作権法は元々個人での私的複製は認めているはずです。私的複製においては経済的損失がないため、著作権法では私的複製が禁止されていないのも当然でしょう。では、複製してインターネット上に掲載する行為はどうなのかといえば、これは支分権の一つ、公衆送信権の侵害にあたり、現行の法律でも対応可能です。はたして、アクセスコントロール回避の規制にいかほどの正当性が認められるというのでしょうか。すでに著作権法に含まれているコピーコントロールについても同様のことが言えます。</p> <p>また、アクセスコントロール回避については不正競争防止法ですでに対応可能です。著作権法でさらに規制を掛けることは運用上の問題をもたらし、また、法の目的と違う方向への運用に繋がります。</p> <p>第2節 1.従来の考え方においてはコピーコントロール機能は著作権法内であり、アクセスコントロール機能は著作権法外であると示されています。2.基本的な考え方では、アクセスコントロール技術（以下AC技術）がコピーコントロール機能（以下、CC機能）とアクセスコントロール「機能」（以下AC機能）を併せ持つと考え、著作権法にAC技術を含めたいという旨が見て取れます。すなわち、AC機能を著作権法に含めたい意図はないと判断されます。</p> <p>ここで再び、第2章第1節および、第2節 1.従来の考え方を見ますと、「アクセスコントロール」という単語がAC技術を示すのか、AC機能を示すのか曖昧になっています。AC技術とAC機能の使い分けは10頁において唐突に現れています。まことに、この中間まとめにおける技術への認識の甘さが見て取れ、技術的保護手段の議論としての信頼性の低さが窺えます。</p> <p>9頁最下段において「ゲーム機やゲームソフト用の保護技術をアクセスコントロールと位置付け」しているようですが、この根拠とされる第3節(2)を読む限り、この技術がCC機能を持つという根拠は主観的に、論理のこじつけにより行われています。そもそも「複製しても見ることができない」のがAC機能であり、「複製そのものができない」のがCC機能と、「はじめに」で定義しています。ゲームの保護技術がAC機能を持つことは明らかですが、AC機能により見られないことをCC機能だとしており、自ら行った区別を自ら無視するなど、結論ありきで牽強付会を行っていることに他なりません。第3節(1)についても同じ状況が見て取れます。</p> <p>加えて、AC技術がCC機能を持ちうるかどうかの判断も、全く根拠が示されておらず、10頁の最上段の項目にあくまで主観的に「併せ有する」と決め付けています。同じく10頁、上から4番目の項目においても同様の主観的な決め付けが行われています。これらのこととは、技術がAC技術がCC機能を併せ持つかその判断が極めて難しく、主観的になることを避けられない証左です。</p> <p>技術や実態に対してどれほどの認識をしているのか、この中間まとめに信頼性はなく、法整備の根拠には足りないと思われます。ゆえに、撤回を求めます。</p>	個人50-2
29	第2章第1節・ 第2節1・2	これまで著作権法に定める技術的保護手段の対象とされていなかったアクセスコントロールについて、実態に従一部をその対象とするとした本中間まとめについて賛成する（但し、後記の懸念は依然として存在することは否めない）。殊、ゲーム機・ゲームソフトに施されている技術的手段を回避する機器・プログラムの氾濫によって、違法アップロード・ダウンロード等によるゲームソフトの被害は甚大なものとなっており、日々拡大し続けていることから、早急な立法化及び施行を希望する。	社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

「技術的保護手段に関する中間まとめ」に対する意見

番号	項目	意見	個人／団体名
30	第2章第1節・ 第2節1・2	<p>違法ゲームソフトの被害については、ゲームソフトの公衆送信/送信可能化が違法に行われていることがそもそも問題であるところ、複製そのものの防止を行っていない場合についてまで、技術的保護手段の対象と評価することは、結果として、著作権保護に名をかりたプラットフォーム保護という弊害が生じるため妥当ではない。</p> <p>著作権保護に名をかりたプラットフォーム保護が認められると、相互運用性の確保が事実上禁止されることになり、さらに、情報の問い合わせや利用の縮小まで生ぜしめる。プラットフォームとして本来重要なのは、プラットフォーム間の競争を促すことであり、したがって、競争法的及び消費者保護的な視点が重要となる。</p> <p>この点、米国議会図書館は、相互運用性確保のためのユーザーの回避行為(jail break)に対し2010年7月27日に適法と判断し^[1]、その際議会図書館が考慮した米国著作権局の勧告において、同著作権局はDMCA 第1201条(f)によりユーザーに相互運用性確保の目的で回避装置等の提供を行うことが適法となっていることや、相互運用性を推進する議会の立法意図も考慮して、jailbreakに対する適用免除を勧告しているところ^[2]。本中間まとめでは、単に回避装置等の規制を強化するのみで、相互運用性確保のための措置については一切言及されていない。</p> <p>また、リバースエンジニアリングのための複製については、相互運用性確保の観点から例外として許容する方向性がすでに確認されているものの、そもそもアクセスコントロールの回避機器の提供が禁止されると、リバースエンジニアリングを行うことが事実上できなくなるという不都合も生じることになる。</p> <p>本中間まとめp.15最終行では「特定の者によるプラットフォームの保護を認めるという観点に立つものではないことは言うまでもない。」と言明されており、さらに、2010年12月の法制問題小委及び2010年12月13日の著作権分科会で、複数の委員(中山信弘委員、小泉直樹委員、河村真紀子委員)から同様の懸念が示されている以上、かかる弊害が生じないようにして頂きたい。</p> <p>例えば、以下のような条文が考えられる。</p> <p>【罰則案】仮に技術的保護手段が技術的に著作権等の侵害を防止又は抑止していない場合においても規制をするのであれば、プラットフォーム保護に規制が及ばないように、専ら著作権等の侵害の行為によって作成された著作物に限って規制が行われる必要があるため、以下のような罰則案が一案として考えられる。</p> <p>第百二十条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 技術的保護手段が技術的に著作権等の侵害を防止又は抑止していない場合において、専ら著作権等の侵害の行為によって作成された著作物を視聴又は実行するための装置であって技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とする装置(当該装置の部品一式であって容易に組み立てることができるものを含む。)若しくは専ら著作権等の侵害の行為によって作成された著作物を視聴又は実行するためのプログラムであって技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とするプログラムの複製物を公衆に譲渡し、若しくは貸与し、公衆への譲渡若しくは貸与の目的をもつて製造し、輸入し、若しくは所持し、若しくは公衆の使用に供し、又は当該プログラムを公衆送信し、若しくは送信可能化した者</p> <p>二 技術的保護手段が技術的に著作権等の侵害を防止又は抑止している場合において、技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とする装置(当該装置の部品一式であって容易に組み立てことができるものを含む。)若しくは技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とするプログラムの複製物を公衆に譲渡し、若しくは貸与し、公衆への譲渡若しくは貸与の目的をもつて製造し、輸入し、若しくは所持し、若しくは公衆の使用に供し、又は当該プログラムを公衆送信し、若しくは送信可能化した者</p> <p>あるいは、</p> <p>【適用除外案】仮に技術的保護手段が技術的に著作権等の侵害を防止又は抑止していない場合においても規制をするのであれば、プラットフォーム保護に規制が及ばないように相互運用性が確保されるように適用除外を規定する必要がある。例えば、以下の適用除外案が一案として考えられる。</p> <p>相互運用性の達成のために必要である場合は、コンピュータ・プログラム間の相互運用性を達成するために必要なコンピュータ・プログラムの要素を特定し解釈することを可能にするために、又は、コンピュータ・プログラム間の相互運用性を達成するために、そのコンピュータ・プログラムの著作権の侵害を構成しない範囲において、技術的保護手段を回避する技術的手段を開発し、若しくは使用し、又は公衆へ譲渡することができる。</p> <p>また、いわゆるマジコンによる被害実態として、当事者による試算結果は顕出されているものの、合法的利用実態がどの程度あるのかについては何らの調査も行なわれていない(12月3日の法制問題小委における中山信弘委員による指摘)。</p> <p>今回目指している著作権法改正は、万が一にでも情報一般へのアクセスコントロールとなるとすると、民主制の基礎である表現の自由・知る権利を不当に規制することとなりかねない。</p> <p>したがって、そのような法改正を支える立法事実としては、これでは不十分である。</p> <p>[1] http://www.copyright.gov/1201/ Apple社のiPhone等のアクセスコントロールを回避する行為(jailbreak)が、ユーザー団体の申立どおりに適法と認められた。</p> <p>2 http://www.copyright.gov/1201/2010/initiated-registers-recommendation-june-11-2010.pdf 脚注1に関して、米国著作権局は、相互運用性確保の目的でユーザーに回避装置を提供する行為は1201(f)で適法であること、さらにそのような提供行為を議会が適法とする以上、議会は当然そのような装置を相互運用性確保目的の回避に使うことが適法であると考えていたはずと説明している。“In enacting Section 1201(f), Congress provided that one who created a circumvention tool(a “means”) to enable an independently created computer program to interoperate with a computer program.....would be permitted to provide that circumvention tool to others so that they may use the tool to enable an independently created computer program to interoperate with another computer program when such activity is non-infringing. Since Congress determined that it is lawful to make such tools and provide them to others for such purposes, it is difficult to imagine why Congress would nevertheless have wished to make it unlawful for others to use the tools for the purposes for which they were lawfully provided.”</p>	社団法人 電子 情報技術産業 協会 著作権專 門委員会

「技術的保護手段に関する中間まとめ」に対する意見

番号	項目	意見	個人／団体名
31	第2章第1節・ 第2節1・2	<p>改善要求内容：著作物等の販売流通方式の完全見直し。 具体的要要求内容：「限定」および「廃盤」制度の完全廃止。今後「廃盤」に該当するものは受注生産方式とする。受注生産に伴うコストアップ(定価の30～40%程度)、納期(1～2ヶ月程度)はやむを得ないとする。</p> <p>改善要求内容に至った理由 自分で収入を得るようになり当時(1990年代初期)購入できなかった8cmシングルCDを現在購入しようとすると販売店から「廃盤」となっており購入することができない。レンタル店、中古店などを探すもマイナーなものほど見つけるものは非常に難しい。現状として“P2P”などのファイル交換および“YouTube”などを使用して入手する方法しかない。購入したい人はいるのに購入させないのは違法複製を認めざるを得ない状況を著作権者側が無条件で許可していることになっていると思われる。</p>	個人54-1
32	第2章第1節・ 第2節1・2	<p>著作権法の改正に影響を受ける立場として、今回の改正案に一言意見を述べさせて頂きます。 そもそも、今回の改正の発端となった、所謂マジコンによるセキュリティ回避の横行については、ニンテンドーDS等のアクセスコントロールシステムに甘さがあったと言わざるを得ません。自らの著作権を守るべきシステムに応分の工夫をし、著作権侵害に対し備えるべきことだとの視点を明確にするべきではないでしょうか。</p> <p>マジコン事件に端を発し、それを一般化することにより規制を強化し、いたずらに著作権の強化に繋がれば、新たな創意工夫による新製品の開発などに大きな支障を与えることになります。</p> <p>百歩譲ったとしても、今回の改正は「マジコン」を対象とする範囲に厳格に制限する必要があると考えます。</p>	個人55
33	第2章第1節・ 第2節1・2	<p>『保護技術の「技術」のみに着目して、コピーコントロール「技術」か否かを評価するのではなく、ライセンス契約等の実態も含めて、当該技術が社会的にどのような機能を果たしているのかとの観点から保護技術を改めて評価し、複製等の支配権の対象となる行為を技術的に制限する「機能」を有する保護技術については、著作権法の規制対象とすること適当である』また、『アクセスコントロール「技術」は当然にアクセスコントロール「機能」を有するものであり、これまでアクセスコントロール「技術」(例えば、CSS等に用いられている暗号化技術)と整理されてきた「技術」の中には、ライセンス契約等に基づいて、コピーコントロールを有効に「機能」させるための技術として用いられるものがあり、こうした保護技術はアクセスコントロールの「機能」と併せ有するものと評価でき、著作権法上の技術的保護手段と位置付けることが適当である』とした中間まとめに賛成する。</p> <p>この結果、「暗号型技術回避ツール」等を著作権法に基づいて規制することができ、技術的保護手段を回避して違法複製された著作物等がインターネット上に大量に溢れているという現状が少しでも改善していくものと期待される。</p>	一般社団法人 日本レコード協会

「技術的保護手段に関する中間まとめ」に対する意見

第2章 技術的保護手段の在り方について

第2節 技術的保護手段の見直しに当たっての基本的考え方

3. 保護技術の実態とその評価

(1) 音楽・映像用の保護技術

番号	項目	意見	個人／団体名
34	第2章第2節 3(1)	<p>CSS型の「暗号化」の技術について、技術的保護手段の対象と評価するとあるが、悪用される恐れがある。有効な著作物がすくなくともひとつあり、「技術的保護手段の対象」と評価される「暗号化」の技術が存在したとする。そうすると、回避機器規制のためライセンスを受けなければ回避機器を所持できず、同じ「暗号化」の技術を用いて暗号化したもののが復号が違法になる。</p> <p>著作物でないものの保護は行わないとも別の箇所で記述があったが、実質に有効に機能するのか甚だ疑問である。有効に機能しなければ、違法な著作物を暗号化したものでさえも保護されることになり、かえって違法な著作物の蔓延を助長する恐れがある。</p> <p>「技術的保護手段の対象」と評価するには、条件が足りないと考えられる。</p> <p>おそらく「誰でもライセンスを受けられるようにすること」というのがひとつの方針だろう。中身を確認することが可能なようになっていれば、少なくとも違法なものを保護してしまう可能性はなくなる。</p> <p>ただし、高価な価格を付けられるとその条件も有効に機能しない可能性があり、「無料での試聴を許可すること」も条件にしないといけないのではないか。</p> <p>このように考えるにしても著作物そのものの試聴でなくては意味をなさないため、「技術的保護手段の対象」と評価するには、必然的に「アクセスコントロール」を合わせもつたものになりそうである。</p> <p>基本的な考え方では、こういったことについてどう考えるのかについての方針を提示すべきではないか。</p>	個人19-4
35	第2章第2節 3(1)	<p>「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会技術的保護手段に関する中間まとめ」(以下「本中間まとめ」といいます。)中、第2章第2節「3. 保護技術の実態とその評価」について、以下のとおり意見を申し述べます。</p> <p>「本中間まとめ」12頁では、「保護技術が社会的にどのような機能をはたらいているか」という観点から再評価し、CSS等の「暗号型」技術が、アクセスコントロール機能とコピーコントロール機能を合わせ有するものと評価していますが、実態に即した適切な見解であると考えます。</p> <p>1998年(平成10年)12月の「著作権審議会マルチメディア小委員会ワーキンググループ(技術的保護手段・管理関係)報告書」は、CSSを「複製作業は可能であり、著作物等の複製物もできるが、そのままでは使用できないようにする」使用不能型の技術に分類しました。</p> <p>しかし、当協会は、そもそもCSSがカジュアルコピー防止を目的として開発された総合的複製防止技術であって「アクセスコントロールのみの技術」ではないと主張してまいりました。それは、技術の実態をみれば、複製を防止又は抑止する機能を有しているからです。</p> <p>CSSで保護されたコンテンツは、正規の機器ではモニター出力信号を記録して複製することができない仕組み(HDCP)になっています。</p> <p>また、正規の録画機器間でもCSSで保護されたコンテンツは複製できない仕組み(擬似シンクパルスやCGMS)が構築されています。</p> <p>そして、DVD/HDD録画機器では市販のDVDビデオに収録されたコンテンツを内蔵HDDに複製できない仕組みになつており、その複製を制御している技術は、CSSの要素技術である暗号型技術です(*1)。</p> <p>加えて、これらの仕組みが機能せず万一複製された場合にも、暗号化のまま複製されたものは正規の機器でも視聴できませんので、複製を抑止する機能を有しています。</p> <p>CSSはこれらの要素技術で構築されている総合的なコピーコントロールシステムです。</p> <p>実務上の運用をみましても、著作権者は映像パッケージソフトに複製不可の保護技術が用いられているとの前提で、私的録画補償金制度実施当初から複製権制限の代償措置である私的録画補償金を要求しておりません。このような事情等から、録画機器や記録媒体に付加される私的録画補償金は録音より低率になっています。</p> <p>本中間まとめの見解は、こうした技術や実務の実態に沿ったものであり、正当かつ適切な見解であると考えます。</p> <p>以上</p> <p>(*1)水沢 勉・片山 優高両氏の「DVD/HDD レコーダの編集機能とコピープロテクション技術」(『東芝レビュー』Vol.58 No.6)の47頁左段では、以下のように記述されています。 「DVD のコンテンツをHDDにダビングする場合は、DVD のVideo フォーマットやVideo Recording フォーマットで規定されている著作権にかかるコンテンツの管理情報と、コンテンツ暗号化の有無がCCIとなる。」 <http://www.toshiba.co.jp/tech/review/2003/06/58_06pdf/a12.pdf></p>	社団法人日本映像ソフト協会

「技術的保護手段に関する中間まとめ」に対する意見

番号	項目	意見	個人／団体名
36	第2章第2節 3(1)	<ul style="list-style-type: none"> ● デジタル放送のコンテンツ権利保護に使われる「暗号型」技術を「技術的保護手段」の対象とすることに賛成 ・ 地上デジタル放送等のコンテンツ権利保護のため、放送事業者はB-CAS方式というアクセスコントロール技術（「暗号型」技術）とコピー コントロール技術を一体的に使用している。しかし、放送事業者がアクセスコントロール技術を使用する目的は、視聴者を制限することではなく、デジタル放送番組のコンテンツ権利保護のために定められた「ダビング10」というルールを、受信機において遵守してもらうことにある。このため、放送事業者、受信機メーカーおよびB-CAS社間の「契約」が存在している。こうしたB-CAS方式の「機能」は正に、中間まとめで示された「アクセスコントロール機能とコピー コントロール機能とを併せ有するもの」であり、B-CAS方式は著作権法上の技術的保護手段と位置付けられるべき技術である。 ・ また、総務省情報通信審議会情報通信政策部会「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」において検討されている「新コンテンツ権利保護方式」も、B-CAS方式と同様に、放送事業者が放送波を暗号化し、受信機メーカーが契約により取得した復号鍵を受信機に内蔵する方式であり、この方式もまた、ライセンス契約に基づき、「アクセスコントロール機能とコピー コントロール機能とを併せ有するもの」であり、著作権法上の技術的保護手段と位置付けられるべき技術である。 ・ したがって、B-CAS方式等の「暗号型」技術を「アクセスコントロール機能とコピー コントロール機能とを併せ有するもの」と評価し、著作権法上の技術的保護手段の対象と位置付けることが適当、とする中間まとめの結論は、放送事業者のコンテンツ権利保護の取組を正しく捉えたものであり、高く評価する。 	社団法人日本民間放送連盟
37	第2章第2節 3(1)	<p>映像・音楽ソフトウェアを対象とした違法化には反対します</p> <p>5 頁、第一章で記述されている通り、iPhone における Jailbreak がアメリカでは違法では無いと判断されました。また、アクセスコントロールの実施は必ずしも利益にはなるとは限らず、ユーザの利便性を削ぐことで結局利益に結びつかないという可能性もあります。 ex: のコピー コントロール CD は結局市場から無くなりました。</p> <p>私の利用の範囲において利用者の利用方法を制限してしまうことは、市場の縮小を逆に招いてしまう可能性もありますが、そのような観点にたった記述が本案にはありません。</p> <p>また、コンテンツを利用するシーンを特定のプラットフォーム（OS、機器）に限定することは、そのプラットフォームが利用できなくなった場合に、ユーザがプラットフォームと全く別に入手したコンテンツを利用することができなくなります。</p> <p>しかし、コントロールすることを全て反対するわけではありません。 PC 以外のプラットフォームのゲーム、Nintendo DS や PSP、Wii や PS3 といったゲームプラットフォームではそのプラットフォームでしかゲームソフトウェアは動作しません。 これらのソフトはプラットフォームに強く結びついているため、別のプラットフォームで動作できるようにする必要は開発・製作上ありません。</p> <p>そのため、プラットフォームに強く結びついたゲームソフトウェアに対する暗号化回避、セキュリティ上の仕組みを回避するソフトウェアに対する違法化は理解、納得はできます。 しかし、映像・音楽ソフトウェアに対する違法化は納得できません。</p>	個人30-3
38	第2章第2節 3(1)	<p>デジタル化・ネットワーク化の中で放送コンテンツの流通促進を図るために、ネット上にあふれている違法コンテンツを減らすなど著作権侵害に対する対応が十分に行われることが必要である。</p> <p>そのようなことから、今回の「中間まとめ」において、放送用のB-CAS方式についても技術的保護手段の対象とされたことは大いに評価できる。さらに、現在、総務省情報通信審議会「デジタルコンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」で検討が進められている「新コンテンツ権利保護方式（「新方式」）」については、権利保護のためには技術と契約による抑止力では不十分であり法制度による対応が必要と考えられているが、この新方式もコピー コントロール機能を併せ有するアクセスコントロール（暗号型技術）であり、当然今回の「中間まとめ」で対象とされた「技術的保護手段」にあたるものであることから、今後、著作権法改正において技術的保護手段の定義規定が「中間まとめ」の方向で早急に改正されることを強く望むものである。</p> <p>それにより、非正規機器の製造や販売などをより効果的に抑止することができ、ひいては放送コンテンツの適正な流通を一層推進することにつながるものと期待している。</p>	日本放送協会

「技術的保護手段に関する中間まとめ」に対する意見

番号	項目	意見	個人／団体名
39	第2章第2節 3(1) (再掲)	<p>中間まとめは、概ね次のように提言しています。</p> <p>//////////////////</p> <p>現行のように保護技術の「技術」のみに着目して、コピーコントロール「技術」か否かを評価するのではなく、後述するように、ライセンス契約等の実態も含めて、当該技術が社会的にどのような機能を果たしているのかとの観点から保護技術を改めて評価し、複製等の支分権の対象となる行為を技術的に制限する「機能」を有する保護技術については、著作権法の規制対象とすることが適当であると考える。</p> <p>//////////////////</p> <p>しかし、「当該技術が社会的にどのような機能を果たしているのかとの観点から保護技術を改めて評価した結果「複製等の支分権の対象となる行為を技術的に制限する「機能」を有する保護技術」とされることになる技術とは、結局のところ、「複製等の支分権の対象となる行為が行われた結果利用者の手元に届いたデータからは著作物等を再生できないこととする技術」を指している過ぎないようにも見えます。そうであるならば、不正競争防止法上の技術的制限手段の回避装置の流通規制とは別個に、著作権法でこれを保護する必然性を見いだすことができません。</p> <p>また、中間まとめでは、技術的保護手段の対象として位置づけることが適当であるとされている「エラー惹起型」技術の例として、「コピーコントロールCD」が挙げられています(13頁)。しかし、これは、PCでの音楽データの読み取りを妨害する技術であり、支分権の対象ではない「公衆に直接聞かせる目的なき音楽の演奏」をも妨害するものであり、有り体に言えば、著作物の再生に用いる機器の種類をコントロールしようとする技術です。このようなものまで「中間まとめ」が「複製等の支分権の対象となる行為を技術的に制限する「機能」を有する保護技術」と位置づけていたとなると、今後開発されるである新技術のうちどのようなものが「複製等の支分権の対象となる行為を技術的に制限する「機能」を有する保護技術」に含まれるとされるのか、皆目見当がつかなくなります。</p> <p>さらにいえば、「コピーコントロールCD」は、機器メーカーの団体等と協議して定めた規格に則って異常動作を引き起こすような信号をコンテンツに混在させるのではなく、コンテンツ提供者の側で一方的にエラー惹起情報をコンテンツに混在させてエラーを惹起させるものです。このようなものまで「複製等の支分権の対象となる行為を技術的に制限する「機能」を有する保護技術」に含まれるとなると、機器メーカーとしては、特定の種類のエラー情報によって機器が正常に動作しないというクレームが寄せられたときに、これを是正して機器が正常に動作する仕組みを講じてよいものかどうか、コンテンツ提供者に確認しなければいけないということになります。これは、エラーに強い高機能な機器を開発して世界的な競争に打ち勝とうという機器メーカーにとって大きな足かせとなるおそれがあります。</p> <p>したがって、「中間まとめ」にて提言されているような法改正は、見送るべきだと思います。</p>	個人33-2
40	第2章第2節 3(1)	<p>第3節(1) 12頁において、「暗号化そのものは、ライセンス契約に基づいて、コピーコントロールを有効に「機能」させるための技術として用いられている」とありますが、これはずなわち、ライセンスに違反する行為をコピーコントロール回避と同等に扱う、つまり違法とするものです。</p> <p>これではライセンス契約が法と同等の力をを持つことになります。民間企業が法律作成と同等の力を持つのは非常に問題です。</p> <p>B-CAS方式などは現状でも独占禁止法違反の疑いすらあり、こちらが法と同等の権限を持つのは今後の経済や技術発展に大きな禍根をもたらすと思われます。</p>	個人50-3
41	第2章第2節 3(1)	<p>非暗号型コピーコントロール技術を十把一絡げに権利対象とすることを図る中間整理には同意できない。</p> <p>かつてレコード会社はコピーコントロール CDによって消費者のハードウェアの損傷を招くなどの問題を起こし、コピーコントロール</p> <p>CDによるハードウェア問題に対応するコストをハードウェアメーカーが被ることになった。この騒動は、米国消費者団体が5大レーベルを相手取って消費者代表訴訟を起こすまでに発展した。</p> <p>http://slashdot.jp/article.pl?sid=02/06/18/160225</p> <p>また、Sonyが複製防止技術の一環として実装したものは、RootKitと呼ばれる悪意ソフトウェア技術(マルウェア)を悪用して、ユーザーのコンピューターにあるオペレーティングシステムの重要なファイルを故意に書き換え、コンピューターの安定性を害するという手法であった。</p> <p>http://www.atmarkit.co.jp/fwin2k/insiderseye/20051109rootkit/rootkit_01.html</p> <p>現在、法務省ではこのようなウイルス等ソフトウェアの作成を犯罪として明確に犯罪化しようとしている。</p> <p>非暗号型技術は、これらのように、消費者の正当な利用を害するかたちで行われてきたものもあり、このような具体的な不法行為を助長し、その追究を妨げるような権利の水増しは、決して認められるべきではないと考える。これらの技術の問題点の検証に当たっては、当然その複製防止技術を破る試みが不可欠である。</p> <p>また上記のようなコピーコントロール技術の不備があった場合に一方的にユーザーに一方的に負担を迫ることも避けるべきである。</p>	一般社団法人 インターネット ユーザー協会
42	第2章第2節 3(1)	<p>改善要求内容 :HDCP規格の見直し。 具体的な要求内容:TVが映らない等の問題が増えている。</p> <p>改善要求内容に至った理由</p> <p>HDMIセレクタを選んでいたら数千円～数万円まであり、またHDMIケーブルも安物から高級ものまである。</p> <p>HDMIで各機器に接続した場合TVが映らない等の問題があり何が原因か解らない。</p> <p>正しくHDMI同士のリンクが確立できていない場合TVに『リンクが確立できません。SD解像度で表示します。』と表示を行い通常の映像をSD解像度で表示する。</p> <p>どの機器間でリンクが確立できていないか各機器で確認試験を行う装置を実装するべきである。</p>	個人54-3

「技術的保護手段に関する中間まとめ」に対する意見

番号	項目	意見	個人／団体名
43	第2章第2節 3(1)	<p>改善要求内容 : B-CAS方式の運用方法を完全見直し。 具体的要求内容:地上デジタル放送にはB-CAS不要措置を取るべき。</p> <p>改善要求内容に至った理由 B-CAS方式で完全スクランブルをかけるのは異常である。 B-CASカードが挿入されていなければ地上デジタル放送はSD解像度に落として表示するべきである。録画も同様SD解像度のみでの録画とするべきである。 またハイビジョンで表示したい場合は常に『B-CASカードが挿入されていません。』のメッセージを表示させる。 B-CASカードが盗難にあった場合新たなB-CASカードが届くまでTVを一切視聴できないのは災害時等の情報はどうやって入手するのか？また、災害時のノンスクランブル化は国家で基準が策定されているのか？ B-CASカードが盗難にあった被害者が新たなB-CASカードに1枚2000円もなぜ支払わなければならないのか。 B-CASカード1枚に2ストリームまでのスクランブル解除を認めないのは技術向上の妨げになっている。(B-CASカード一枚で8ストリームくらいはスクランブル解除ができる)さらに東芝製TV CELL REGZA(レグザ)では6枚のB-CASカードが必要となる。盗難にあれば1万2000円の損失である。</p>	個人54-4
44	第2章第2節 3(1)	<p>「暗号化技術」に関する解説があるが、ここで(i)記録媒体用のもの (ii)危機感伝送路用のものと並んで (iii)放送用のものがあり、この3点を全く同じ視点で「当該保護技術はコピー・コントロール「機能」も併せ有するものと評価することができ、技術的保護手段の対象と位置付けることが適當であると考えられる」として同列扱いとしているが、前の二つと違い、放送用のB-CAS方式はコピー・コントロール機能もアクセス・コントロール機能も全く持っていない。B-CASの暗号化はもともとは有料放送の登録のために作られたもので、現在もそのためにも使われているが、B-CASカード全体の枚数から考えると一部の機能に過ぎない。現在の目的は受信装置を制限する効力のみに使われる場合がほぼ全てである。乱暴な言い方をすれば、業界が作った談合に逆らう製品を市場から排除することを目的としている。これを法律該当の前提として用いることは、談合を法律に昇華させることと同じであり、極めて危険な行為といわざるを得ない。また、業界の談合によって一般的の国民はもちろんレコーダーを製造するメーカーが著しい被害を受け、メーカーが次々と撤退・市場が縮小している事実を無視してはいけない。いわゆるマジコンは現行の不正競争防止法で対処可能であり、ソフト形式による暗号解除は、開発や自由を狭めかねない可能性が高く、安易な該当は避け、慎重に扱うべきである。B-CASは法律として取り上げること自体問題外、即刻削除し、この意見書自体提出すべきものかどうか再検討するべきである。</p>	個人56

「技術的保護手段に関する中間まとめ」に対する意見

第2章 技術的保護手段の在り方について

第2節 技術的保護手段の見直しに当たっての基本的考え方

3. 保護技術の実態とその評価

(2) ゲーム機・ゲームソフト用の保護技術

番号	項目	意見	個人／団体名
45	第2章第2節 3(2)	<p>多くのゲーム会社からソフトが発売されてはいる様に見えるが、実際には市場供給の殆どが任天堂の物しかない状態となっている</p> <p>NintendoDS の製品ばかりを過重して保護するのは如何なものか？</p> <p>そもそも「法遵守のための規制／規制のための規制」自体に疑問を禁じない。</p> <p>以前「CDが売れないのは違法コピーのせいだ」と発言していたCD会社社長がいたが、P2P取り締まりでコピーは減ったはずなのに更に売上を落としているというお笑い草。</p> <p>業績悪化を違法行為のせいにした言い訳に国を上げて付き合う事自体が税金の無駄。</p> <p>早くこの無駄な話し合いを止めて「任天堂保護」委員会を解散しなさい。</p> <p>また続けるのなら、あらゆる技術的保護の解除を違法にしない。</p> <p>例えば私が作ったコンピュータプログラムを私の意図しない利用をした者に刑事罰を与えない。</p> <p>特定の一企業過重な政策では無いというなら、当たり前に出来るでしょう？</p> <p>出来ないなら止めろ。</p> <p>一体、こここの委員会は任天堂からいくらカネ貰ってるんだ？</p> <p>そのところ情報開示を要求したいね。</p>	個人01
46	第2章第2節 3(2)	<p>回避機器規制と回避行為規制の範囲については現行と同等とされている通り、まだ曖昧なところはあるものの、この文部科学省報告書の考え方とは、およそ、規制される行為自体は大きく変えないものの、規制対象となる技術に、現行のフラグ付加型のコピー コントロール技術だけでなく、コピー コントロール機能を有すると見える暗号型のアクセスコントロール技術も追加して広げるというものと分かります。</p> <p>そもそもアクセスコントロール技術については、平成11年のDRM回避規制導入時や平成18年文化審議会報告書の検討時においても、著作権法の規制対象に含めないとされていたものであり、当時と比べて特別な立法事実の変化が生じている訳ではありません。</p> <p>また、ここでは何度も繰り返していることですが、ダウンロード違法化しかしり、1のように捕捉不可能な家庭内の私的複製行為を規制しようとする発想自体間違っているし、2のアクセスコントロール回避機器等への規制にしても、既にDVDリッピングソフトもアクセスコントロール回避機器としてのマジコンも不正競争防止法でその譲渡等が規制対象となっているので、著作権法で二重に網をかける意味に基だ乏しいです。（アクセスコントロール回避機器等の条件付きでの製造規制、その譲渡等への罰則付加については議論の余地がなくはないでしょうが、不正競争防止法の枠内で議論すれば済む話です。）</p> <p>さらに言えば、アクセスコントロール技術をコピー コントロール機能を有するか否かという観点からきちんと評価することが可能かどうかからして怪しいです。報告書ではあっさり、オンラインゲームのアクセスコントロールだけを取り上げ、「オンラインゲーム用の保護技術のうち、ゲームソフトの複製やインターネット上の送信の防止・抑止が行われていないものについては、アクセスコントロール『機能』のみを有する保護技術と考えられ、技術的保護手段の対象として位置付けることは適当でないものと考えられる」としているが、オンラインゲームのアクセスコントロールにしても送信データのコピーを抑止しないとできるかどうかが疑問であるし、動画配信等も含め、暗号化のみのDRMによりデータを送信する場合にそれがアクセスをコントロールするものであるのか、コピーをコントロールするものであるのかの評価は非常に難しく、実質全ての暗号技術が著作権法上の技術的保護手段に含まれることとなりかねず、将来的に著作権法の本来の法目的に照らして規制すべきでない物や行為にまで規制が及ぶ恐れがあるだろう。（また、単にアクセスコントロールといった時には暗号化だけでなくパスワード等によるコントロールも含まれることになるのであり、今のところ文化庁などはそこまでは全く想定していないようだが、このような点でも不適に規制の範囲が広がることのないよう十分気をつける必要がある。）</p>	個人17
47	第2章第2節 3(2) (再掲)	<p>上の箇所を第3章の16および17頁の箇所、第4章の「技術的保護手段の見直しに伴う回避規制のあり方」と組み合わせて考えた場合、この報告書は「規制対象となる技術行為に、現時点の違法行為であるフラグ付加型のスピードコントローラーに加え、コピー コントロールの機能を有すると考えられる暗号型のアクセスコントロール技術を追加するもの」と見て取れる。これにより新たに違法化される行為は「暗合方のアクセスコントロールを解除しての私的な複製（刑事罰なし）」「アクセスコントロール回避機器およびプログラムの公衆、譲渡や貸与目的での製造（刑事罰あり）」ということになる。</p> <p>しかし、アクセスコントロール技術については、平成11年のDRM回避規制導入時や平成18年の文化審議会報告書の検討時において、著作権法での規制対象に含めないとされたものであり、また、当時と現代で特殊な立法事実の変化もなんら生じてはいない。例として、マジコン被害にはCESAの「違法複製ゲームソフトの使用実態調査報告書」を引用しているが、違法DLと通常販売との構成比率を全く同じと仮定する、日本の国内での販売比率が25%であることから、世界でのマジコン被害額を日本のマジコン被害額の4倍として推定するなど、なんともお粗末な調査手段が用いられており、これを前提とすること自体ばかげているといわざるを得ない。</p> <p>そもそも家庭内での私的複製をいちいち監視し、規制するなどということは物理的に不可能であり（ダウンロード違法化しかしり）、また、アクセスコントロール回避機器の規制に関しても、DVDリッピングソフトやアクセスコントロール回避機器としてのマジコンは現時点でも不正競争防止法により規制対象となっており、わざわざ著作権法により二重規制をかける意味は乏しい。</p> <p>しかも、報告書内ではオンラインゲームのアクセスコントロールを取り上げ「アクセスコントロール機能のみ有する保護技術（新たに規制対象となるコピー コントロール機能を有さない）と考えられる」などとしているが、実際問題アクセスコントロール機能がコピー コントロール機能を有するか否かをきちんと評価できるからきわめて怪しい。そのため暗号化のみのDRMによりデータを送信する場合そのデータはアクセスコントロールのものかコピー コントロールのものかの判別は困難を極める。結果として、本来アクセスコントロール機能のみを有するものもコピー コントロール機能を有するとされ、規制されるという規制対象の大幅拡大が懸念されるのである。</p> <p>ついでに申し上げると、この報告書自体、信用できないソースを元に技術面等々ろくな議論がされず、メンバーからも察するに規制強化を前提とした話し合いが進められているとしか見えない。</p>	個人21

「技術的保護手段に関する中間まとめ」に対する意見

番号	項目	意見	個人／団体名
48	第2章第2節 3(2)	<p>任天堂が供給する記録媒体に記録されたコンテンツのみを実行可能とするものです。任天堂が供給する記録媒体以外の記録媒体に記録されているコンテンツについては、その著作権者等が自ら又は第三者に許諾して送信可能であるのであっても、その実行を制限するものです。しかも、自社が開発したコンテンツを任天堂が供給する記録媒体に記録することができる原因是任天堂の工場のみであり、報道によれば数千個というロットで発注することを余儀なくされ、その代金は前金で支払うことが求められるとされており、数百万円単位を予め支払わなければ自社コンテンツを上記記録媒体に記録して販売することは叶いません。さらにいえば、それだけの資金を工面して自社コンテンツを上記記録媒体に記録するように任天堂に申し入れても、この申し入れに応ずるか否かは任天堂の胸三寸で決まるのであり、また、そのコンテンツがヒットしたときに、いつまでに、何個追加生産するのかも、任天堂の了承無くしては決定できません。</p> <p>このため、アマチュアプログラマーが開発したコンテンツ、プロのプログラマーが会社等の業務とは別に趣味で開発したコンテンツ、あるいは、零細のソフトハウス等が開発したコンテンツ等（以下、「自主制作ソフト」といいます。）についてには、任天堂が供給する記録媒体に記録する術が事実上存在しないため、インターネット上で無償で送信可能化したり、これを記録したminiSD等を「同人系ショップ」等で販売するなどした上で、利用者の側で任天堂DSに「マジコン」をセットしてこれを実行してもらっているというのが実情です。</p> <p>これまで我が国では、ある機器等で稼働するコンテンツを制作し、販売等をするにあたって、当該機器の開発・製造会社の許諾を要しないものとされてきました。その考え方が今後も維持されるのであれば、自主制作ソフトは「非正規のゲーム」にはあたらないのではないかと思います。法制問題小委員会は、この考え方 자체を改めたのでしょうか？</p> <p>それはともかく、この保護技術が社会的にどのように「機能」しているかといえば、次のとおりです。</p> <p>エンドユーザーとの関係でいえば、メーカーを通じて、任天堂が供給する記録媒体を1コンテンツにつき1枚購入することを義務づけるものとして機能しています。そのコンテンツが「違法に複製され、さらに違法にアップロードされたゲームソフトを単にダウンロードしただけ」のものの、著作権者の許諾を得て複製され、アップロードされ、ダウンロードされたものであるか否かは、ここでは全く関係ありません。</p> <p>コンテンツ提供者との関係でいえば、この保護技術は、適法に複製され、適法にアップロードされた自社コンテンツを、単にダウンロードするだけでは、これをエンドユーザーが記録した記録媒体にはゲーム機本体にあるセキュリティに適合する信号が記録されていないため、結果としてゲーム機で使用することのできない、意味のない不完全な複製とすることにより、アップロードの際に行われる適法な自社コンテンツの複製を抑止する技術だということになります。すなわち、これは、コンテンツの流通を妨げる技術だということです。</p> <p>したがって、仮にこのような技術を技術的保護手段の対象として位置づけるのであれば、コンテンツ提供者が自らまたはその許諾を得て自社コンテンツをアップロードすることを抑止しないものであることを条件に含めるべきだと思います。具体的には、任天堂が供給する記録媒体の複製不可能領域に記録されている信号が記録されていない場合にはコンテンツの稼働が中断するような仕組みをゲーム機本体ではなくコンテンツの中に組み入れるなどすれば、その実現は容易です。</p> <p>コンテンツは表現物であり、その創作、颁布等は表現行為として、憲法第21条により手厚く保障されるべきものです。そのような表現行為が、現在、ゲーム機器本体の開発・製造者によって踏みにじられています。本来であれば、文化審議会は、そのような表現行為に対する妨害行為をやめるよう任天堂に対し行政指導等をする立場にいるとすらいえます。しかしに、今回の中間まとめでは、むしろ、表現行為に対する妨害行為を側面から支援するような法改正が提言されています。多様な作品を世に送り出し公衆に享受されることにより文化の発展を図ろうとする著作権法の究極目的からすれば、本末転倒とすらいうべきものです。</p> <p>文化審議会におかれましては、巨大な資本に迎合したいという誘惑に打ち勝ち、コンテンツの多様性を確保するための施策を打ち出して行かれますよう期待しております。</p>	個人33-1
49	第2章第2節 3(2)	<p>非正規の媒体に当該セキュリティに適合する信号を新たに付加し、正規の媒体であるかのように動作することによってセキュリティを回避する機器（いわゆる「マジコン」）を用いて非正規のゲームを起動させる行為が横行している。</p> <p>とあります。ここでいう「非正規」というものは、なにも不法にアップロードされたものばかりを指すものとはいません。</p> <p>一例を挙げると、ゲーム機器メーカーが開知しない、一般ユーザー制作のプログラム（例：メディアプレイヤーやエミュレータなど）が多数存在します。</p> <p>また、個人的に購入した「正規」（ゲームメーカー公認）のソフトウェアをいわゆる私的複製の範囲内で利用する場合も含まれるでしょう。</p> <p>ほかにも、ユーザーがある程度自由にゲーム機上で動作しているゲームのデータを書き換えユーザーの利便を図る、いわゆる「改造ツール」なども、アクセスコントロールを回避するとみなされる可能性のある振る舞いをすることがありますが、これらこれらユーザーの不利益になりうる事柄について「まとめ」に反映されていないことを遺憾に思います。</p> <p>これらをゲーム機上で実行する場合、アクセスコントロールの回避が必要となるわけですが、そのようなユーザー側の不利益についてなんら考えられていない、たいへん一方的な提案であると判断せざるを得ません。</p> <p>ゲーム機器メーカーが開知しない、一般ユーザー制作のプログラムの制作・頒布やそれらと関連する行為（例えば解析など）、およびいわゆる私的複製やそのためにアクセスコントロールを回避する行為に対し、法制度上一切の制限を加えないことが確約されない限り、ユーザーの利便性を著しく損なう恐れがあるものと考えざるを得ず、今回の「技術的保護手段中間まとめ」はこのまま実行すべきでないと考えます。</p> <p>文化庁の本件関係のみなさまにおかれましては、ユーザー側が被る恐れのある不利益を見極め、またゲームメーカー非公認のプログラムなどもまた『文化』を構成するもののひとつであるという認識を改めて持つていただくとともに、今回の提言で制限を加えられる恐れのある対象の一般ユーザー（マジコン）開発販売関係者、ゲーム機上で動作するプログラムを制作するいわゆる「ハッカー」などに対し大々的にヒアリングをすると、一般ユーザーの視点を幅広く取り入れる努力を積極的に行っていただくことを、豊かな文化発展の意味からも、強く望んでやみません。</p>	個人49

「技術的保護手段に関する中間まとめ」に対する意見

第2章 技術的保護手段の在り方について

第2節 技術的保護手段の見直しに当たっての基本的考え方

3. 保護技術の実態とその評価

(3)まとめ

番号	項目	意見	個人／団体名
50	第2章第2節 3(3) (再掲)	<p>映像・音楽ソフトウェアを対象とした違法化には反対します</p> <p>5頁、第一章で記述されている通り、iPhoneにおける Jailbreak がアメリカでは違法では無いと判断されました。また、アクセスコントロールの実施は必ずしも利益にはなるとは限らず、ユーザの利便性を削ぐことで結局利益に結びつかないという可能性もあります。</p> <p>axex のコピーコントロール CD は結局市場から無くなりました。</p> <p>私の利用の範囲において利用者の利用方法を制限してしまうことは、市場の縮小を逆に招いてしまう可能性もありますが、そのような観点にたったの記述が本案にはありません。</p> <p>また、コンテンツを利用するシーンを特定のプラットフォーム（OS、機器）に限定することは、そのプラットフォームが利用できなくなった場合に、ユーザがプラットフォームと全く別に入手したコンテンツを利用することができなくなります。</p> <p>しかし、コントロールすることを全て反対するわけではありません。</p> <p>PC 以外のプラットフォームのゲーム、Nintendo DS や PSP、Wii や PS3 といったゲームプラットフォームではそのプラットフォームでしかゲームソフトウェアは動作しません。</p> <p>これらのソフトはプラットフォームに強く結びついているため、別のプラットフォームで動作できるようにする必要は開発・製作上ありません。</p> <p>そのため、プラットフォームに強く結びついたゲームソフトウェアに対する暗号化回避、セキュリティ上の仕組みを回避するソフトウェアに対する違法化は理解、納得はできます。</p> <p>しかし、映像・音楽ソフトウェアに対する違法化は納得できません。</p>	個人30-3
51	第2章第2節 3(3)	<p>『ゲーム機・ゲームソフト用の保護技術については、ゲームソフトの媒体によっては、複製そのものの防止は行われていないものの、違法に複製され、さらに違法にアップロード（送信可能化、自動公衆送信）されたゲームソフトを、単にダウンロード（複製）するだけでは、当該複製により作成されたゲームソフトの複製物を使用することができます。また、コンテンツ提供事業者（ゲームソフトメーカー）は、こうした違法に行われている複製や送信可能化、自動公衆送信を抑止する意図をもって当該保護技術を用いていると考えられることから、当該保護技術が社会的にどのように「機能」しているかという観点から着目すれば、複製等の抑止を目的とした保護技術と評価することが可能であり、技術的保護手段の対象とすることが適当と考える』との記載があるが、これがいわゆる「マジコン」により回避されるNintendo DSに搭載された保護技術を技術的保護手段の対象にするということであれば、それは適当でない。</p> <p>Nintendo DSの保護技術は、「マジコン」によって回避されると、自主制作ソフトも海賊版ソフトも同じように実行できるようになってしまいます。これは、Nintendo DSの保護技術が、任天堂（プラットフォーム提供者）によって承認されたソフトに付与される信号が確認できなければ、全て実行を制限するという比較的単純な方式によっているためである。</p> <p>他方で、iPhoneにて用いられている保護技術を「Jailbreak」した場合、そのiPhone上で自主制作ソフトを実行できるようになるが、購入したソフトをコピーして海賊版を作成し「Jailbreak」済のそのiPhoneにインストールしても実行することはできない。また、PlayStation 3用の「Jailbreak」ツールの一種であるPSGrooveも、その利用により自主制作ソフトの実行は可能になるが、海賊版ソフトの実行はできない。保護技術の詳細は公開されていないため不明であるが、少なくともプラットフォーム提供者による承認されたソフトに付与された信号がなければ、全て実行を制限するといふほどには単純ではない仕組みが用いられているものと推測される。つまり、Nintendo DSに搭載されている保護技術よりもiPhoneやPlayStation3に搭載されている保護技術の方が、技術的により高レベルな制御を行っているものと考えられる。</p> <p>ここで、iPhoneにおける「Jailbreak」ツールやPlayStation3におけるPSGrooveにより回避される保護技術が技術的保護手段の対象にならざるに（自主制作ソフトの実行を制限する部分のみが回避されるだけで、海賊版ソフトへの対策部分は回避されていないため）、「マジコン」により回避されるNintendo DSに搭載された保護技術が技術的保護手段の対象になるとなれば、自主制作ソフトと海賊版ソフトの見分けのできない原始的な仕組みの方が、本来著作権法の保護が及ぶべきでない部分（自主制作ソフトの実行制限）を巻き添えに広範な保護が得られることを意味する。このことは、新しい高度な保護技術を生み出そうとする動機の喪失に繋がるであろうし、プラットフォーム提供者間の競争環境を歪めることにもなる（事実上、任天堂だけが自主制作ソフトの実行制限を法的に保護されることになるため）。</p> <p>今回の中間まとめを読む限り、以上の点について、十分な検討がなされた形跡が見られず、検討漏れが生じているものと思われるため、この点について再検討いただきたい（iPhoneの「Jailbreak」による回避とNintendo DSの「マジコン」による回避の技術的な性格の違いについての検討）。そして、海賊版ソフトと自主制作ソフトを分けて管理することは可能であるのであるから、海賊版ソフトの規制に自主制作ソフトが巻き込まれることがないよう、制度設計をしていただきたい。</p>	個人31

「技術的保護手段に関する中間まとめ」に対する意見

番号	項目	意見	個人／団体名
52	第2章第2節 3(3)	<p>本中間とりまとめ当該ページにおいて、ゲーム機・ゲームソフト用の保護技術の部分で、任天堂DSのいわゆる「マジコン」に対して「当該セキュリティに適合する信号を新たに付加し、正規の媒体であるかのように動作することによってセキュリティを回避する」との説明がなされている。</p> <p>しかし、仕様が不明なインターフェースに対して接続するデバイスを開発する際に、接続できることが判明している正規の製品のふるまいを観測し、通信プロトコル等を調査解析した上で同等のふるまいを行わせることによって新たに開発するデバイスを当該仕様非公開インターフェースに対して接続可能とすることは技術的には一般に行われることであって、一技術者としての感想を述べると、何らかの違法複製対策であるとは通常考えられない。</p> <p>正当に所有する機器に対して、相互運用性を持った機器を作ることは誰はばかる必要が無い正当な行為だと考えるし、新たに作成した相互運用性を持った機器を、対象機器の正当な保有者に提供することも、特許権に反しない限りは正当かつ妥当な行為だと考える。</p> <p>こうした行為の適法性が DMCA の下で争われたのが、本中間まとめ4頁の脚注1部分でふれられている Lexmark 裁判であり、完成品メーカーがアターマーケットを独占支配する為に DMCA を乱用することは許されないという裁判官意見が付された上で、DMCA 違反ではないという判決が下されたと理解している。</p> <p>実際に自主作成ソフト(いわゆる Homebrew)を任天堂DSの実機上で動かす場合はマジコン同様の手段を使う以外に方法が存在しないが、それがコピー・コントロールの機能を有する技術であり、回避する装置が規制されるべきだという議論には同意できない。</p> <p>マジコンという具体例から離れて、より一般的に考えると、本中間まとめにそった著作権法改定が行われた場合、プラットホーム企業(マジコンの場合は任天堂)が契約し実行を許諾ソフトウェアしかそのプラットホーム(マジコンの場合は任天堂DS)では実行・再生することができないということになる。</p> <p>この法は事実上プラットフォーム企業に対してその独占的地位を乱用することを保護し利用者および著作者から抵抗手段を奪う法となりうると考えている。</p> <p>マジコンの例ではプラットフォーム企業、サードパーティ共に日本国内企業なので問題を把握しづらいかもと考え、iPhone の例にあてはめて再度説明してみる。</p> <p>iPhoneにおいては、Apple Store 以外からのソフトウェインストールを拒絶することで、ユーザの手元で不正にコピーされたソフトウェアバイナリがインストールされることを防ぐという側面を持っている。</p> <p>本中間まとめのマジコンについての説明を援用するならば、正規流通ソフトウェア以外の実行を拒絶するこの仕組みはコピー・コントロール技術であり、本中間まとめに従った著作権法改定が行われれば、当然のように回避プログラムの提供は違法とされるのである。</p> <p>しかし、Apple Store でソフトウェアを流通させる為には Apple の審査を経る必要があり「撮影」アプリ(*)の例にみられるように、日本国内では適法に流通可能な出版物を模したアプリケーションが Apple Store の審査を一度は通過したもの、数ヶ月後に通告なしに一方的に削除されるという事例が発生した。</p> <p>* http://sankei.jp.msn.com/economy/business/100602/biz1006020839002-n1.htm “電子写真集「撮影」米アップルが配信を停止”[産経ニュース 2010.6/2]</p> <p>このように、プラットホーム企業(この場合は Apple)がサードパーティ(日本の出版社)に対してその独占的地位を乱用してコンテンツ作成者に対してその内容に過剰に干渉するという例が有りうる。</p> <p>こうした場合において、プラットホーム企業と契約を結ばずにコンテンツを実行する手段が昨年の DMCA 適用除外規定に登録されたいわゆる「Jailbreak」である。</p> <p>しかし、回避プログラムの譲渡や回避サービスの提供が第120条の2で禁止されている状況ではそれらの手段を利用者に対して提供することができず、プラットフォーム企業の認める内容のコンテンツしか作ることができない。</p> <p>マジコンによって結果的に可能となっている違法複製ソフトウェアの実行がゲーム産業に被害を与えることは認識するものの、本中間まとめでマジコンを著作権法の規制対象に加える為に用いられているロジックには、著作者を流通事業者のくびきにつなぎ、離脱することを悪としかねない危険な内容となっているため、容認することができない。</p> <p>そのような法改定は「文化の発展に寄与すること」と第1条において謳っている著作権法で認められるべきではないと考える。</p>	個人48-5
53	第2章第2節 3(3)	「特定の者によるプラットフォームの保護を認めるという観点に立つものではない」(15ページ)とあるが、支分権の対象行為が可能とならない場合まで保護が広がれば、結果的に特定の者によるプラットフォームの保護につながりかねない。上記のようにプラットフォームの保護ではない、と述べている以上、技術的保護手段を有する機器との相互運用性が妨げられたり、自主制作ソフトウェアなどの適法な著作物の利用が妨げられたりすることのないよう、配慮されるべきである。	日本知的財産協会 デジタルコンテンツ委員会

「技術的保護手段に関する中間まとめ」に対する意見

番号	項目	意見	個人／団体名
54	第2章第2節 3(3) (再掲)	<p>違法ゲームソフトの被害については、ゲームソフトの公衆送信/送信可能化が違法に行われていることがそもそも問題であるところ、複製そのものの防止を行っていない場合についてまで、技術的保護手段の対象と評価することは、結果として、著作権保護に名をかりたプラットフォーム保護という弊害が生じるため妥当ではない。</p> <p>著作権保護に名をかりたプラットフォーム保護が認められると、相互運用性の確保が事实上禁止されることになり、さらに、情報の問い合わせや利用の縮小まで生ぜしめる。プラットフォームとして本来重要なのは、プラットフォーム間の競争を促すことであり、したがって、競争法的及び消費者保護的な視点が重要となる。</p> <p>この点、米国議会図書館は、相互運用性確保のためのユーザーの回避行為(jailbreak)に対し2010年7月27日に適法と判断し^[1]、その際議会図書館が考慮した米国著作権局の勧告において、同著作権局はDMCA 第1201条(f)によりユーザーに相互運用性確保の目的で回避装置等の提供を行うことが適法となっていることや、相互運用性を推進する議会の立法意図も考慮して、jailbreakに対する適用免除を勧告しているところ^[2]。本中間まとめでは、単に回避装置等の規制を強化するのみで、相互運用性確保のための措置については一切言及されていない。</p> <p>また、リバースエンジニアリングのための複製については、相互運用性確保の観点から例外として許容する方向性がすでに確認されているものの、そもそもアクセスコントロールの回避機器の提供が禁止されると、リバースエンジニアリングを行うことが事实上できなくなるという不都合も生じることになる。</p> <p>本中間まとめp.15最終行では「特定の者によるプラットフォームの保護を認めるという観点に立つものではないことは言うまでもない。」と宣言されており、さらに、2010年12月の法制問題小委及び2010年12月13日の著作権分科会で、複数の委員(中山信弘委員、小泉直樹委員、河村真紀子委員)から同様の懸念が示されている以上、かかる弊害が生じないようにして頂きたい。</p> <p>例えば、以下のような条文が考えられる。</p> <p>【罰則案】仮に技術的保護手段が技術的に著作権等の侵害を防止又は抑止していない場合においても規制をするのであれば、プラットフォーム保護に規制が及ばないように、専ら著作権等の侵害の行為によって作成された著作物に限つて規制が行われる必要があるため、以下のような罰則案が一案として考えられる。</p> <p>第一百二十条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 技術的保護手段が技術的に著作権等の侵害を防止又は抑止していない場合において、専ら著作権等の侵害の行為によって作成された著作物を視聴又は実行するための装置であって技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とする装置(当該装置の部品一式であって容易に組み立てができるものを含む。)若しくは専ら著作権等の侵害の行為によって作成された著作物を視聴又は実行するためのプログラムであって技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とするプログラムの複製物を公衆に譲渡し、若しくは貸与し、公衆への譲渡若しくは貸与の目的をもつて製造し、輸入し、若しくは所持し、若しくは公衆の使用に供し、又は当該プログラムを公衆送信し、若しくは送信可能化した者</p> <p>二 技術的保護手段が技術的に著作権等の侵害を防止又は抑止している場合において、技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とする装置(当該装置の部品一式であって容易に組み立てができるものを含む。)若しくは技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とするプログラムの複製物を公衆に譲渡し、若しくは貸与し、公衆への譲渡若しくは貸与の目的をもつて製造し、輸入し、若しくは所持し、若しくは公衆の使用に供し、又は当該プログラムを公衆送信し、若しくは送信可能化した者</p> <p>あるいは、</p> <p>【適用除外案】仮に技術的保護手段が技術的に著作権等の侵害を防止又は抑止していない場合においても規制をするのであれば、プラットフォーム保護に規制が及ばないように相互運用性が確保されるように適用除外を規定する必要がある。例えば、以下の適用除外案が一案として考えられる。</p> <p>相互運用性の達成のために必要である場合は、コンピュータ・プログラム間の相互運用性を達成するために必要なコンピュータ・プログラムの要素を特定し解析することを可能にするために、又は、コンピュータ・プログラム間の相互運用性を達成するため、そのコンピュータ・プログラムの著作権の侵害を構成しない範囲において、技術的保護手段を回避する技術的手段を開発し、若しくは使用し、又は公衆へ譲渡することができる。</p> <p>また、いわゆるマジコンによる被害実態として、当事者による試算結果は顕出されているものの、合法的利用実態がどの程度あるのかについては何らの調査も行なわれていないこと(12月3日の法制問題小委における中山信弘委員による指摘)は、万が一にでも情報一般へのアクセスコントロールとなれば、民主制の基礎である表現の自由・知る権利を不当に規制することとなりかねない。著作権法改正を支える立法事実としては、不十分である。</p> <p>[1] http://www.copyright.gov/1201/ Apple社のiPhone等のアクセスコントロールを回避する行為(jailbreak)が、ユーザー団体の申立どおりに適法と認められた。</p> <p>2 http://www.copyright.gov/1201/2010/initialed-registers-recommendation-june-11-2010.pdf 脚注1に関して、米国著作権局は、相互運用性確保の目的でユーザーに回避装置を提供する行為は1201(f)で適法であること、さらにそのような提供行為を議会が適法とする以上、議会は当然そのような装置を相互運用性確保目的の回避に使うことが適法であると考えていたはずと説明している。“In enacting Section 1201(f), Congress provided that one who created a circumvention tool(a “means”) to enable an independently created computer program to interoperate with a computer program.....would be permitted to provide that circumvention tool to others so that they may use the tool to enable an independently created computer program to interoperate with another computer program when such activity is non-infringing. Since Congress determined that it is lawful to make such tools and provide them to others for such purposes, it is difficult to imagine why Congress would nevertheless have wished to make it unlawful for others to use the tools for the purposes for which they were lawfully provided.”</p>	社団法人 電子情報技術産業協会 著作権専門委員会

**「技術的保護手段に関する中間まとめ」に対する意見
第3章 技術的保護手段の定義規定等の見直し**

番号	項目	意見	個人／団体名
55	第3章	<p>「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会技術的保護手段に関する中間まとめ」(以下「本中間まとめ」といいます。)中、第3章第1節2について、以下のとおり意見を申し述べます。</p> <p>「本中間まとめ」17頁では、暗号型技術について「著作物等そのものを暗号化しており、特定の反応をする信号を著作物等とともに記録媒体に記録又は送信する方式ではな」いとして現行定義規定中の「方式」の見直しを必要としています。</p> <p>CSSで暗号化されていることを検知して複製を行わない反応をする機器もあります(*1)ので、暗号化 자체が「機器が特定の反応をする信号」に該当すると解することができないわけではありません。また、「著作物等とともに」という現行法の文言は著作物自体が特定の反応をする信号となっている場合を除外する趣旨ではないと解する余地もないわけではありません。</p> <p>しかし、現行法は暗号型技術を除外する意図のもとで作られていますので、暗号型技術が含まれるように技術的保護手段の方式に関する定義規定を見直すという本中間まとめの見解は、利用者の予見可能性への配慮という見地からも適切であると考えます。</p> <p>また、機器が特定の反応をする信号を付加する方式以外にも複製を防止する様々な方式がありますので、「方式」に関する定義を見直すことが適切であり、必要であると考えます。</p> <p>本中間まとめの考え方方に沿って速やかな法改正を要望いたします。</p> <p>以上</p> <p>(*1)水沢 勉・片山 優高両氏の「DVD/HDD レコーダーの編集機能とコピープロテクション技術」[『東芝レビュー』Vol.58 No.6]の47頁左段では、以下のように記述されています。 「DVD のコンテンツをHDD にダビングする場合は、DVD のVideo フォーマットやVideo Recording フォーマットで規定されている著作権にかかわるコンテンツの管理情報と、コンテンツ暗号化の有無がCCIとなる。」 <http://www.toshiba.co.jp/tech/review/2003/06/58_06pdf/a12.pdf></p>	社団法人日本映像ソフト協会
56	第3章	<p>【意見の趣旨】</p> <p>1 アクセスコントロールの回避機器の氾濫等によって近年コンテンツ産業に大きな被害が生じていると報告される現状において、著作権法の技術的保護手段に関する規定を適切に見直すことによって、この状況を是正するとした、中間まとめに基本的に賛成である。</p> <p>2 また、この見直しにあたって、アクセスコントロール機能とコピーコントロール機能(※注1)を併せた技術を社会的・実体的に評価し、著作権法の技術的保護手段(※注2)に該当するとすることについても、基本的に賛成である。</p> <p>3 ただし、前項の見直しにあたっては、以下の点に留意されたい。</p> <p>(1) 中間まとめ10頁最下段にも記載があるように、著作権法上の支分権の対象外となる行為を規制の対象としないこと。すなわち、著作権法の支分権の対象とならない、いわゆるアクセスコントロール機能のみを有する技術については、現行著作権法の体系を大きく変更する可能性があるため、今回の見直しに当たっては対象としないこと。</p> <p>(2) 著作権法の技術的保護手段の見直しについては、アクセスコントロール機能とコピーコントロール機能を併せた技術を社会的・実体的に評価すると記載があるものの、どのような条文案にするのかという具体的な報告がないため、立法にあたっては「明確性の原則」に特に配慮すること。</p> <p>(3) 著作権法の技術的保護手段の回避機器等の提供については、刑事罰の対象(著作権法120条の2第1号、2号)であるため、「技術的保護手段」及び「回避」の規定の見直しの際の条文化については、罪刑法定主義に反しないよう「明確性の原則」に特に配慮すること。</p> <p>(4) 他方、近年、技術に関する著作権法の条文は難解で理解困難な表現になりつつあるが、法律は一般市民が一読して理解できるものでなければならないものであるから、改正条文はできるだけ平易な表現で規定すること。</p> <p>(5) 汎用的な装置及び特定の信号に反応しない、いわゆる「無反応機器」を技術的保護手段の回避対象としないという、現行法を維持すること。</p> <p>※注1：本意見書においては、中間まとめ1頁記載の用語の定義のとおり、「アクセスコントロール」とは「著作物等の複製等といった支分権の対象外の行為を技術的に制限すること」、及び「コピーコントロール」とは「複製等の支分権の対象となる行為を技術的に制限すること」を意味するものとする。</p> <p>※注2：本意見書においては、中間まとめ1頁記載の用語の定義のとおり、著作権等の支分権の対象となる行為を保護するかどうかに問はず著作物等の保護のために用いられている客観的な意味での技術を「保護技術」とし、著作権法上の対象となる保護技術を「技術的保護手段」として表現する。</p> <p>【意見の理由】</p> <p>以下、意見募集要項に従い、中間まとめのどの論点に対する意見であるかを特定して、意見の理由を述べることとする(なお、記載のない論点については、特に意見は述べない。)。</p> <p>第2、「第3章 技術的保護手段の定義規定等の見直し」について(同16頁ないし17頁)</p> <p>1 第1、2で述べたとおり、従来のコピーコントロール機能だけでなく、アクセスコントロール機能とコピーコントロール機能を一体化した手段を、著作権法2条1項20号の技術的保護手段とするよう、規定を見直すことについては、基本的に賛成である。そのためには、過去の保護技術を念頭に設けられた現行の同号の「手段」「方式」の規定及び同号の「方式」の規定を受ける現行著作権法30条1項2号の「回避」の規定について、見直しが必要であることは中間まとめ(16ないし17頁)が指摘するとおりである。</p> <p>もともと、中間まとめにおいては、具体的な条文案、あるいは条文の構成を示唆するような記載がない。コピーコントロール機能とアクセスコントロール機能を社会的・実体的に一体化して評価するものを技術的保護手段と定義することは、従来のコピーコントロール機能のみを対象とする規定に比べ、その表現が難しいのではないかと思われるが、著作権者等の権利の実効性を確保するためには、技術の変化に対応し得る規定とすることも要求されよう。今回の改正趣旨が反映されるような端的な規定が望まれる。</p> <p>ただし、2条1項20号の技術的保護手段の定義は、私的使用のための複製の除外事由となる30条1項2号及び刑事罰の対象となる120条の2第1号、2号の規定の基になるものであるから、どのような手段が技術的保護手段となるのかが明確にわかるように規定すること(明確性の原則)が必須である。</p> <p>2 他方、近年、技術に関する著作権法の条文は難解で理解困難な表現になりつつある。法律は一般市民が一読して理解できるものでなければならないものであるから、明確性の原則を維持しつつも、改正条文はできるだけ平易な表現で規定するように努力されたい。</p>	日本弁護士連合会

「技術的保護手段に関する中間まとめ」に対する意見

番号	項目	意見	個人／団体名
57	第3章	<p>ここでも、「CSS等の『暗号型』技術やゲーム機・ゲームソフト用の保護技術については、単に暗号化されたコンテンツやゲームソフトを複製しただけでは、当該複製物を使用できない点において複製の抑止と評価できることから、現行の定義規定中の「抑止」との関係について、どのように評価するか検討する必要があり、必要に応じ、規定の見直しを行う」(第16ページ)、「CSS等の『暗号型』技術の場合には、著作物等そのものを暗号化しており、特定の反応をする信号を著作物等とともに記録媒体に記録又は送信する方式ではなく、そうした技術については現行規定では対応できないため、現行の定義規定中の「方式」の見直しが必要」(第17ページ)、「現行の『方式』の規定の見直しとともに、また、CSS等の『暗号型』技術や ゲーム機・ゲームソフト用の保護技術の回避の実態を踏まえ、『回避』の規定についても見直すことが必要」(第17ページ)等と第2章と同様の整理が書かれているが、第2章への意見で書いた通り、このような不合理極まる整理に基づく法改正などされるべきではない。</p> <p>第2章への意見で書いたことの繰り返しになるが、アクセントロール技術とその回避機器等については、制度導入当初から不正競争防止法に対応することされているのであり、以来立法事実の変化がないことに照らしても、著作権法の法目的に照らしてもこのような法改正はなされるべきではなく、私の複製との関係においても捕捉不可能な家庭内の私的複製行為を規制しようとする発想自体間違っており、この点でもさらなる規制強化をするべきではなく、ゲーム機用DRM回避機器であるマジコンについても現行の不正競争防止法と著作権法による対応が可能であり、規制強化を是とするに足る合理的な根拠は全くないと考えられるのである。</p> <p>第3章も白紙に戻し、第2章の再検討に合わせ、同じく現行規制では不十分な具体的なケースが想定されない限り、最終まとめにおいて規制強化はしないとするべきである。</p>	個人28-3
58	第3章	<p>本中間まとめではフラグ方式等以外に「暗号型」技術、ゲームソフト用保護技術を著作権法で規制する技術的保護手段に含めるために、現行著作権法の技術的保護手段の定義部分の見直しを適切であるとしているが、これまでの意見1～5で記述してきたように、どちらの技術も著作権法で規制する技術的保護手段であることが不適当だと考える。</p> <p>暗号型技術、ゲームソフト用保護技術を技術的保護手段の対象とすることを適切とする本中間まとめの意見に反対する。</p> <p>なお、ゲームソフト用保護技術のうち非暗号化方式に関しては、そもそもマジコンそれ自身に利用されている技術に関しては複製権侵害が関与していない以上、どのような規定の仕方であっても著作権法での技術的保護手段に含めることに反対である。</p> <p>ただし、暗号型技術に関しては現行著作権法での「回避」の定義を見直し例えは「電磁的搅拌を復元した上の複製」のように通常の表示・実行と言った単なる情報へのアクセスにおいても必須となる暗号の復号単体を含まないようにした上での規定であれば賛成しても良い。</p>	個人48-6
59	第3章	<p>技術的保護手段の定義を見直すにあたっては、技術の進化が法律の改正に比して著しく早いことを鑑みれば、著作権者等の意思に基づいて用いられた著作権侵害の防止又は抑止のために効果的な手段を広く含める定義とすべきであつて、既存の特定の技術を念頭において、既存の技術だけが定義に含まれるようなものを規定すべきではない。この点、米国でのDMCAの立法の審議の過程で、著作権者が選択する如何なる方式も回避から保護するために、ある特定の技術が効果的な技術的保護手段か否かを定めなかったというアプローチが参考になる[1]。</p> <p>本まとめにおいて、現行法上SCMS、CGMS、疑似シンク・パルス方式と共に通して用いられる方式を念頭において条文化した「(著作物等の)利用に際しこれに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物等とともに記録媒体に記録又は送信する方式」によるものとの規定や、抑止について「著作権等を侵害する行為の結果に著しい障害を生じさせることによる当該行為の抑止」と規定を見直すとの点は賛成である。前記のとおり、特定の技術だけが効果的な技術的保護手段であるとの前提で法律が狹過ぎる技術的保護手段の定義を規定してしまうことは、法律が技術の進歩に追いつかないことや、当該限定によって技術革新のインセンティブを抑制してしまうことから問題である。従って、暗号技術を含む著作権者等の意思に基づいて用いられた著作権侵害の防止又は抑止のために効果的な手段を広く含める定義とすべきである。</p> <p>[1] 1998年8月4日アメリカ合衆国下院通過につき、House Manager's Report, Section-By-Section Analysis Of H.R. 2281</p>	ビジネス ソフトウェア アライアンス
60	第3章	<p>第2条第1項第20号に規定されている現行の「抑止」を、必要に応じ、見直すべきとの見解に大きな異論はない。ただし、第2章第2節において、技術的保護手段の対象範囲を社会的な「機能」に応じた評価によって実質的に拡大するとの基本的考え方方が示されているのに加えて、「抑止」の規定も拡大されることになれば、相乗効果により、技術的保護手段の対象範囲が著しく拡大するおそれがあると考える。</p> <p>技術的保護手段の対象範囲が著しく拡大した結果として、実態的に著作権者の利益を害さず、著作権法の規制対象とすべきでない行為や装置についても、形式上、技術的保護手段を回避していると判断されてしまう可能性があり、企業の事業活動に萎縮効果を及ぼすおそれがあると考える。従って、現行の「抑止」の規定の見直しを行う場合には、技術的保護手段の対象範囲が明確になるよう、慎重な検討をお願いしたい。</p>	日本知的財産協会 デジタルコンテンツ委員会
61	第3章	第2章に対する意見と同様、技術的保護手段の議論としての信頼性が低く、法整備の根拠とするには足りないと判断されます。 ゆえに撤回を求めます。	個人50-4

「技術的保護手段に関する中間まとめ」に対する意見

番号	項目	意見	個人／団体名
62	第3章	<p>本中間まとめp.16最終部分に「暗号化の解除でも当該解除により視聴が可能となる場合や、いわゆるマジコン等によりゲームソフトの使用が可能となる場合には、技術的保護手段を回避した後に支分権(複製権)を侵害する行為が存在しないため、そもそも第30条第1項第2号の適用そのものは受けない」とされている点は、現行法の解釈を維持し、適法行為の範囲が狭められるものではないことが明示されており、評価できる。</p> <p>しかしながら、ここで言う適法な「視聴」や適法な「使用」を行うためには、アクセスコントロールの回避が必要な場合があるから、それらの行為に用いる回避装置等を規制してしまうと、結局のところ、ここで言う適法な「視聴」や適法な「使用」ができなくなり、適法行為が狭められてしまう[1][2]。</p> <p>本中間まとめでは「権利の実効性の確保」という表現が何度も用いられているが、「権利の実効性の確保」という概念は、ユーザーが適法に行いうる行為の範囲を侵食しないことが大前提となるはずである。</p> <p>したがって、適法行為の範囲が狭められないように配慮した規制とされなければならない。</p> <p>[1] 前掲脚注2 米国でも、相互運用確保のための回避行為(jailbreak)を適法としており、適法な行為が狭められないような措置が講じられている。</p> <p>[2] リナックス等のオープンソース上でDVDを再生するためには、アクセスコントロールの回避が必要となるが、回避規制がなされた場合、かかる行為は適法であると言われても、それを行う手段がなくなる以上、事実上は行えなくなるという弊害が指摘されている。http://blog.livedoor.jp/nob_kodera/archives/3140182.html</p>	社団法人 電子情報技術産業協会著作権専門委員会

「技術的保護手段に関する中間まとめ」に対する意見

第4章 技術的保護手段の定義規定等の見直しに伴う回避規制の在り方

第1節 基本的な考え方

番号	項目	意見	個人／団体名
63	第4章第1節	<p>マジコンを名指しで規制する事には反対しませんが、法理としてそのような事が可能なのですか？ マジコンを規制する為に、通常の一回限りのバックアップ行為まで禁止できると解釈できるような法律は制定しないようにしてください。 ぐれぐれも、よろしくお願ひいたします。 個別案件に対応する為に、拡大解釈可能な法律を制定するのは、愚かな行為です。</p>	個人14
64	第4章第1節	<p>第1節に「規制の対象となる行為の特定に際しては、社会的実態を踏まえ、慎重に行われるべきものと考えられる」とあります、条文に曖昧な部分が残ると、当初の想定を超えて規制対象を拡大解釈されるおそれがあり、権利者の過度の権利主張や、ユーザーの過度の萎縮を招きかねません。 あくまで、マジコンやCSS回避のような、正規品と同等程度の利益を不正に享受する（ゲームであれば全編をプレイできる、映像作品であれば全編を視聴できる）ための行為に限定して規制できるような、拡大解釈の余地が無い条文にしてくださいますよう、お願ひいたします。</p>	個人32
65	第4章第1節	<p>基本的な考え方として、「技術的保護手段の回避規制を利用して、著作権の対象とならないものにまで実質的な保護を及ぼすことを認めるものではない」（18ページ第3段落）とあるが、これに反した結果を生じないよう、利用者の利便性の確保および不正に技術的保護手段の回避を行なわない真っ当な事業者に過度の負担を及ぼさないことに留意しつつ、適切な措置を検討していただきたい。</p> <p>なお、産業構造審議会知的財産政策部会技術的制限手段に係る規制の在り方に関する小委員会が取りまとめた「技術的制限手段に係る不正競争防止法の見直しの方向性について（案）」において、不正競争防止法および関税法を改正し、対象機器の拡大（「のみ」要件の緩和）、刑事罰化およびこれらを踏まえた水際規制の導入というアクセスコントロール回避規制強化の具体的かつ実効的な方向性が既に示されているため、さらに著作権法において同様の改正を行うことの必要性については異論がある。不正競争防止法とは別個に著作権法を改正する必要性について、明確にしていただきたい。</p>	日本知的財産協会 デジタルコンテンツ委員会
66	第4章第1節	<p>「社会的実態を踏まえ」とあるが、本中間まとめには現在どのような社会的実態があるのかについての記述が、ごく一部の側面しか記載がない点が問題である。例えばマジコンなどを用いた非正規のゲーム起動については記載があるが、別様の「◆第2章 13ページ「非暗号型」技術に関する記述」で述べたコピー・コントロールCDやRootKitによる弊害や、正規に入手したコンテンツがアクセスコントロール技術によって将来に継承できない問題、正規のライセンスを受けることが不可能なオープンソースソフトウェアでDVDを再生している人がいること、マジコンを用いて自作のゲームを公開している人がいることなども「社会的実態」の一つであり、アクセスコントロール技術の問題点や、本中間まとめの内容を踏まえた法改正によってこのような実態が規制されることについての記載がないのは一方的すぎる。アクセスコントロール技術の不備でユーザーやメーカーが不都合を被る可能性や、ユーザーの情報へのアクセスを遮断すること、表現の自由への制限に対する考慮がなされていないと考えざるを得ない。</p> <p>また「社会的実態」は日々進化・変化していくものであり、法に制限を社会的実態にあったものとし、保護と利用の均衡を保つために、米国のDMCAが導入しているような、規制による影響についての定期的な意見の募集や、規制によって生じた不利益を治癒するためのモラトリアムを設けるなどの措置も必要である。</p>	一般社団法人インターネットユーザー協会

「技術的保護手段に関する中間まとめ」に対する意見

第4章 技術的保護手段の定義規定等の見直しに伴う回避規制の在り方

第2節 回避機器規制

番号	項目	意見	個人／団体名
67	第4章第2節	購入品が破損および再生機の販売が終息した場合についてどうするのか書かれていない。	個人05-1
68	第4章第2節	購入したDVDビデオのバックアップ作成が不可能になるといった、間接的に損害を発生させる制限には同意しがたい。私的使用複製の範囲を外すことを明文化すべき。 マジコンの規制については賛成できるが、DVDの個人的な複製など、私的使用複製の範囲で行われる事柄を制限したり、それを行う機器やソフトウェアを制限することには反対。 市販のDVDを無断で大量に複製し販売するといった行為はすでに非合法であり、個人が利用しているようなソフトまでを規制しないよう明記する事を求める。	個人09
69	第4章第2節	回避機器に規制をする場合は著作権法とは別に規制する期間を決めるべきでしょう。 生産終了や修理受付が終了してから何年後に規制を解除する等の明確な基準を決めて欲しいです。 企業が商売をやめた機器にまで回避機器を規制する意味は無いと思います。 将来的に各種機器の規格が変わって何かしらの変換器が必要なときに法的に認められないのは大問題になるからです。 (プロテクトのため過去に購入した映像作品が鑑賞不可能になる等)	個人13
70	第4章第2節 (再掲)	マジコンを名指しで規制する事には反対しませんが、法理としてそのような事が可能なのですか？ マジコンを規制する為に、通常の一回限りのバックアップ行為まで禁止できると解釈できるような法律は制定しないようにしてください。 くれぐれも、よろしくお願ひいたします。 個別案件に対処する為に、拡大解釈可能な法律を制定するのは、愚かな行為です。	個人14
71	第4章第2節 (再掲)	回避機器規制と回避行為規制の範囲については現行と同等とされている通り、まだ曖昧なところはあるものの、この文化庁報告書の考え方は、およそ、規制される行為自体は大きく変えないものの、規制対象となる技術に、現行のフラグ付加型のコピー・コントロール技術だけでなく、コピー・コントロール機能を有すると見える暗号型のアクセス・コントロール技術も追加して広げるというものと分かります。 そもそもアクセス・コントロール技術については、平成11年のDRM回避規制導入時や平成18年文化審議会報告書の検討においても、著作権法の規制対象に含めないとされていたものであり、当時と比べて特別な立法事実の変化が生じている訳ではありません。 また、ここでは何度も繰り返していることですが、ダウンロード違法化しかり、1のように捕捉不可能な家庭内の私的複製行為を規制しようとする発想自体間違っているし、2のアクセス・コントロール回避機器等への規制にしても、既にDVDリッピングソフトもアクセス・コントロール回避機器としてのマジコンも不正競争防止法での譲渡等が規制対象となっているので、著作権法で二重に網をかける意味に甚だ乏しいです。(アクセス・コントロール回避機器等の条件付きでの製造規制、その譲渡等への罰則付加については議論の余地がないでしょうが、不正競争防止法の枠内で議論すれば済む話です。) さらに言えば、アクセス・コントロール技術をコピー・コントロール機能を有するか否かという観点からきちんと評価することが可能かどうかからして怪しいです。報告書ではあっさり、オンラインゲームのアクセス・コントロールだけを取り上げ、「オンラインゲーム用の保護技術のうち、ゲームソフトの複製やインターネット上の送信の防止・抑止が行われていないものについては、アクセス・コントロール『機能』のみを有する保護技術と考えられ、技術的保護手段の対象として位置付けすることは適当でないものと考えられる」としているが、オンラインゲームのアクセス・コントロールにしても送信データのコピーを抑制していないとできるかどうか疑問であるし、動画配信等も含め、暗号化のみのDRMによりデータを送信する場合にそれがアクセスをコントロールするものであるのか、コピーをコントロールするものであるのかの評価は非常に難しく、実質全ての暗号技術が著作権法上の技術的保護手段に含まれることとなりかねず、将来的に著作権法の本来の法目的に照らして規制すべきでない物や行為にまで規制が及ぶ恐れがあるだろう。(また、単にアクセス・コントロールといった時には暗号化だけでなくパスワード等によるコントロールも含まれることになるのであり、今のところ文化庁などはそこまでは全く想定していないようだが、このような点でも不適に規制の範囲が広がることのないよう十分気をつける必要がある。)	個人17

「技術的保護手段に関する中間まとめ」に対する意見

番号	項目	意見	個人／団体名
72	第4章第2節	<p>頒布目的の製造、輸入、所持を規制対象にする旨が記述されているが、GPLライセンスやBSDライセンスのオープンソース・ソフトウェアはそもそも頒布目的のものである。これらは膨大な量に及ぶ上、多数のソフトウェアをまとめて入手する行為も普通に行われている。(海外では合法のため)規制対象となりうるソフトウェアがまぎれ込む可能性があり選別するためには非常な労力が必要になることが予想される。</p> <p>また、既に入手しているソフトウェアが、新たに規制対象になりうるとすれば、所持している膨大な量のオープンソース・ソフトウェアから選別するための非常な労力を個人に果すことになる。</p> <p>従来と同じ考え方で問題ないとはとてもおもえない。新たに規制対象になる以前から所持しているソフトウェアの所持に対しては、規制対象から外すべきであり、また輸入に関しては、新たに規制対象なったものでも故意でなければ規制対象にすべきではないと考える。</p> <p>それが認められたとしても、頒布に関して問題がおきる。オープンソース・ソフトウェアでは海外のサイトをミラーリーしており、利用者の便宜を図っている。このミラーサイトが違法となる可能性がある。取り除くとしても、整合性を保つために新たなソフトウェア開発が必要になる可能性がある上、そのままの形でしか頒布を認めていない場合、ミラーサイトが成立しない可能性もある。</p> <p>以上の理由により、規制対象となるソフトウェアが紛れ込んでいることを知っていても対処ができない可能性がある。輸入したものをそのままの形で頒布する場合は、規制対象から外すべきであると考える。</p>	個人19-1
73	第4章第2節	<p>【意見の趣旨】</p> <p>1 アクセスコントロールの回避機器の氾濫等によって近年コンテンツ産業に大きな被害が生じていると報告される現状において、著作権法の技術的保護手段に関する規定を適切に見直すことによって、この状況を是正するとした、中間まとめに基本的に賛成である。</p> <p>2 また、この見直しにあたって、アクセスコントロール機能とコピー機能(※注1)を併せた技術を社会的・実体的に評価し、著作権法の技術的保護手段(※注2)に該当するとすることについても、基本的に賛成である。</p> <p>3 ただし、前項の見直しにあたっては、以下の点に留意されたい。</p> <p>(1) 中間まとめ10頁最下段にも記載があるように、著作権法上の支分権の対象外となる行為を規制の対象としないこと。すなわち、著作権法の支分権の対象とならない、いわゆるアクセスコントロール機能のみを有する技術については、現行著作権法の体系を大きく変更する可能性があるため、今回の見直しに当たっては対象としないこと。</p> <p>(2) 著作権法の技術的保護手段の見直しについては、アクセスコントロール機能とコピー機能を併せた技術を社会的・実体的に評価すると記載があるものの、どのような条文案にするのかという具体的な報告がないため、立法にあたっては「明確性の原則」に特に配慮すること。</p> <p>(3) 著作権法の技術的保護手段の回避機器等の提供については、刑事罰の対象(著作権法120条の2第1号、2号)であるため、「技術的保護手段」及び「回避」の規定の見直しの際の条文化については、罪刑法定主義に反しないよう「明確性の原則」に特に配慮すること。</p> <p>(4) 他方、近年、技術に関する著作権法の条文は難解で理解困難な表現になりつつあるが、法律は一般市民が一読して理解できるものでなければならないものであるから、改正条文はできるだけ平易な表現で規定すること。</p> <p>(5) 汎用的な装置及び特定の信号に反応しない、いわゆる「無反応機器」を技術的保護手段の回避対象としないという、現行法を維持すること。</p> <p>※注1： 本意見書においては、中間まとめ1頁記載の用語の定義のとおり、「アクセスコントロール」とは「著作物等の視聴等といった支分権の対象外の行為を技術的に制限すること」、及び「コピー機能」とは「複製等の支分権の対象となる行為を技術的に制限すること」を意味するものとする。</p> <p>※注2： 本意見書においては、中間まとめ1頁記載の用語の定義のとおり、著作権等の支分権の対象となる行為を保護するかどうかに問らず著作物等の保護のために用いられている客観的な意味での技術を「保護技術」とし、著作権法上の対象となる保護技術を「技術的保護手段」として表現する。</p> <p>【意見の理由】</p> <p>以下、意見募集要項に従い、中間まとめのどの論点に対する意見であるかを特定して、意見の理由を述べることとする(なお、記載のない論点については、特に意見は述べない。)。</p> <p>第3 「第4章 技術的保護手段の見直しに伴う規制の在り方」について(同18頁ないし21頁)</p> <p>1 「第2節 回避機器規制」及び「第3節 回避行為規制」(※注4)について</p> <p>回避機器規制及び回避行為規制については、技術的保護手段の見直しをするものの、制度自体は引き続き現行の著作権法の整理を維持するという中間まとめに基本的に賛成である。なお、この点の見直しの際にも、上記第2、1及び2に述べたとおり、明確性の原則を維持すること、他方、できるだけ平易な表現で規定するよう努めたい。</p> <p>2 また、現行著作権法の整理に引き続き、汎用的な装置及び無反応機器を規制の対象としないことについても賛成である。</p> <p>※注4： 本意見書では、中間まとめ18頁の用語の定義により、「回避機器規制」とは「回避を伴う利用を大量に可能にする回避装置及びプログラムの製造等の行為の規制」を指し、「回避行為規制」とは「実際に技術的保護手段を回避して著作物等を利用する行為の規制」を指す。</p>	日本弁護士連合会
74	第4章第2節	<p>マジコンと呼ばれる特定の機器の禁止なら範囲も絞れて規制も理解できるが、プログラムなどを規制の対象に含めるべきではない。あまりに範囲が大きく、著作権保護の観点だけではなく技術発展のにも影響を与えます。</p> <p>迅速に特定の機器を輸入・販売禁止できるような体制を作るべきです。</p> <p>プログラムを禁止にすると警察によるネット監視が強まり、通信の秘密が守られなくなる可能性が高いです。</p> <p>良くも悪くもこういう対策、突破行為によって生まれた技術も多いはず。なんでも規制ではやり過ぎです。</p> <p>また一連の文を読むと完全に個人の私的コピーを無視している傾向があります。</p> <p>個人で購入した作品を個人が楽しむために使うことは著作権を侵害しているとは到底思えません。</p> <p>今は携帯プレイヤーも普及し作品を持ち歩きたいという人は多いと思います。個人の権利を完全無視(規制)しようとしている部分には到底賛成できません。加えてもし規制をかけるなら、ユーザーへの不利益だけではなく利益 例えば地デジのダビング10の撤回や傷などで読みなくなったDVDなどのメーカーによる無償交換制度などをセットでないと到底理解は得られないと思います。</p> <p>なお今回のこの規制はほとんどの方に知られておらずまた報道ではマジコン規制としかされておりません。</p> <p>当初の目的よりかなり広範囲になったことを考えると、もっと周知、徹底してからの意見募集にすべきです。</p>	個人20

「技術的保護手段に関する中間まとめ」に対する意見

番号	項目	意見	個人／団体名
75	第4章第2節 (再掲)	<p>上述の箇所を第3章の16および17頁の箇所、第4章の「技術的保護手段の見直しに伴う回避規制のあり方」と組み合わせて考えた場合、この報告書は「規制対象となる技術行為に、現時点の違法行為であるフラグ付加型のスピードコントロールに加え、コピー・コントロールの機能を有すると考えられる暗号型のアクセスコントロール技術を追加するもの」と見て取れる。これにより新たに違法化される行為は「暗合方のアクセスコントロールを解除しての私的な複製(刑事罰なし)」「アクセスコントロール回避機器およびプログラムの公衆、譲渡や貸与目的での製造(刑事罰あり)」ということになる。</p> <p>しかし、アクセスコントロール技術については、平成11年のDRM回避規制導入時や平成18年の文化審議会報告書の検討時において、著作権法での規制対象に含めないとされたものであり、また、当時と現代で特殊な立法事実の変化もなんら生じてはいない。例として、マジコン被害にはCESAの「違法複製ゲームソフトの使用実態調査報告書」を引用しているが、違法DLと通常販売との構成比率を全く同じと仮定する、日本の国内での販売比率が25%であることから、世界でのマジコン被害額を日本のマジコン被害額の4倍として推定するなど、なんどもお粗末な調査手段が用いられており、これを前提とすること自体ばかりいるといわざるを得ない。</p> <p>そもそも家庭内での私的複製をいちいち監視し、規制するなどということは物理的に不可能であり(ダウンロード違法化もしかり)、また、アクセスコントロール回避機器の規制に関しても、DVDリッピングソフトやアクセスコントロール回避機器としてのマジコンは現時点でも不正競争防止法により規制対象となっており、わざわざ著作権法により二重規制をかける意味は乏しい。</p> <p>しかも、報告書内ではオンラインゲームのアクセスコントロールを取り上げ「アクセスコントロール機能のみ有する保護技術(新たに規制対象となるコピー・コントロール機能を有さない)と考えられる」などとしているが、実際問題アクセスコントロール機能がコピー・コントロール機能を有するか否かをきちんと評価できるからきわめて怪しい。そのため暗号化のみのDRMによりデータを送信する場合そのデータはアクセスコントロールのものかコピー・コントロールのものの判別は困難を極める。結果として、本来アクセスコントロール機能のみを有するものもコピー・コントロール機能を有するとされ、規制されるという規制対象の大幅拡大が懸念されるのである。</p> <p>ついでに申し上げると、この報告書自体、信用できないソースを元に技術面等々ろくな議論がされず、メンバーからも察するに規制強化を前提とした話し合いが進められているとしか見えない。</p> <p>したがって、私はこの報告書に全面的な異議を唱えるとともに、意味のない法改正、規制強化に強く反対を申し上げる。</p>	個人21
76	第4章第2節	マジコンは規制されしかたないと思いますし被害額を聞くと規制して当然だと思いますが、DVDのバックアップをするソフトやプログラム、行為を規制すると、ケータイやipadなど色々外出先でも映画などを楽しむことができるモノなのにそういう制限というか規制をかけるのはいかがなものかと思います。	個人22
77	第4章第2節	<p>私の使用目的における複製について</p> <p>現在は、CDやDVDを購入したらPCを利用してNASやモバイル・デバイスなどに取り込んでおき、メディアは保管しておく時代です。</p> <p>iPadのような、映像の視聴に適したモバイル・デバイスが普及しつつあり、取り込んだコンテンツを無線LANを経て視聴するという行為が今後当たり前のようになるでしょう。</p> <p>さて、DVDなどのメディアからストレージに取り込む際、技術的保護の回避プログラムが必要な場合があります。</p> <p>今回の中間まとめにおいて、回避プログラムの提供が違法になる可能性が出てきました。</p> <p>PCに取り込むためのプログラムが手に入らなくなると、メディアをその都度ケースから取り出し、再生装置に入れて視聴するという前時代的手段しかできなくなります。</p> <p>消費者の立場から見ると、音楽CDやDVDビデオの購入はメディアの購入ではなく、コンテンツの購入です。</p> <p>冒頭に挙げたような利用法がスタンダードになるという社会的実態を踏まえ、慎重に議論していただくようよろしくお願いいたします。</p>	個人24
78	第4章第2節	今回の技術的保護手段の内容では、購入したDRM(デジタル著作権管理)組み込みのソフトや音楽が会社の消失によって聞けなく・使えなくなる可能性があったり、フリーの動画プレイヤーが違法となってしまうのではという問題を含んでいます。いわゆる「マジコン」はしっかり規制していただきたいのですが、表現の幅を狭めるような運用はしていただきたくないと思っております。	個人26

「技術的保護手段に関する中間まとめ」に対する意見

番号	項目	意見	個人／団体名
79	第4章第2節	<p>回避機器規制を行うにあたっては、下記の点についての対応を行わなければ、かえって著作権法の趣旨である文化の発展の観点を損なうことになると思う。</p> <p>過去に購入したメディアにおいて、規格が古くなり再生機器が市場で購入できなくなった場合、持っている再生機器が故障してしまうと鑑賞ができなくなってしまう。 そうなってしまうと、別のメディアで供給されてないと、購入した作品を鑑賞できなくなる。 実際の例として、HD DVDのように規格競争に負けてメーカーが撤退した例がある。</p> <p>したがって、このような状況を回避するために、下記のいずれかを認めるよう検討する必要があると思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・絶版となった場合で、再生機器が存在しない場合は対象外とする ・絶版となったことは、市場価値が採算ベースに乗らないということであるので、購入者があらたに購入できない。 その場合は、回避機器を用いて最新のメディアに私の複製することを認めることで、購入者の鑑賞の機会を確保することが可能となる。 <p>・最新のメディアでの提供の義務化 常に最新のメディアでの提供を権利者に義務づけることにより、購入者の視聴の機会を奪わないようにできる。</p>	個人27-1
80	第4章第2節 (再掲)	<p>アクセスコントロールの保護技術については、報告どおり対象外とすべきであると考える。</p> <p>著作物の購入者は、購入したものを自分の再生したいプラットホームで再生する権利があると思う。その観点から、アクセスコントロールの保護技術を回避する機器を禁止することは適当でないと考える。</p>	個人27-2
81	第4章第2節	<p>マジコンなどの規制にあたり、プラットフォーム開発者が著作者に対し、保護技術を使用するかどうかの選択権を与えていない場合は、規制対象外とすべき。</p> <p>マジコンにより、違法複製のゲームができるという使用が横行しているが、一方で、同人ゲームの作成を容易にするという側面も有している。 この問題は、ゲームの作成者がプラットホーム提供者により自身の複製権の設定に対する自由を剥奪されていると考えられる。したがって、プラットホーム提供者が、権利者に対し保護の有無の選択権を与えることを義務化するべきであると考える。また、開発プラットホームのに関する情報を無償もしくは実費程度で公開せざるべきであると考える。</p>	個人27-3
82	第4章第2節	<ul style="list-style-type: none"> ● 汎用装置等についても、主な目的や機能、実態等を踏まえて規制対象とすべき ・回避を伴う利用の際に用いられる装置等のうち、汎用的な装置等についても、その装置が使われる主な目的や社会的な機能、使用実態の観点から見れば、技術的保護手段を回避するためのものであると評価される場合には、規制の対象とすべきである。 ● 「技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とする装置」の「専ら」の解釈を明確化すべき ・「汎用的な」装置という用語が免罪符にならぬよう、現行著作権法120条の2の「技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とする装置」の「専ら」の解釈について明確な整理がなされることを要望する。また、解釈の整理にあたっては、先般合意された「模倣品・海賊版拡散防止条約」(ACTA)との整合性に十分留意すべきである。 ● 回避装置等を水際規制の対象とすべき ・回避装置等の輸入を規制したとしても、同時に回避機器等を輸入の水際で差し止めることができなければ、実効性が確保できない恐れがある。著作権法の改正に合わせて関税法を改正し、回避装置等を水際規制の対象とすべきである。 	社団法人日本民間放送連盟
83	第4章第2節	<p>著作権法ではなく、不正競争防止法による対応を望みます。</p> <p>「マジコン」に代表されるゲームソフトウェアのセキュリティを回避するソフトウェアは、不正競争防止法 2条1項10号の違反となり違法性は既に確立されています。 しかし、この条項では罰則規定が無い為取り締まりが出来ていない状態だと判断できます。</p> <p>「マジコン」の取り締まりの為に改正するのであれば、著作権法の改正ではなく、不正競争防止法を改正し、2条1項10号に罰則規定を盛り込むことで対応できるのでは無いでしょうか。</p> <p>また、範囲が被る法律が複数存在するのは、行政にも国民にも両方にとて調べるべき法律が増え、手間が増えるだけ益がありません。 さらに手間が増えることで、実効性にも疑問がつきます。</p>	個人30-1

「技術的保護手段に関する中間まとめ」に対する意見

番号	項目	意見	個人／団体名
84	第4章第2節	<p>あくまで特定の機器などに対象を狭めるべき、 指定に時間が掛かるのならスムーズに行なえる体制をつくればいいだけ あまりに範囲が広く、規制によって失われる技術もある。 このような規制は日本だけの枠組みで行なつたばあい、日本にのみ不利益になり結果保護をしていない結果になること もありえる。そもそもなぜマジコン規制がいつのまに著作権改正になったかその経緯が明らかでない。</p>	個人42
85	第4章第2節	<p>アクセスコントロール回避機器の製造・販売、使用を私的利用目的であっても規制することなどに対する規制への著作権法改正には、強く反対いたします。 この話は、そもそも再配布を目的として使用した人物を厳格に処罰さえすれば問題なく済む問題であり、ツールや技術、 私的利用の領域に対して著作権法を改正する話ではないのでしょうか。 「バックアップなどの私有財産の管理・私的複製の権利」の保護や、そのためのツール開発などの技術や手法は、 「エンドユーザーの正当な権利」 として尊重るべきであり、むしろ逆に、権利管理団体・企業などによる度の過ぎた独善かつ越権的な権利主張こそ、「刃物だから包丁も規制せよ」といっているのと同じであり、とても容認できる物では有りません。 また、自主的にソフトを開発する制作者および、その作品・製品をユーザーから閉め出すことによって、システムを不当に独占保護する事が適切な行為ではありません。 それに、所謂「コピーおよびアクセス制御コントロール」は、ユーザーの抱くイメージに「百害有って一理無し」です。 かつてのコピー・コントロールCDの件で顕著になりましたが、導入を主導したレコード会社に限らず、いわゆるコピー・コントロールに該当する物を導入した新譜CDがユーザーに不安と負担を撒き散らしたことで不信感を与え、通常のCDソフト全体の売り上げまでを激減させた一因となり、今の音楽CDソフト業界の衰退を招いた元凶の一つです。 地上デジタル放送でのダビングでのトラブルを始めとする「B-CAS問題」も、「テレビ離れ」を加速している材料となっています。 それと、有料放送でもない地上波公共放送に於いてCASが存在するシステム自体が、放送法や独占禁止法などに抵触する事、 偏見などによる不当放送・報道などが行われた際に、映像を証拠として記録したものが、当事者である視聴者側に於いて、公共放送にも拘らず録画した映像データを証拠として機器の世代間に保全し共有することができない事に於いても、極めて問題である事も指摘されています。 また、「世界一高い」と言われる日本の正規ソフトの販売価格が一向に下がらないにも拘らず、これ以上ユーザーの権利を拘束する規制をかけたところではハードやメディアへのユーザー離れが反感によって加速し、市場が更に萎縮するのには目に見えています。 現実にゲーム業界では、アクティベーションなどをユーザーに強制する製品がそうでない製品より売れる事はなく、また権利者によるユーザーへの恫喝にも近い行き過ぎた権利意識から、権利者への強烈な反感や抗議が巻き起こり、作品ソフトの不買運動にまで発展した事例も既に実際になります。 さらに、ハードメーカーによる「ロイヤリティ商法」は、EUなど海外に於いて逆に違法な独占行為として認定し処分を行つて居る国があります。 ハードメーカーの違法独占に加担する姿勢を政府でも見せたとなると、日本のハードメーカー製品への風当たりは強くなり、報復関税などを強化する怖れもあると言われてもいます。 <p>「著作者の権利を保護する」のは非常に重要な事ですが…、 自分の都合だけで最初から消費者を全員泥棒と決め付け、エンドユーザーの正当な権利による行為や使用するツールまでを、 「違法違法」と騒ぎ立てて自ら不信感を煽り立て、信頼を取り戻すと言う根源に立ち返ることなく、自分で自分の首を絞める対策ばかりを議論している事が続くのであれば、日本のコンテンツ業界の自殺行為でしかありませんと、老婆心ですが忠言いたします。</p> </p>	個人43

「技術的保護手段に関する中間まとめ」に対する意見

番号	項目	意見	個人／団体名
86	第4章第2節 (再掲)	<p>本中間まとめは 第1章 第1節 著作権法の現行制度において、現行著作権法での技術的保護手段等の規定状況について説明している。</p> <p>ここで、「技術的保護手段の「回避」とは「技術的保護手段に用いられている信号の除去または改変」と説明されている通り、現行著作権法において、技術的保護手段に対して反応しない機器、いわゆる無反応機の利用は「技術的保護手段の回避」とはみなされず、従って、第120条の2での公衆譲渡規制の対象ともならない。</p> <p>しかし本中間まとめにおいては、無反応機が現行法では規制対象ではないという視点と、なぜ現行法がそうした規定になったかという視点については、第4章19ページで僅かに触れられているだけで、ほとんど記述されていないに等しい。</p> <p>無反応機が規制対象外となったのは「平成10年12月10日 著作権審議会マルチメディア小委員会ワーキング・グループ（技術的保護手段・管理関係）報告書」において以下のようにまとめられたことを踏まえてのものである。</p> <p>なお、ある特定の規格の利用機器において識別、反応する信号により技術的保護手段が用いられている場合に、他の規格の利用機器では当該信号を識別、反応しないため、結果的に技術的保護手段が無効化されることも考えられる。このような場合についても規制の対象とすべきという意見もあるが、このような規制は特定の規格を利用機器において義務付けることと実態としては同じになると見え、今後の技術の進展等を考慮すると適切ではないと考えられる。</p> <p>なお、このことに関連し、利用機器の提供者はいかなる技術的保護手段にも対応するように設計する義務はない旨を法文上明記すべきとの意見があった。</p> <p>以上のことをふまえると、技術的保護手段の回避とは、故意に、技術的保護手段に用いられている特定の信号を除去、改変することにより、著作物等の利用機器における当該信号の識別、反応を誤らせ、もって技術的保護手段により制限されている利用を可能ならしめる行為であるといえる。</p> <p>ゆえに、現行法における回避機器規制は「特定の事業者・コンテンツ提供者を保護する法律となること」を避けるためにはえて無反応機を規制対象から外しているといえる。</p> <p>本中間まとめにおいてはこの「特定の事業者・コンテンツ提供者を保護する法律となること」を避けるという視点が欠落していることが問題だと考えている。</p> <p>そうした視点が欠落しているということは、本章において無反応機が現行著作権法での規制対象外であるという事実の紹介が欠落していること、また、本中間まとめ案の検討等が行われた平成22年12月3日の法制問題小委員会席上において、中山委員から「特定のプラットフォームを保護するものではないのか」マジコンが無ければ今言ったような自分で作ったコンテンツも事实上使えないって仕方がない、こういう整理ですか?」という発言に対して文化庁永山著作権課長から「それは現行のコピーコントロールに関する著作権法の考え方も同様でございまして……」という回答がされたことからも明らかであると考える。</p> <p>現行法においては、複製防止信号・複製妨害信号等に反応することを義務付ないことによってコピーコントロール規制についても特定の事業者の保護を強制せずに済む内容になっている。</p> <p>そういう意味では、本中間まとめはそもそも議論の出発点に大きな齟齬があり、現行著作権法でも、コピーコントロール規制に関して特定事業者の保護的な側面があるとのアクセスコントロール技術の回避を規制することによって特定事業者の保護的な側面があるとしてもそれは元々あったものだと考えるか、コピーコントロール規制に関して特定事業者の保護的な側面が「なかった」のにアクセスコントロール技術を含む技術的保護手段を回避規制対象とすることによって、特定事業者の保護的側面が「生じて」しまうと考えるのかでは、評価に違いが現れるはずである。</p> <p>私は、著作権法の保護期間を延長する法律がミッキーマウス保護法と呼ばれるどこの国のように、「ニンテンドー保護法」と呼ばれかねない著作権法の一部を改正する法律が国会に提出されることに強く反対する。</p> <p>また、そのような著作権法改定は著作権法第1条の「文化的な発展に寄与することを目的とする」というわが国の著作権法の大目的にもそぐわないものであると意見する。</p>	個人48-1

「技術的保護手段に関する中間まとめ」に対する意見

番号	項目	意見	個人／団体名
87	第4章第2節	<p>本中間まとめ19頁、「3. 回避機器規制の対象となる行為」において「現行の規制と同様に……規制対象とすることが適当」とされており、第120条の2の条文を変更することは考えられていないものと理解している。</p> <p>これは公衆への譲渡を規制するだけであれば正規製品の開発や研究等が阻害されることはないという判断にもとづくものであると理解している。</p> <p>しかし、昨今のインターネット環境の充実に伴い、特にソフトウェアプログラムの開発については、ソース公開ソフトと呼ばれる、プログラムのソースコードを公衆に対して開示し、開発初期から利用者の意見や利用者から提供される修正・機能追加ソースコードを取り入れて開発を進めていく手法が広まっている。</p> <p>実際にインターネット上で稼働しているサーバ等の大半はそうして作成されたlinux や apache といったソフトウェアで動作しており、特に linux はgoogle による android の基礎としても使われている。</p> <p>こうしたソース公開ソフトウェアの世界では、DRM の正規ライセンスを取得した場合ソース公開という手法が取れなくなるため、独自に DRM を解析した上で暗号の復号コードを組み込んだ DVD 視聴ソフトウェア等が提供されてきた。</p> <p>現行著作権法の「プログラム」の規定はソースコードとバイナリを区別せず、また、第120条の2において回避プログラムの公衆送信に対して単純に罰則を加えるものとなっているため、暗号の復号それ自体を技術的保護手段の回避と見なす第30条の改定が行われた場合、実行可能なバイナリプログラムとしては暗号を復号した上で視聴する機能しか持たない場合であっても、プログラムソースコードの復号処理だけを抜き出せば「回避プログラム」の公衆送信と見なされるという懸念がある。</p> <p>これらのソース公開ソフトウェアのソースコードはパッケージ化された上で「産総研」「理研」といった研究機関の FTP サーバ上にミラーされ、日米間のトラフィックの削減や国内研究者、ソフトウェア開発者に対する高速なアクセスを提供している。</p> <p>第3章に対する意見8で、暗号の復号単体を「回避」と見なさないような規定とすべきであるという意見を述べたが、その意見が受け入れられず、また本中間まとめのまま、現行著作権法と同様に適用除外規定を設けることなく公衆送信が違法とされた場合、これらの FTP ミラーサイト管理者に対して著作権法違反というリスクを背負わせるか、あるいは、ミラーを取りやめて国内研究者・ソフトウェア開発者の作業効率を低下させ、日米間のトラヒックを圧迫させ、いずれにせよ日本の技術的国際競争力を低下させるという結果をもたらすことになる。</p> <p>こうした事態が実現するがないように、以下の規定見直しが行われることを望む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正競争防止法と同様に、試験・研究目的での譲渡および公衆送信を適用除外とする除外規定を追加すること また、権利制限規定に従った公正な利用を保護するために、以下の規定見直しが行われることを望む ・第31条～第47条の8の目的で利用することを確認した上の譲渡および公衆送信を適用除外とする除外規定を追加すること 	個人48-7

「技術的保護手段に関する中間まとめ」に対する意見

番号	項目	意見	個人／団体名
88	第4章第2節	<p>規制の対象とする回避装置等について、その対象範囲が不当に狭くならないよう留意すべきです。</p> <p>「第1節 基本的な考え方」で、規制の対象すべき行為については、「技術的保護手段が、社会的にどのように「機能」しているかという観点から着目した上で、機能すればできなかつたはずの著作物等の利用を可能にすることにより、著作権者等の権利の実効性を損なう行為である」と述べられているとおりであり、このことはそうした行為を可能とする機器やプログラムが汎用的であるか否かに関わるものではありません。したがって、上記行為を可能とする機能を有することに着目し、それらが規制の対象となるよう制度を定めることが必要であると考えます。</p>	一般社団法人日本音楽著作権協会
89	第4章第2節	<p>技術的保護手段を回避する「プログラムの著作物」は、著作権法第2条第1項の定めるとおり「表現」であり、表現の自由を正面から規制しようというものである。表現の自由に制限を加えるにあたっては、過度に広汎にならないようにせねばならない。今回の法改正案における最大の難問は、最小限の規制を実現する条文を規定しなければ違憲となってしまう点にある。</p> <p>同目的で法改正を行うに当たっては、厳密な適用範囲の特定が必要である。その点では、広汎性を否定するために、少なくとも複製防止技術の具体的な登録制度が不可欠であると考える。登録技術の正当性を審査するために必要な条件は、別様の「第2章 13ページ「非暗号型」技術に関して」で述べたとおりである。</p>	一般社団法人インターネットユーザー協会
90	第4章第2節	<p>本中間まとめでは、いくつかの点で消費者の権利に配慮している側面が見られる点を喜ばしいものとして評価したい。例えば次のような記述をわれわれは重視し、今後も継続的に求めていきたいと考える。</p> <p>(引用)また、「方式」の見直しに当たり、いわゆる「無反応機器」(特定の信号に反応しないことにより、結果として技術的保護手段が機能しない装置)が規制対象とならないようにすることについても、引き続き配慮が必要である。(引用ここまで)</p>	一般社団法人インターネットユーザー協会
91	第4章第2節	<p>個人的には、特に新たな規制を設ける必要はないと考える。</p> <p>理由の一つ目として、この章に書かれている通り、慎重に検討すべき事項であり、レンタルショップの扱いにまで言及される可能性も考えられるためである。</p> <p>二つ目として、CDやDVDにデータを複製するソフトウェアに至るまで、規制の手が及ぶのではないかと言う危惧である。</p> <p>現在、自作以外のPCにはこの手のソフトウェアが標準的にインストールされている実情を鑑みるに、罰則を伴う所持規制を行えば、誰でも違法複製を行っているかのような扱いをされかねない事まで充分に考慮される必要がある。</p> <p>また、マジコン自体も複製だけがクローズアップされてはいるものの、この機械を用いる事によって、ゲームを製作する者も存在する。</p> <p>更に、Webを通じて非営利で提供されている実態はあるものの、これを規制するとなると、Web利用者を全員規制の網にかける行為に等しくなりはしないかとの危惧もある。</p> <p>これがインターネットの規制に繋がる方向に向かうのであれば、再考すべきである。</p> <p>謂われのない規制の目に怯えながら、Webの利用はしたくないため、現状維持を主張する。</p>	個人53
92	第4章第2節	<p>改善要求内容：製造者等の管理は国家が厳重に管理しているのか。 具体的要求内容：「研究目的」として販売されているが個人でも購入可能な状態となっている。</p> <p>改善要求内容に至った理由 研究者、製造者は国家が厳重に管理しているのか疑問である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①「研究目的」で購入する人は國家資格を持つ人なのか？ ②販売店は国家から販売を許可されているのか？ ③販売店は誰が購入したのか追跡調査出来るようになっているのか？ ④購入者は“国外逃亡(亡命)”の恐れがないか等国家が管理しているのか？ 	個人54-10

**「技術的保護手段に関する中間まとめ」に対する意見
第4章 技術的保護手段の定義規定等の見直しに伴う回避規制の在り方
第3節 回避行為規制**

番号	項目	意見	個人／団体名
93	第4章第3節	<p>コピーしたゲームがプレイできるということ自体は憂慮すべきことだが、回避行為自体の規制には慎重であるべきだ。ソフトウェア開発の点から見れば、回避行為を規制されてしまうと「暗号化している」と主張するソフトウェアのファイルの読み込みすらままならない。データのインポートや同種ソフトのファイルの読み込み機能はソフトウェアでは一般的な機能だが、それが回避行為に当たるかどうかグレーとなれば、ソフトウェア開発者としては萎縮してしまう。</p> <p>また、ファイル形式の変換ソフトウェアやSaaS形式での変換サービスなども見方によっては暗号を解除して複製している、と見なせないこともない。</p> <p>もし、仮に規制したとしても、本当に規制すべき物は海外で配布されて効果はほとんど無く、萎縮効果で国内のソフトウェア開発に悪影響が出るだけではないか。</p> <p>以上の理由より、回避行為自体を規制するのには反対する。</p>	個人02
94	第4章第3節	<p>技術的な問題点だけでなく、本来複製は著作物を使用・閲覧する権利を購入する等の行為により私的利用することが可能だが、著作権の精神は、継続的利用を制限するものではなく、使用・閲覧する権利の対象物や物理的な器…ここにいうゲーム等のソフトを格納するROMカード等…の破損により私的利用が使用・閲覧する権利を取得したもの意図に反して使用停止を余儀なくされることに対する権利保護が確立されていない。「ソフトを格納する器」を故意に破損したり、不法に販売する等悪意ある行為による破損で無い限り、正当に取得した著作物を使用・閲覧する権利は保護されるべきであり、破損等に備えて複製する権利を正当な使用者は有しており、私的利用の為の複製の本意であると思われる。</p> <p>よって、「ソフトを格納する器」からソフトウェアを取り出し、複製する行為を正当な使用者が行う権利を阻害する規定を設けるのであれば、故意に破損したり、不法に販売する等悪意ある行為による破損に起因する場合を除くソフトウェア等の滅失について、ソフトウェアの販売者に対し、そのソフトウェアを正当な使用者に再度提供する義務を課すべきであると思われます。</p> <p>つまり…現在のところ、きちんと対価を払ってROM等を購入した場合でも、破損した場合は再度購入することになり、マジコン等を過剰に規制することは、破損に対する個人的対策ができなくなることになるので、個人で破損に備える複写も制限するのであれば、破損した場合は代替品の提供を販売者に対して義務付ける必要があるでしょう。このまま議論が進むと、販売者に著しく有利で、正当な使用者（消費者）に過大な負担を強いる可能性が大きいと思われます。</p>	個人03
95	第4章第3節	<p>私的利用（バックアップ目的）のための複製の場合には、私的複製を認めてほしい。</p> <p>この項の最後にも記載があるが、他国においては認められているということもあるが、そもそも利用者側の立場としてはコンテンツを時を選ばず永続的に繰り返し見るために購入しているという大きな気持ちがある。</p> <p>それに対して現在主流のCD、DVDやBlu-rayというメディアの寿命は存外に短い。一般的な寿命は20年とも言われているが、これは人の寿命に対してあまりにも短く感じる。実際のところ、今でも20年前の本を読んだり、20年前に取りためていたVHSビデオを見ることが往々にしてある。不朽の名作などと謳われるコンテンツには50年や100年前のものなど珍しくもない。</p> <p>それが不朽の名作であればメディアの読み取りが不可能になるほど劣化する時間が経過しても再度入手できる“かもしれないが、そうでないものであれば不可能であろう。その場合、利用者としてはただ泣くのみである。</p> <p>バックアップという目的においては著作者の利益を著しく損なうことはなく、是非とも技術的保護の有無にかかわらず認めてほしいところである。</p> <p>※一般に広くパブリックコメントを求める姿勢はすばらしいと思います。 どの程度一般的意見が反映されるかはわかりませんが続けてほしいと思っております。</p>	個人04
96	第4章第3節	<p>p5 裁判所は、雑誌への掲載については表現の自由に基づいて適法とした技術の解説であるのであれば表現の自由であると思われるが特定ソフトを用いての実験結果を掲載している場合においては編集者またはデータ提供者が中間まとめて違法行為にしたいことを行っていないと掲載できない。</p> <p>それでも表現の自由で適法なのだろうか？</p>	個人05-2
97	第4章第3節 (再掲)	<p>購入したDVDビデオのバックアップ作成が不可能になるといった、間接的に損害を発生させる制限には同意しがたい。私的使用複製の範囲を外すことを明文化すべき。</p> <p>マジコンの規制については賛成できるが、DVDの個人的な複製など、私的使用複製の範囲で行われる事柄を制限したり、それを行う機器やソフトウェアを制限することには反対。</p> <p>市販のDVDを無断で大量に複製し販売するといった行為はすでに非合法であり、個人が利用しているようなソフトまでを規制しないよう明記する事を求める。</p>	個人09
98	第4章第3節	<p>まず、最初に反対を表明します</p> <p>児童ポルノ撲滅の美名の下に検閲やブロッキングを推進する連中と同じ様に感じます</p> <p>マジコン撲滅の美名の下に私的複製まで禁止するのは異常です。</p> <p>世界基準で見て私的複製を禁止している国があるでしょうか？</p> <p>都合のいいときはグローバルルールと言い、都合が悪くなると国内の問題で片付けようとするそんな連中の推進する物は一切賛成できません。</p>	個人11

「技術的保護手段に関する中間まとめ」に対する意見

番号	項目	意見	個人／団体名
99	第4章第3節 (再掲)	<p>中間報告の「問題の所在」には、「アクセスコントロールとコピーコントロールを組み合わせることで、利用者の利便性の向上がはかられてきている」との記述がありますが、そもそもこの認識自体が大きく現状と異なります。</p> <p>現在、特に映像ソフトの利用環境はスマートフォンや動画再生が可能なメディアプレイヤーの普及で大きく拡大されており、これらのモバイル環境において利用者が対価を支払って購入したソフトの利用がコピー・プロジェクトにより阻害されているのが正しい現状です。</p> <p>現状の規制下であっても、既に正当な対価を支払ってコンテンツを購入した消費者はその私的利用を阻害されています。DVDやBDソフトを購入してもそれらをポータブルデバイスに複写する事はコピー回避を経ずには行えず、私的な利用そのものが阻害されているのです。</p> <p>著作物の利用を促進する事が著作権法の本来の意義であるなら、正当な購入者の著作物の利用を阻害する法改正は不当であると言わざるを得ません。本来ならば、文化庁は正当な購入者が自らの所有するポータブルメディアに複製を行えるような仕組みを全ての著作権者共通のプラットフォームで開発するよう指導するべき立場なのではないでしょうか。</p> <p>著作権者は「ポータブルメディアにデータを移動したければ対価を支払え」と言うのでしょうか(実際にデータを販売しています)、が、それでは同一内容のコンテンツに対して多重に対価を要求する事になり、著作物の普及そのものを阻害する要因になります。</p> <p>著作物に対して正当な対価を支払った利用者の私的利用を不当に制限する法改正には絶対に反対です。このような論旨が出てくること自体が、文化庁が著作権法の本来の意義を無視して著作権者の利益のみを追求する提灯持ち化している証拠です。</p> <p>海賊版の規制自体には賛成しますが、正当な利用者の私的利用を阻害して海賊版の出現を阻止しようと言うのは筋が違います。</p>	個人12
100	第4章第3節 (再掲)	<p>マジコンを名指しで規制する事には反対しませんが、法理としてそのような事が可能なのですか？ マジコンを規制する為に、通常の一回限りのバックアップ行為まで禁止できると解釈できるような法律は制定しないようにしてください。 くれぐれも、よろしくお願ひいたします。 個別案件に対応する為に、拡大解釈可能な法律を制定するのは、愚かな行為です。</p>	個人14
101	第4章第3節	<p>私の使用複製の権利制限からの除外に異議申立てます。 以前に、コピー・コントロールCD導入によってCDの売上が大幅に減少した——その為に、メーカー側がコピー・コントロールを断念した、という事例があります。 そもそも「善良な消費者」は「私用意外の目的コピーする」ことは無く、よって「善良な消費者による私的コピー」がソフトウェアの売上その他、著作側の権益に悪影響を及ぼすことはありません。 一方、コピー・コントロールを導入しても、「悪質な消費者」は、簡単に独自の方法でそのガードを超えてしました。 CCCD当時、最も不利益を被ったのは、「善良な消費者」でした。 ソフトウェアのコピー・コントロール、アクセスコントロールは、企業側の都合で行われるものであって、消費者の感知するところではありません。 政府が、企業側にのみ立ち、「善良な消費者」の立場を鑑みず、一方的な闇とを行おうとするのは、異常なことです。生産・流通・消費というものは、消費者が居てこそ完結する関係なのです。最終地点の消費者の権利・利益を無視した立法には反対です。 また、CCCDが主流となった当時の売上が芳しくなかった例から見ても、「善良な消費者」こそが、「痛くもない腹を探られる」ことを最も嫌う傾向があります。 「違法性を問われるくらいなら買わない」という方向に流れやすいのです。 法的に規制されても、「悪質な消費者」は「違法」を恐れませんから、アクセスコントロール回避を止めることはしないでしょう。結局彼らは渙漬しに叩かしかりません。大きな網をかけて、悪質なコピーを防ぐことは実質上不可能です。 一番割を食うのは、市場を支える「善良な消費者」であり、「善良な消費者」に支えられている市場そのものです。 市場の健全性を守る為にも、アクセスコントロールはされるべきでない、と、提言いたします。</p>	個人15
102	第4章第3節	<p>【部分的賛成】させて頂きます マジコン規制に関しては当然だと思います。 しかしHDDへのコピーはCCCDで問題になったようにバックアップ作成や視聴の関係上正直言って困ります。</p> <p>DVDをPCに入れて視聴すると回転音が猛烈にうるさかったり、ディスク自体や内部部品が熱くなって劣化が酷くなることがあります。 また、先に書いた通りバックアップ絡みもあります。ディスクはコピー用、HDDは視聴用と分けておけばディスクが痛まず、HDDが壊れても長く楽しめるという利点があります。</p> <p>店舗などで正規の価格で購入しHDDに保存、繰り返し視聴はそれで楽しむという私的利用にまで影響が及ぼされるのはどうにも困ります。</p> <p>レンタル用DVDからのコピーやインターネット上への違法アップロードに対してはレンタル用DVDにのみ別途セキュリティを掛けたり、違法アップロードにはアップロード者への検査など別の手段での対応は可能ではないでしょうか？</p> <p>私の利用と違法アップロードは、ある意味内心に関わるところです。 一部の違法行為者のために「違法利用者になるかもしれない」と全ての人に何か困った事が起きるかもしれない規制を掛けるのは、ちょっと嫌な感じです。 違法アップロードを実行した者に対する検査や処罰と、私的利用規制は全く違うように思われます。</p>	個人16

「技術的保護手段に関する中間まとめ」に対する意見

番号	項目	意見	個人／団体名
103	第4章第3節 (再掲)	<p>回避機器規制と回避行為規制の範囲については現行と同等とされている通り、まだ曖昧なところはあるものの、この文化庁報告書の考え方は、およそ、規制される行為自体は大きく変えないものの、規制対象となる技術に、現行のフラグ付加型のコピー・コントロール技術だけでなく、コピー・コントロール機能を有すると見える暗号型のアクセス・コントロール技術も追加して広げるというものと分かります。</p> <p>そもそもアクセス・コントロール技術については、平成11年のDRM回避規制導入時や平成18年文化審議会報告書の検討時においても、著作権法の規制対象に含めないとされていたものであり、当時と比べて特別な立法事実の変化が生じている訳ではありません。</p> <p>また、ここでは何度も繰り返していることです、ダウンロード違法化しかし、1のように捕捉不可能な家庭内の私的複製行為を規制しようとする発想自体間違っているし、2のアクセス・コントロール回避機器等への規制にしても、既にDVDリッピングソフトもアクセス・コントロール回避機器としてのマジコンも不正競争防止法でその譲渡等が規制対象となっているので、著作権法で二重に網をかける意味に甚だ乏しいです。(アクセス・コントロール回避機器等の条件付きでの製造規制、その譲渡等への罰則付加については議論の余地がないでしょうが、不正競争防止法の枠内で議論すれば済む話です。)</p> <p>さらに言えば、アクセス・コントロール技術をコピー・コントロール機能を有するか否かという観点からきちんと評価することが可能かどうかからして怪しいです。報告書ではあっさり、オンラインゲームのアクセス・コントロールだけを取り上げ、「オンラインゲームの保護技術のうち、ゲームソフトの複製やインターネット上の送信の防止・抑止が行われていないものについては、アクセス・コントロール『機能』のみを有する保護技術と考えられ、技術的保護手段の対象として位置付けることは適当でないものと考えられる」としているが、オンラインゲームのアクセス・コントロールにしても送信データのコピーを抑止していないとできるかどうかが疑問であるし、動画配信等も含め、暗号化のみのDRMによりデータを送信する場合にそれがアクセスをコントロールするものであるのか、コピーをコントロールするものであるのかの評価は非常に難しく、実質全ての暗号技術が著作権法上の技術的保護手段に含まれることとなりかねず、将来的に著作権法の本来の法目的に照らして規制すべきでない物や行為にまで規制が及ぶ恐れがあるだろう。(また、単にアクセス・コントロールといった時には暗号化だけでなくパスワード等によるコントロールも含まれることになるのであり、今のところ文化庁などはそこまでは全く想定していないようだが、このような点でも不适当に規制の範囲が広がることのないよう十分気をつける必要がある。)</p>	個人17
104	第4章第3節	日本でもフェア・ユースの概念を法律に盛り込む動きがあったと記憶しているが、これが認められた場合、回避行為規制が無意味になる可能性がある。どのように対処するのか 考え方を盛り込むべきであると考える。	個人19-2
105	第4章第3節	<p>過去に正規に入手したDVDの複製やメディア変換による非正規の機器での視聴が認められなくなるとすれば、正規の利用者の利益を損することになる。また過去にメディア変換した私的複製の所持が認められなくなるとすれば正規の利用者の利益を大きく損することになる。この不利益は、違法な複製による権利者の不利益よりも大きいと考えられるが、基本的な考え方方が提示されていない。</p> <p>正規の利用者の利益を損することになれば、正規の利用者の怒りを貰うことになりDVDの市場が壊滅するほどの動きになる可能性も考えられる。</p> <p>また新たに購入するDVDの複製やメディア変換が禁止されるだけであっても、正規の利用者にとって価値がさがるということであり、DVDの市場が縮小していくのは明らかである。(コピー・コントロールCDが存在しなくなったのは、保護の方式の不完全さにも理由があるが、正規の利用者の利便性を大きく減じたためであると考えられる。DVDの市場にも同じことが起きる恐れがあることは容易に予想できるはずである。)</p> <p>これについての是非は問わないにしても、非常に重要な要素であり、基本的な考え方を提示すべきだと考える。</p>	個人19-3
106	第4章第3節	<p>「復号化」しか問題にしていないが、「暗号化」の技術自体の複製についての考え方が必要である。「暗号化」の技術そのものはアルゴリズムであり、著作物ではないため同じ動作をするソフトウェアの開発は可能である。</p> <p>それで暗号化した著作物が存在すると「技術的保護手段の対象」と認められ、正規の「復号化」ソフトが違法となる。「暗号化」自体は海外で行うことも可能なため違法することはできない。</p> <p>「技術的保護手段」をひとつライセンサーに独占させなければ、この問題は解決しないと思われるが、その是非もあるので、基本的な考え方で方針を提示すべきだと考える。</p>	個人19-5
107	第4章第3節	<p>「技術的保護手段の対象」の範囲が広がり影響が拡大するため、従来も規制されていた件についてだが意見を書かせていただいた。</p> <p>回避行為規制は、著作物でないものを保護しないとは言え、回避手段を規制されてしまっているため、実質、著作物でないものも保護してしまう。</p> <p>著作物であっても著作権の保護期間は有限であるため権利がなくなった後も実質保護してしまうことになる。</p> <p>特にDVDなどメディアに縛り付ける著作物は、メディアが保護期間終了まで持たないことは確実である。社会への還元を放棄していると見做すこともでき、文化の発展に寄与していると言えるのか?、そのようなものに手厚い保護が必要なのか?という疑問もある。</p> <p>このことについて、合理的な説明が必要であると考える。</p> <p>私見ではあるが、「技術的保護手段」と認め権利を与えたものについては、担保をとり著作権の保護期間終了後に政府が公開したらどうか?</p> <p>また、メディアが破損したときに発売が停止していたりすると場合二度と入手できないことになる。</p> <p>「技術的保護手段」を与えたものが入手できないことに対する救済措置が必要と考える。担保をとっていれば政府が著作者の代わりに</p> <p>正規の利用者の権利を保証することは可能である。</p> <p>技術的にはそれが可能になりつつある。是非検討していただきたい。</p>	個人19-6

「技術的保護手段に関する中間まとめ」に対する意見

番号	項目	意見	個人／団体名
108	第4章第3節 (再掲)	<p>【意見の趣旨】</p> <p>1 アクセスコントロールの回避機器の氾濫等によって近年コンテンツ産業に大きな被害が生じていると報告される現状において、著作権法の技術的保護手段に関する規定を適切に見直すことによって、この状況を是正するとした、中間まとめに基本的に賛成である。</p> <p>2 また、この見直しにあたって、アクセスコントロール機能とコピーコントロール機能(※注1)を併せた技術を社会的・実体的に評価し、著作権法の技術的保護手段(※注2)に該当するとしていることについても、基本的に賛成である。</p> <p>3 ただし、前項の見直しにあたっては、以下の点に留意されたい。</p> <p>(1) 中間まとめ10頁最下段にも記載があるように、著作権法上の支分権の対象外となる行為を規制の対象としないこと。すなわち、著作権法の支分権の対象とならない、いわゆるアクセスコントロール機能のみを有する技術については、現行著作権法の体系を大きく変更する可能性があるため、今回の見直しに当たっては対象としないこと。</p> <p>(2) 著作権法の技術的保護手段の見直しについては、アクセスコントロール機能とコピーコントロール機能を併せた技術を社会的・実体的に評価すると記載があるものの、どのような条文案にするのかという具体的な報告がないため、立法にあたっては「明確性の原則」に特に配慮すること。</p> <p>(3) 著作権法の技術的保護手段の回避機器等の提供については、刑事罰の対象(著作権法120条の2第1号、2号)であるため、「技術的保護手段」及び「回避」の規定の見直しの際の条文化については、罪刑法定主義に反しないよう「明確性の原則」に特に配慮すること。</p> <p>(4) 他方、近年、技術に関する著作権法の条文は難解で理解困難な表現になりつつあるが、法律は一般市民が一読して理解できるものでなければならぬものであるから、改正条文はできるだけ平易な表現で規定すること。</p> <p>(5) 汎用的な装置及び特定の信号に反応しない、いわゆる「無反応機器」を技術的保護手段の回避対象としないという、現行法を維持すること。</p> <p>※注1: 本意見書においては、中間まとめ1頁記載の用語の定義のとおり、「アクセスコントロール」とは「著作物等の視聴等といった支分権の対象外の行為を技術的に制限すること」、及び「コピーコントロール」とは「複製等の支分権の対象となる行為を技術的に制限すること」を意味するものとする。</p> <p>※注2: 本意見書においては、中間まとめ1頁記載の用語の定義のとおり、著作権等の支分権の対象となる行為を保護するかどうかに問はず著作物等の保護のために用いられている客観的な意味での技術を「保護技術」とし、著作権法上の対象となる保護技術を「技術的保護手段」として表現する。</p> <p>【意見の理由】</p> <p>以下、意見募集要項に従い、中間まとめのどの論点に対する意見であるかを特定して、意見の理由を述べることとする(なお、記載のない論点については、特に意見は述べない。)</p> <p>第3 「第4章 技術的保護手段の見直しに伴う回避規制の在り方」について(同18頁ないし21頁)</p> <p>1 「第2節 回避機器規制」及び「第3節 回避行為規制」(※注4)について</p> <p>回避機器規制及び回避行為規制については、技術的保護手段の見直しをするものの、制度自体は引き続き現行の著作権法の整理を維持するという中間まとめに基本的に賛成である。なお、この点の見直しの際にも、上記第2、1及び2に述べたとおり、明確性の原則を維持すること、他方、できるだけ平易な表現で規定するよう努められたい。</p> <p>2 また、現行著作権法の整理に引き続き、汎用的な装置及び無反応機器を規制の対象としないことについても賛成である。</p> <p>※注4: 本意見書では、中間まとめ18頁の用語の定義により、「回避機器規制」とは「回避を伴う利用を大量に可能にする回避装置及びプログラムの製造等の行為の規制」を指し、「回避行為規制」とは「実際に技術的保護手段を回避して著作物等を利用する行為の規制」を指す。</p>	日本弁護士連合会
109	第4章第3節 (再掲)	<p>マジコンと呼ばれる特定の機器の禁止なら範囲も絞れて規制も理解できるが、プログラムなどを規制の対象に含めるべきではない。あまりに範囲が大きく、著作権保護の観点だけではなく技術発展のにも影響を与えます。</p> <p>迅速に特定の機器を輸入・販売禁止できるような体制を作るべきです。</p> <p>プログラムを禁止にすると警察によるネット監視が強まり、通信の秘密が守られなくなる可能性が高いです。</p> <p>良くも悪くもこういう対策、突破行為によって生まれた技術も多いはず。なんでも規制ではやり過ぎです。</p> <p>また一連の文を読むと完全に個人の私的コピーを無視している傾向があります。</p> <p>個人で購入した作品を個人が楽しむために使うことは著作権を侵害しているとは到底思えません。</p> <p>今は携帯プレイヤーも普及し作品を持ち歩きたいという人は多いと思います。個人の権利を完全無視(規制)しようとしている部分には到底賛成できません。加えてもし規制をかけるなら、ユーザーへの不利益だけではなく利益、例えば地デジのターピング10の撤回や傷などで読みなくなったりDVDなどのメーカーによる無償交換制度などをセットでないと到底理解は得られないと思います。</p> <p>なお今回のこの規制はほとんどの方に知られておらずまた報道ではマジコン規制としかされておりません。</p> <p>当初の目的よりかなり広範囲になったことを考えると、もっと周知、徹底してからの意見募集にすべきです。</p>	個人20

「技術的保護手段に関する中間まとめ」に対する意見

番号	項目	意見	個人／団体名
110	第4章第3節 (再掲)	<p>上述の箇所を第3章の16および17頁の箇所、第4章の「技術的保護手段の見直しに伴う回避規制のあり方」と組み合わせて考えた場合、この報告書は「規制対象となる技術行為に、現時点の違法行為であるフラグ付加型のスピードコントロールに加え、コピーコントロールの機能を有すると考えられる暗号型のアクセスコントロール技術を追加するもの」と見て取れる。これにより新たに違法化される行為は「暗号型のアクセスコントロールを解除しての私的な複製(刑事罰なし)」「アクセスコントロール回避機器およびプログラムの公衆、譲渡や貸与目的での製造(刑事罰あり)」ということになる。</p> <p>しかし、アクセスコントロール技術については、平成11年のDRM回避規制導入時や平成18年の文化審議会報告書の検討時において、著作権法での規制対象に含めないとされたものであり、また、当時と現代で特殊な立法事実の変化もなんら生じてはいない。例として、マジコン被害にはCESAの「違法複製ゲームソフトの使用実態調査報告書」を引用しているが、違法DLと通常販売との構成比率を全く同じと仮定する、日本の国内での販売比率が25%であることから、世界でのマジコン被害額を日本のマジコン被害額の4倍として推定するなど、なんともお粗末な調査手段が用いられており、これを前提とすること自体ばかげているといわざるを得ない。</p> <p>そもそも家庭内での私的複製をいちいち監視し、規制するなどということは物理的に不可能であり(ダウンロード違法化もしかり)、また、アクセスコントロール回避機器の規制に関しても、DVDリッピングソフトやアクセスコントロール回避機器としてのマジコンは現時点でも不正競争防止法により規制対象となっており、わざわざ著作権法により二重規制をかける意味は乏しい。</p> <p>しかも、報告書内ではオンラインゲームのアクセスコントロールを取り上げ「アクセスコントロール機能のみ有する保護技術(新たに規制対象となるコピーコントロール機能を有さないと考えられる)などとしているが、実際問題アクセスコントロール機能がコピーコントロール機能を有するか否かをきちんと評価できるからきわめて怪しい。そのため暗号化のみのDRMによりデータを送信する場合そのデータはアクセスコントロールのものかコピーコントロールのものかの判別は困難を極める。結果として、本来アクセスコントロール機能のみを有するものもコピーコントロール機能を有するとされ、規制されるという規制対象の大枠拡大が懸念されるのである。</p> <p>ついでに申し上げると、この報告書自体、信用できないソースを元に技術面等々ろくな議論がされず、メンバーからも察するに規制強化を前提とした話し合いが進められているとしか見えない。</p> <p>したがって、私はこの報告書に全面的な異議を唱えるとともに、意味のない法改正、規制強化に強く反対を申し上げる。</p>	個人21
111	第4章第3節 (再掲)	マジコンは規制されてしかたないと思いますし被害額を聞くと規制して当然だと思いますが、DVDのバックアップをするソフトやプログラム、行為を規制すると、ケータイやipadなど色々外出先でも映画などを楽しむことができるモノなのにそういった制限というか規制をかけるのはいかがなものかと思います。	個人22
112	第4章第3節	<p>『技術的保護手段の回避による複製と私の使用複製との関係についての論議が必要』とされているが、私の使用複製は最大限合法として欲しい。現状の便利な(PSPやPCでの)動画視聴環境はCSS・AACS・HDCPの解除に依存しているのが現状。私の使用のためのこれらコピーガードの解除は合法として欲しい(つまり解除機器やプログラムも)。</p> <p>理想は現状の緩い規制の中で著作物の創作活動が良く営まれることだろうが、消費者のモラルが低いんだからCSSとゲームハード固有の暗号化解除は規制強化すべきだとは思うが、マジコンは自作プログラムを動かす舞台でもあるので……</p>	個人23
113	第4章第3節 (再掲)	<p>私的使用目的における複製について</p> <p>現在は、CDやDVDを購入したらPCを利用してNASやモバイル・デバイスなどに取り込んでおき、メディアは保管しておく時代です。</p> <p>iPadのような、映像の視聴に適したモバイル・デバイスが普及しつつあり、取り込んだコンテンツを無線LANを経て視聴するという行為が今後当たり前のようになるでしょう。</p> <p>さて、DVDなどのメディアからストレージに取り込む際、技術的保護の回避プログラムが必要な場合があります。</p> <p>今回の中間まとめにおいて、回避プログラムの提供が違法になる可能性が出てきました。</p> <p>PCIに取り込むためのプログラムが手に入らなくなると、メディアをその都度ケースから取り出し、再生装置に入れて視聴するという前時代的手段しかできなくなります。</p> <p>消費者の立場から見ると、音楽CDやDVDビデオの購入はメディアの購入ではなく、コンテンツの購入です。</p> <p>冒頭に挙げたような利用法がスタンダードになるという社会的実態を踏まえ、慎重に議論していただくようよろしくお願いいたします。</p>	個人24
114	第4章第3節	<p>この技術的保護手段中間まとめは、深刻化するコンピュータゲームソフトの違法複製機器「マジコン」への対策を目的としているようですが、私的なセーブデータ等のバックアップすら違法となってしまう内容には反対です。</p> <p>また、あらゆるメディアにおいて私的複製は認められるべきです。現状、ユーザーは新たなメディアが発表されるたびに、そのソフトの寿命や再生機器の生産終了と共に買いなおしを迫られています。</p> <p>このような制度はユーザーに過度な負担を強いるだけではないでしょうか。</p> <p>どうか、人のための技術の原点に立ち返って施策を議論していただきたく、お願ひ申し上げます。</p>	個人25

「技術的保護手段に関する中間まとめ」に対する意見

番号	項目	意見	個人／団体名
115	第4章第3節 (再掲)	<p>文化審議会著作権分科会法制問題小委員会技術的保護手段に関する中間まとめ(以下、本報告)について反対の主旨で意見を述べさせていただきます。</p> <p>(1) 本報告についての私の理解 本報告は、知的財産推進計画2010における決定をうけて、「アクセスコントロール回避規制の強化」を図ることを目的に設置されたワーキンググループによる議論の、中間的なまとめとして作成されたものである。本報告では各国における法規制の比較、条約上の要請、問題の所在等を検討した上でアクセスコントロール「技術」は、単にアクセスコントロールのみを機能として有している訳ではなく、コピー・コントロールを有効に働かせる機能を合わせもつことから、著作権および隣接権の保護するために著作権法(以下、法)の改正を含む規制の見直しを要するというものである。</p> <p>(2) 現状に対する認識 いわゆるマジコン問題や動画等において、違法にソフトがアップロードされている現状を鑑みれば、権利者の権利を防衛するための措置が必要であることには異論がない。尚、脚注7にある被害の実態については、ダウンロード者が必ずしも当該ソフトを購入するとは限らないことから、違法にダウンロードされたソフトを民事上権利者が被った損害として考えることには異論がある。</p> <p>(3) 権利者の経済的利益にたいする損害は当該著作物が不特定多数に発布されるときに発生する 法第30条は私的使用のための複製を行うことについては、著作権が及ばないとして認めているので、単に、個人が私的複製を行うことにより複数の手段によってアクセス可能な状態にすることにより著作権者の意図しない利用をおこない、別のアクセス手段を提供することを目的とした著作物の購入を行わなかったところで、それを著作権者の損害とみなすことはできない。従って、(2)に示した著作権者の損害は、当該著作物が、法30条一項に定める、家庭内その他これに準ずる限られた範囲内を超えて発布されたときに初めて発生するものである。本報告でのアクセスコントロール回避規制強化についての議論は、もっぱら、私的複製についての規制そのものについて焦点をあてられているものであり、均衡を失した過度な方向性に至っていると言わざるを得ない。尚、法30条一項二号は、著作権の防衛措置として、技術的保護手段の回避によって複製を行うことを規制したものであり、同項三号は損害の発生時における一方の当事者としての受信側の行為を規制したものであり、著作権の保護手段としてその損害から権利者を防衛するために例外的に定められたものとして肯首できる。</p> <p>※ この場合における回避とは、技術的保護手段に用いられている信号の除去又は改変を行うことにより、当該技術的保護手段によって防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によって抑止される行為の結果に障害を生じないようにすることであり、つまりは、当該著作物に付帯する電磁的情報の改変を伴う行為であって、本報告におけるアクセスコントロール回避とは根本的に異なる。</p> <p>(4) コピー・コントロール機能という概念が曖昧で、広範囲におよぶ可能性がある 技術的な議論もされているが、極めて曖昧であると言わざるを得ない。例示してある既存の技術から分類されているに過ぎず、将来において生じるであろう問題についてほとんど考慮されておらず近視眼的である。一例だけあげるが、仮にある特定の基本ソフトウェア(以下、OS、電子計算機を稼動させるための電磁的情報)がある特定の電子計算機製品においてのみ機能するように設計したものがいたとする。このとき、別の電子計算機においてこのOSが機能しないように設計された仕様そのものは、本報告でとりあげた非暗号型のうちフラグ型、エラー惹起型いずれにもとりうる。そうであったとすれば、別の電子計算機においてこのOSを起動させる試みは法的に規制されるべきものであろうか。また、いわゆる仮想マシン技術によってこのOSを別のOS上で起動させる試みも規制されるべきであるのか。民事上の契約として、これらが正当な行為であるかという議論はありうるが、私にはこれが法的規制の対象となるものとは到底思われない。例にあげた仮想マシンは様々な分野で応用される可能性があるものであり、本報告に示されたような規制が開発者を萎縮させ革新的な技術の開発を滞らせるおそれすらある。</p> <p>(5) まとめ 現状として、対策を講じるべき問題が存在することは認めるが、これは現在の著作権法で充分取締りが可能なものであり、立法的な措置が必要であるとは到底思われない。また、本報告で示された報告は現行法で認められた私的複製についての配慮が欠けたものである。さらに、技術的な問題として、機能としてのコピー・コントロールという概念は非常に曖昧で拡大解釈される可能性があり、開発者を萎縮させるおそれがある。これらのことを考慮すれば、個人の行為に対する立法的な規制は極めて自制的であるべきと考えられ、本報告にしめされた立法的な対策については反対の立場をとる。最後になるが、様々なコンテンツを生み出す著作権者たちに敬意を表するとともに、これらの著作権者がその業において充分な利益を得ることができ、利用者がそれにこれを推進するような創造的な社会環境が実現することを切に願うものである。</p>	個人29
116	第4章第3節	<p>製品開発、研究開発を萎縮させる危険性があるため、目的にのみ合致した範囲に限定することを望みます。</p> <p>本改正案による、CSS 等の「暗号型」技術的保護手段の「回避」を帰省の対象とする事で、日本の IT 業界の製品開発および研究開発が萎縮するという影響が発生します。</p> <p>現在、パソコンや組み込み情報機器(携帯電話、小型情報端末また、情報設備)に広く利用されている linux、FreeBSD、NetBSD といった OS は配布される際、中に CSS を回避するためのソフトウェアと一緒に含んでいます(5 頁の注釈にある DeCSS を含むことになります)。</p> <p>その為、日本国内の製品開発、研究開発の分野においてこれらの OS を利用する事ができなくなる、もしくは今まで以上にコストがかかるようになってしまう事になれば、開発が遅れたり、利用できる物が利用できなくなる事が発生し、IT 業界、及びそれを利用する他の業界に大きな悪影響を及ぼすことになります。</p> <p>「マジコン」に代表されるゲームソフトウェアのセキュリティ回避するソフトウェアの取り締まりが目的であるならば、それに限定するものとはっきり明記していただき、CSS のような映像、音楽に関する暗号型技術は本改正の対象としないようにしていただきたいと考えています。</p>	個人30-2

「技術的保護手段に関する中間まとめ」に対する意見

番号	項目	意見	個人／団体名
117	第4章第3節 (再掲)	<p>現行制度の技術的保護手段回避ルールでは、複製が社会に横行し権利者における著作物再生産のビジネスモデルが維持できないという現実を鑑みれば、「CSS等の「暗号型」技術やゲーム機・ゲームソフト用の保護技術を技術的保護手段の対象とすることが適当である」とした技術的保護手段の見直しについて理解できるものあり、基本的に賛成する。なお、同結論及びその結論を得るうえで検討された「現行のように保護技術の「技術」のみに着目して、コピー・コントロール「技術」か否かを評価するのではなく、ライセンス契約等の実態も含めて、当該技術が社会的にどのような機能を果たしているのかとの観点から保護技術を改めて評価し、複製等の支分権の対象となる行為を技術的に制限する「機能」を有する保護技術については、著作権法の規制対象とすること」(第2章【7頁～15頁】)について、実際の法改正時、以下のような丁寧な説明作業が望まれる。</p> <p>(1)現在、パソコン上でCSSを解除しDVDを再生するソフト(専ら、DVDの複製等を目的とするものについては除く)が通法である(平成10年著作権審議会マルチメディア小委員会WG報告書、平成18年文化審議会著作権分科会報告書参照)として流通しているが、事後的に、著作権法30条1項2号の「技術的保護手段」に該当することになれば、これらのソフトの利用者に混乱を与えることなく、明確な判断基準を示すべきである。</p> <p>(2)上記見直しの理由となっている「ライセンス契約等の実態も含めて、当該技術が社会的にどのような機能を果たしているのかとの観点から保護技術を改めて評価し、複製等の支分権の対象となる行為を技術的に制限する「機能」を有する保護技術については、著作権法の規制対象とすること」については、第三者に不測の不利益を及ぼさないように、明確な判断基準を示すべきである。</p>	日本弁理士会
118	第4章第3節 (再掲)	<p>前回と比較して、はたしてアクセスコントロール技術について著作権法を改正すべき立法事実が存在するか疑わしい。今一度、きちんとした社会調査の方法に従って立法事実の存否について調査すべきである。</p> <p>不正競争防止法でカバーできる分野と重複するような、著作権法の目的を逸脱した法改正は不要であるばかりか有害である。</p> <p>業として行われるものはともかく、家庭内で行われる私的複製行為については、そもそも行為の把握のしようがなく、規制の実効性がなく、無理に規制しようとすれば弊害が大きい。</p>	個人38
119	第4章第3節 (再掲)	<p>過去数回における審議会・分科会などにおいても、アクセスコントロール回避の規制については適当でないという報告があるにもかかわらず、小委員会において「規制すべき」という結論になるのでは、結局まず規制の結論ありきなのだとと思われるを得ず、公正・公平な意見を受け入れた結果とは思えません。コンテンツは著作権者だけで成り立つものではなく、利用者あってこそという視点が欠けているのではないかと思われます。たとえばCDでは、問題なく利用できる私的複製・私的編集がDVDなどでは出来ないことは、正規に購入して利用している一利用者の立場からすると納得できないものがあります。違法アップロードやP2Pへの流出問題と、正規のユーザーの利便性を混同した議論は不適当であるし、これ以上の正規のユーザーによる私的利用の複製が違法になるような法改正には反対です。</p>	個人39
120	第4章第3節	<p>私的複製への規制強化に反対します。 去年より施行した第30条第1項第3号の規制緩和への見直しを求めます。 通信の秘密を徹底遵守し、私的使用の領域を優先してください。 誰が何をしているのか調べられる社会は、基本的人権の尊重を蔑ろにします。</p> <p>現行法の公衆送信権で対応、プロバイダ責任制限法、不正競争防止法の見直しを慎重に検討すべきです。 著作権法が益々私的使用の領域に踏み込んでいます。 第1条の文化の発展に寄与することを目的に審議されているとは思えません。</p>	個人40
121	第4章第3節	<p>アクセスコントロールの規制にあたって問題となってくるのが、あるアプリケーションで提供されている機能の一部を別ソフトから利用する場合です。 これらは一時的なキャッシュを除いて、複製をしているわけではありませんし、データも本来のアプリが扱うべきものを代わりに扱う形です。 こういったものの中には本来のアプリケーション同様に暗号化を外すものもあり、もともとのアプリケーションの使い勝手に不満がある層が主に利用する形となっています。 アクセスコントロールでこういった行為までが規制されてしまうと、ユーザーが使い勝手を改良することも出来なくなり、かえって技術の発展を阻む結果にもつながりかねませんので、元データや元アプリケーションを行為者が保有しない場合といったような限定が必要になってくると思われます。 (マジコンの問題点は本来自分の持っていないゲームがプレイできてしまう点なので。自作アプリは元アプリケーションなので除外ができます)</p>	個人41

「技術的保護手段に関する中間まとめ」に対する意見

番号	項目	意見	個人／団体名
122	第4章第3節 (再掲)	<p>◆この(技術的保護手段)の強化は、国民に充分に周知されていない。 国民に充分に周知させずにもかかわらず募集期間も僅か23日という短期間しか募集していないのは、悪質である。</p> <p>(引用開始) 海賊版のゲームソフトをインターネットでダウンロードして遊べるようにする機器(回避機器)について、文化庁は製造・販売やサービスの提供などを規制するため、刑事罰の導入を盛り込んだ著作権法の改正案を今年度中にまとめる方針を固めた。早ければ来年の通常国会に提出する見通し。アジアや欧米各国では、携帯ゲーム機向けの「マジコン」と呼ばれる機器が多数出回り、国内でも被害が深刻化しており、歯止めをかけるのが狙いだ。</p> <p>「マジコン」販売に刑事罰 文化庁、来年にも著作権法改正案 全世界で推計被害4兆円 - MSN産経ニュース (引用終了)</p> <p>確かにニュースでも取りあげられているが、ニュースでは(マジコン規制)としか報道していない。</p> <p>実際には、マジコン規制は建前であり、この規制の中心となるのは、「マジコン」という特定の品目ではなく、「アクセスコントロール」というアクセス制御技術の保護(回避の規制)である。マジコンはアクセスコントロールを回避する一つの機器に過ぎない。 つまりDVDなどの映像を別の記録媒体に持ち出すことも違法化されてしまう。 DVDは、12cmもの大きさがあり荷物になるので、旅行に一枚一枚持つて行こうとした場合、荷物になる。 これを小さく大容量記録出来るメモリースティックなどに移した場合荷物を減らすことも出来るが、規制によりそれも出来なくなるので、折角技術が進んでも、意味がなくなってしまう。家庭内の私的複製行為を規制しようとする発想自体間違っている。</p> <p>更にこの規制には、将来的に著作権法の本来の方目的に照らして規制すべきでない物や行為にまで規制が及ぶ危険性を高めることにしかないらない。</p> <p>現行の規制で十分である。 DVDなどへのアクセスあるいはコピーをコントロールしている技術を私的な領域で回避しただけでは経済的損失にはなり得ず、またインターネットに投稿されることによって生じる被害は公衆送信権によって処罰することが可能である。</p> <p>(引用開始)http://www.cric.or.jp/db/article/a1.html#023 公衆送信権等)</p> <p>第二十三条 著作者は、その著作物について、公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。)を行う権利を専有する。</p> <p>2 著作者は、公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する。</p> <p>(昭六一法六四・見出し1項2項一部改正、平九法八六・見出し全改1項2項一部改正)罰則 (引用終了)</p> <p>(引用開始)http://www.cric.or.jp/db/article/a1.html#119 http://www.jva-net.or.jp/faq/qa_2.html</p> <p>●複製権(21条)・公衆送信権等(23条)に違反した場合 権利者が、告訴を行うことを前提(123条)として、10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金、又はこれを併科(119条1項)。法人罰として、3億円以下の罰金(124条)。 *著作隣接権者(実演家、レコード製作業者、放送事業者、有線放送事業者)の権利(許諾権)、送信可能化権を侵害した場合も、上記罰則の対象となります。</p> <p>(引用終了) また建前であるゲーム機、特に任天堂DSに用いられる「マジコン」についてだが、マジコンには通常ゲームプログラムの複製機能を有するものもあり、特に話題になっている任天堂DSで用いられている保護技術が既に著作権法の対象となって いるフラグ型の技術があるので、マジコンは既に不正競争防止法の規制対象であるだけでなく、技術的保護手段に用いられている信号の除去などを行うコピーコントロール回避専用装置を含むとして現行の著作権法でも対応できるものがあるとも考えられる。 現行の不正競争防止法と著作権法による対応が可能であり、わざわざ危険な要素を増やす法改正には反対である。</p> <p>(引用開始)http://blog.hideharus.com/ip/2010/12/post-4f27.html 「フラグ型」については現行著作権法の技術的保護手段の対象とされている。 「エラー惹起型」についてはコピーコントロールの機能を有する場合に技術的保護手段の対象とすることが適当とされた。 (引用終了)</p> <p>しかし、マジコンを大した根拠もなく一方的に著作権法の規制対象外と決めつけ、さらに不正競争防止法でも対応できる可能性についても無視するなど、充分に詰合われていない。 また2009年2月にDRM回避機器についてゲームメーカー勝訴の判決が出ていることなどを考えても、現行の規制で十分であると考える。</p>	個人45

「技術的保護手段に関する中間まとめ」に対する意見

番号	項目	意見	個人／団体名
122	第4章第3節 (再掲)	<p>(引用開始) 「マジコン」販売禁止命じる 東京地裁、任天堂の訴え認める判決 http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0902/27/news077.html (引用終了)</p> <p>◆今こそ、消費者の主権を尊重する(本当の意味での法改正)をするべきである。 また、2009年1月から施行されたダウンロード違法化も廃止すべきである。</p> <p>ダウンロード違法化のパブコメも大多数の反対意見を無視して強行された。 (引用開始)http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0711/28/news132.html 寄せられたパブリックコメントの総数は約7500件。うち8割が、著作物の複製を「私的使用」として認める範囲を定めている著作権法30条の適用範囲についての意見で、違法サイトからのダウンロード違法化に対する反対意見も多かった。 (引用終了)</p> <p>またCESAの「違法複製ゲームソフトのダウンロードに関する使用実態調査」のマジコン被害額もかなり曖昧である。 http://www.cesa.or.jp/news/1393/51/</p> <p>2004年から2009年までの6年間で3兆8160億円に上っていることを挙げているが、(2004から2009年の累計販売タイトルトップ20位の被害額)=(税抜き価格)×(ダウンロード件数) 上記に全販売ソフト中の調査対象タイトルの売上比率、ダウンロードカウンター設置サイト比率、国内外売上比率を乗除して全体の被害額を算出</p> <p>まるでマジコンがなかったら3兆8160億円の利益があつたかのような言い分だが、短絡的である。 価格が約3千から6千円で物理的に場所をとる正規版ゲームソフトと価格が0円で物理的に場所も取らない複製ゲームソフトを一緒ににすべきではない。 このような調査の際、違法アップロード又は違法ダウンロードによる被害と、DRM(デジタル著作権)回避機器による被害は混同されるべきではない。 売上数とダウンロード件数にどれだけの差異があるのかについても話しあるべきである。</p> <p>○まとめる 旅行で荷物を少なくする為に小さくて大容量の記録が可能なメモリースティックをPSPのようなゲーム機で動画を見るなどと言う私的領域でのDVDの複製について新たな規制強化をしないことはもちろん、反対意見を無視して強行採決されたダウンロード違法化の廃止など、本当の意味での法改正を行うべきである。 また、今回の「技術的保護手段に関する中間まとめ」は技術的な事まで含めて充分に話しあわせておらず、ほとんど(規制強化の結論ありき)で「規制をつくることが目的」としか考えられない。 http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=185000490&Mode=0 前述の通り確かにニュースでも報道されたとは言え「マジコン規制」としか報道されておらず、実際は(どさくさに紛れて)DVDの映像を旅行先で携帯ゲーム機で見る為にメモリースティックにコピーする規制まで、含まれていることまで報道しないのはこれはマスコミによる 第二次世界大戦中に戦況が有利であるかのように報道した(大本営発表)と同類の悪質な報道である。 現在のマスコミは原則として、政府に都合の悪い報道をしないのをいいことに、国民に充分に周知せずに、罰則をつくることは、悪質である。 このようなダラマな報告書は完全に白紙撤回して、一から作り直して国民に充分に周知し直して30日以上の期間を設けてから、議論し直すべきである。</p>	個人45
123	第4章第3節	家庭内で個人的に知覚する限度で、技術的保護手段の回避規制を解除することに賛成します。	個人47-1
124	第4章第3節 (再掲)	<p>5頁、最初の○以降で、昨2010年6月11日に定められたDMCA適用除外項目について述べているが、本中間まとめでは(2)類型の「合法的に入手したコンピュータプログラムを携帯電話機上で動作可能にし、相互運用性を確保する為だけのコンピュータソフトウェア」(いわゆる iPhone の Jailbreak)のみを紹介している。</p> <p>しかし、同時に追加された DMCA 適用除外項目として以下のものもある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非営利動画、教育用利用、ドキュメンタリ作成の為に一部引用を行う際に行われる DVD CSS の回避 ・既に提供されなくなったドングルが壊れた際に行われる、コンピュータプログラムのコピー保持者によるドングル回避 ・電子書籍において文章読み上げ機能や操作読み上げを阻害するアクセスコントロールを有している場合の回避 <p>わが国の著作権法においては、引用に関しては第32条、視覚障害者の利用に関しては第37条、ドングル関連に関しては第47条の3で保護されており、今回の中間まとめに沿った著作権法改定が行われても、これらの行為自体は違法とされないと理解している。</p> <p>しかし、第120条の2の回避装置・回避プログラムの公衆への譲渡禁止によって、著作権者はこれらの行為を事実上不可能にすることができる。</p> <p>特に DVD CSS を回避した上の引用に関しては、完全に不可能になるものと理解している。</p> <p>アメリカにおいては、当初の DMCA 1201 条では等閑にされていた、知る権利および表現の自由に対しての配慮が、この適用除外規定追加によって行われつつあるにも関わらず、本中間まとめではそうした点に触れることなく、いわゆる iPhone の Jailbreak についてのみの紹介にとどまっている。このために、本中間まとめを作成するにあたっての検討が不十分なものだったのではないかという懸念を覚えている。</p> <p>第2章以降に対しての意見でも再度記述するが、引用・相互運用性の確保・視覚障害者あるいは聴覚障害者が利用するための方式変換といった著作物の公正な利用を著作権者および著作物流通事業者が禁止することを実質的に許す著作権法改定が行われるのであれば、一国民として反対する。</p> <p>また、そのような著作権法改定は著作権法第1条の「文化の発展に寄与することを目的とする」というわが国の著作権法の大目的にもそぐわないものであると意見する。</p>	個人48-2

「技術的保護手段に関する中間まとめ」に対する意見

番号	項目	意見	個人／団体名
125	第4章第3節 (再掲)	<p>本中間まとめにおいて「また、ネット上の違法流通を恐れて著作物のインターネット配信等を躊躇し……」との記述があるが、これは事実誤認であると考える。</p> <p>欧米諸国においては音楽配信で DRMフリーでの商用音楽配信が2007年12月より行われ、また昨2010年11月9日より日本 amazon でもDRMフリーでの音楽配信が行われるようになったので明らかなように、商用配信において DRM等のアクセスコントロール機能は決して必須ではない。</p> <p>日本において、DRMフリーでの音楽配信が行われる前のデータではあるが、RIAJ の公開している「日本の音楽産業2010」に依れば、2009年1月から12月にかけての物理メディアと有料配信を合わせた合計金額は4075億円で前年比10%減となっているのに対して、DRMフリーでの商用音楽配信を行っていた英國では、British Recorded Music Industry の「BPI Statistical Handbook 2010」に依れば同時期の音楽産業全体での収入が 2008 年の約 915.6M から 2009 年では 約 928.8M と 2008 年 9 月のリーマンショック後の不況の影響をフルに受けた時期でありながら、総収入が増加に転じている。この金額は、2008年から2009年にかけての平均約/円レートである170円で計算すると 2008 年が 1556 億、2009 年が 1578 億に相当する。</p> <p>また、RIAJ の「日本の音楽産業2010」と「BPI Statistical Handbook 2010」を比較すると、特に「Music in the Digital Environment」の章を読むと、英國では音楽事業者が利用者にとっての新たな利便性を提供することでマーケット全体を広げ、より高い収益を上げようという積極性を持っていることが伺える。</p> <p>「ネット上の違法流通を恐れて著作物のインターネット配信等を躊躇し……」という内容は、既存の物理メディアおよび着うた等の市場を失うことを恐れて新たな市場の開拓に消極的な事業者の言い訳として使われているだけだと考えている。</p> <p>実際に着うた・着うたフルにおいては携帯電話事業者の間を超えたデータの引き継ぎができる、Softbank で購入したデータは DOCOMO や au に移行する際には捨てなければならないという状況や、電子書籍においても、DRM の存在によって、マーケットがデバイス、メーカーによって細分化され、SHARP の GALAPAGOS で購入したもののが、SONY の READER では利用できないといったユーザの利便性に配慮しているとは到底考えられない事態が現れている現在の状況で事業者の都合のみを配慮し、利用者の利便性に対する配慮が欠けた著作権法改定を行うということは一国民として到底許容することができない。</p> <p>特に本中間まとめはアクセスコントロールの機能を持つ技術を著作権法での技術的保護手段として認め、回避機器および回避プログラムの公衆への譲渡を禁止するものであるため、公衆である利用者自身が、現行著作権法が認める公正な利用である権利制限規定に沿った利用をすることを不可能とします。</p> <p>アメリカでの DMCA 適用除外規定についての意見 2 でも記述した内容の繰り返しになるが、私が想定している適法な利用とは具体的には、第32条の引用、第37条および第37条の2にある視覚障害者・聴覚障害者が利用するための変換、第47条の3にある相互運用性を確保するためのコンピュータプログラムのコピーの合法保有者自身による改変等である。</p> <p>つまり、アクセスコントロールの機能を含む技術を規制するということは著作権者および著作物流通事業者に対して現行著作権法での権利制限規定を回避する手段を与えることに等しいことを承知した上で、慎重な検討が行われることを望む。</p> <p>そもそも、本中間とりまとめの直接の契機となった内閣府知的財産推進戦略本部、インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関するワーキンググループによって平成22年5月18日にまとめられた「インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策について(報告)」によれば、回避行為規制に関して「正当な目的で行う回避行為は適用除外とした上で」とあるにも関わらず、それを無視して「正当な目的で行う回避行為」を実質的に不可能とする内容の中間とりまとめが行われるのは何故なのか、本パブリックコメントでは個別意見に対する回答は行わないとしているため、回答を期待することはできないものの、今後開催されるであろう法制問題小委員会あるいは著作権分科会の席上で、何らかの納得のいく説明が行われることを望む。</p>	個人48-3
126	第4章第3節	本まとめにおいて、回避行為を規制の対象としないと結論付けているが、技術的保護手段の回避は必ずしも機器やプログラムを用いて行われるものではないから、回避規制として不十分である。例えば、正規ユーザーに与えられる固有的の文字列コードをネットワークを通じて接続されるサーバー等が認証するシステムによって(本まとめ14頁参照)、認証されない場合には不完全な複製物として、違法な複製を抑止する保護技術がビジネスソフトウェアには用いられており、その不正な回避による損害は甚大な額に及ぶが、これらの不正な回避には機器やプログラムの入手を必要とするわけではないから、本まとめの規制は狭ぎに失する。今回の検討において、インターネット上の著作物の利用、ビジネスソフトにおける技術的保護手段の実態、クラウド時代を見据えたコンテンツやアプリケーション・ソフトウェアの利用について十分な検討をしたとは言い難いと考えるので、市場での技術の利用動向や最新のインターネット上でのコンテンツ及びアプリケーション・ソフトウェアの利用動向を踏まえて更なる検討を継続すべきである。	ビジネス ソフトウェア アライアンス
127	第4章第3節	「アクセスコントロールとしての「機能」の効果を妨げることにより、非正規の機器で視聴できるようになること自体は、視聴行為が著作権法の支分権の対象外であり、当該解除に係る回避行為は、支分権の侵害行為には当たらない」(19ページ)との見解を支持する。著作権法があくまで著作権等の支分権を保護することを目的とする法律であることに鑑みて、上述の見解は適切であると考える。	日本知的財産協会 デジタルコンテンツ委員会
128	第4章第3節	本中間まとめにおいては、技術的保護手段を回避する行為そのものを規制対象としないこととされている。本中間まとめの議論においては、時間的な制約もあり、本結論は、当面のものとしては、やむを得ないものと考えられる。しかしながら、クラウドコンピューティングなども進展してきていることを勘案すれば、支分権該当行為に直接該当しない著作物等の視聴等を制御する技術は、今以上に重要なものとなることに疑問の余地はない。そのため、技術的保護手段が施された著作物等をその技術的手段を解除して視聴等することに何らかの権利性を持たせるか否かも含め、技術的保護手段を回避する行為の規制につき、速やかに議論を再開していただきたい。	社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

「技術的保護手段に関する中間まとめ」に対する意見

番号	項目	意見	個人／団体名
129	第4章第3節	<p>私は、2009年6月12日の著作権法第37条関連の改正趣旨を踏まえ、障害者の著作物利用との関係で技術的保護手段中間まとめへの意見を述べたいと思います。</p> <p>従来の障害者の著作物利用については、紙などに文字等で書かれた視覚著作物を、点字や音声等、必要な方式への変換(複製)によって行なわれてきました。しかし、電子書籍の利用を考えると、例えば「出版年鑑2010」には2009年度に発行された2万6474点の電子書籍が掲載されていますが、そのほとんどが、そのままでは視覚障害者がアクセスできないフォーマットです。</p> <p>また、映像資料の視覚障害者のための音声解説は、映像資料の再生に同期させて音声解説を流しますが、製作の際に元のデータとの関連付けが必要になります。聴覚障害者のための字幕や手話DVD等を再生する時に元の画像と同期させて表示できるようになれば、現状の不便さの改善が図られると考えられます。</p> <p>このように電子的に記録された著作物への障害者のアクセスのためにも障害者が必要とする方式に変換するための複製が必要になります。しかし技術的保護手段がかけられていれば、障害者が利用できる方式への変換は不可能になります。これは、障害を持つ人のその著作物へのアクセスを阻害することになり、障害者に対する差別となってしまいます。</p> <p>そもそも、あらゆる著作物が公表されるときに障害者のアクセスにも配慮されることが必要なのですが、残念ながら障害の個別性と、目まぐるしく変化する技術の中で、障害の有無に関係なく絶対的にアクセス可能なものを作ることは難しいことです。ですから、障害者のアクセス保障を目的とした利用については、技術的保護手段の回避が可能な制度設計を求めます。</p>	個人51
130	第4章第3節	複製を目的としない保護技術の回避を違法にするのは反対。 私的使用目的の複製は私有財産を保持する行為であり、違法にすることには反対。	個人52
131	第4章第3節	『技術的保護手段の回避行為自体を規制の対象としない』、という中間まとめについては、当面の結論としては止むを得ないと考える。 しかしながら、将来的には、対価を支払った者のみが視聴等できるように施されている技術的手段を回避して行う視聴等自体を支分権の対象行為等とすることも含めて、議論を速やかに始めていただきたい。	一般社団法人 日本レコード協会

「技術的保護手段に関する中間まとめ」に対する意見
第5章 規制の手段

番号	項目	意見	個人／団体名
132	第5章	中間まとめにおいて、『私的使用のための回避行為を伴う複製行為は、刑事罰を科すほどの違法性があるとまでは言えないことから、行為者は刑事罰の対象から除外されている』と整理された点については、再検討を行うべき時期に来てはいると考える。本来、著作権侵害(複製権侵害)を行った場合、「10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金またはその両方」が科されるのに対し、現状の「刑事罰なし」はバランスを欠いている。個々の私的複製による被害法益は大きくないにしても、その総体としての被害法益は膨大なものであると考えられ、蔓延する著作権侵害を抑止する観点からも見直しの検討を行うべきである。また、可罰的違法性が低いことは、刑罰の軽重で調整することが可能である。	一般社団法人日本レコード協会

「技術的保護手段に関する中間まとめ」に対する意見
おわりに

番号	項目	意見	個人／団体名
133	おわりに	<p>今回ご報告にありました内容を見る限り現行制度の規制強化を狙ったものだとお見受けします。このような規制強化は著作権者側の権利を拡大し、只でさえ狭い利用者側の権利をさらに狭めるものだと理解しております。</p> <p>今回の規制強化の内容では私的複製権の適用範囲が結果的に広まり、デジタルコンテンツの私的複製は原則として認めないと著作権者側の立場をより強化すると考えられます。</p> <p>そのように著作権者が原則的にデジタル方式で記録された著作物について私的複製を認めないと立場をとるのであれば私の録音録画補償金制度の必要性なども含め、抜本的な改正を行い、著作権者の利益を保護するだけではなく著作物を利用する側の利便性も確保する必要があるのではないかと考えます。</p> <p>少なくとも、現行法および改正案については著作権者の権利保護を優先するあまり、著作物を利用する側の利便性を著しく損なっているのではないかでしょうか。</p>	個人08
134	おわりに (再掲)	<p>【意見の趣旨】</p> <p>1 アクセスコントロールの回避機器の氾濫等によって近年コンテンツ産業に大きな被害が生じていると報告される現状において、著作権法の技術的保護手段に関する規定を適切に見直すことによって、この状況を是正するとした、中間まとめに基本的に賛成である。</p> <p>2 また、この見直しにあたって、アクセスコントロール機能とコピーコントロール機能(※注1)を併せた技術を社会的・実体的に評価し、著作権法の技術的保護手段(※注2)に該当するとすることについても、基本的に賛成である。</p> <p>3 ただし、前項の見直しにあたっては、以下の点に留意されたい。</p> <p>(1) 中間まとめ10頁最下段にも記載があるように、著作権法上の支分権の対象外となる行為を規制の対象としないこと。すなわち、著作権法の支分権の対象とならない、いわゆるアクセスコントロール機能のみを有する技術については、現行著作権法の体系を大きく変更する可能性があるため、今回の見直しに当たっては対象としないこと。</p> <p>(2) 著作権法の技術的保護手段の見直しについては、アクセスコントロール機能とコピーコントロール機能を併せた技術を社会的・実体的に評価すると記載があるものの、どのような条文案にするのかという具体的な報告がないため、立法にあたっては「明確性の原則」に特に配慮すること。</p> <p>(3) 著作権法の技術的保護手段の回避機器等の提供については、刑事罰の対象(著作権法120条の2第1号、2号)であるため、「技術的保護手段」及び「回避」の規定の見直しの際の条文化については、罪法定主義に反しないよう「明確性の原則」に特に配慮すること。</p> <p>(4) 他方、近年、技術に関する著作権法の条文は難解で理解困難な表現になりつつあるが、法律は一般市民が一読して理解できるものでなければならぬものであるから、改正条文はできるだけ平易な表現で規定すること。</p> <p>(5) 淫用的な装置及び特定の信号に反応しない、いわゆる「無反応機器」を技術的保護手段の回避対象としないという、現行法を維持すること。</p> <p>※注1：本意見書においては、中間まとめ1頁記載の用語の定義のとおり、「アクセスコントロール」とは「著作物等の視聴等といった支分権の対象外の行為を技術的に制限すること」、及び「コピーコントロール」とは「複製等の支分権の対象となる行為を技術的に制限すること」を意味するものとする。</p> <p>※注2：本意見書においては、中間まとめ1頁記載の用語の定義のとおり、著作権等の支分権の対象となる行為を保護するかどうかに問はず著作物等の保護のために用いられている客観的な意味での技術を「保護技術」とし、著作権法上の対象となる保護技術を「技術的保護手段」として表現する。</p> <p>【意見の理由】</p> <p>以下、意見募集要項に従い、中間まとめのどの論点に対する意見であるかを特定して、意見の理由を述べることとする(なお、記載のない論点については、特に意見は述べない。)。</p> <p>第2「第3章 技術的保護手段の定義規定等の見直し」について(同16頁ないし17頁)</p> <p>1 第1、2で述べたとおり、従来のコピーコントロール機能だけでなく、アクセスコントロール機能とコピーコントロール機能を一体化した手段を、著作権法2条1項20号の技術的保護手段とするよう、規定を見直すことについては、基本的に賛成である。そのため、過去の保護技術を念頭に設けられた現行の同号の「手段」「方式」の規定及び同号の「方式」の規定を受ける現行著作権法30条1項2号の「回避」の規定について、見直しが必要であることは中間まとめ(16ないし17頁)が指摘するとおりである。</p> <p>もっとも、中間まとめにおいては、具体的な条文案、あるいは条文の構成を示唆するような記載がない。コピーコントロール機能とアクセスコントロール機能を社会的・実体的に一体化して評価するものを技術的保護手段と定義することは、従来のコピーコントロール機能のみを対象とする規定に比べ、その表現が難しいのではないかと思われるが、著作権者等の権利の実効性を確保するためには、技術の変化に対応し得る規定とすることも要求されよう。今回の改正趣旨が反映されるよう端的な規定が望まれる。</p> <p>ただし、2条1項20号の技術的保護手段の定義は、私的使用のための複製の除外事由となる30条1項2号及び刑事罰の対象となる120条の2第1号、2号の規定の基になるものであるから、どのような手段が技術的保護手段となるのかが明確にわかるように規定すること(明確性の原則)が必須である。</p> <p>2 他方、近年、技術に関する著作権法の条文は難解で理解困難な表現になりつつある。法律は一般市民が一読して理解できるものでなければならないものであるから、明確性の原則を維持しつつも、改正条文はできるだけ平易な表現で規定するように努力されたい。</p>	日本弁護士連合会
135	おわりに	<ul style="list-style-type: none"> ● 可及的速やかな法改正および施行を強く希望 ・ 中間まとめの結論は、本来、平成11年の著作権法改正時に、あるいは遅くとも、問題が顕在化して事業者から強い要望が出された平成18年時点において立法・施行されるべきものであったと考える。デジタル・ネット社会において、著作物等の侵害行為は、燎原の火という表現では喻えられないほどの速度で拡散している。対策が一秒遅れると同時に、我々国民が有するコンテンツの被害が幾何級数的に増大しているのが実情である。この惨憺たる現況を一刻も早く改善するために、著作権法ならびに関税法の可及的速やかな改正および施行を強く希望する。 	社団法人日本民間放送連盟

「技術的保護手段に関する中間まとめ」に対する意見

番号	項目	意見	個人／団体名
136	おわりに	<p>今回の報告書の内容では消費者保護の面において回復不能の不公平を発生させる恐れがある。</p> <p>改正の大きな目的は複製を伴うアクセスコントロールの回避を違法化することであるが、これはアクセスコントロール技術やそれを採用した企業が永続すること、また消費者に対して不実を働かないことが前提となっており、現実的ではない。</p> <p>近年の例を挙げれば、Blu-rayとの規格争いに破れた HD DVD がある。</p> <p>現在も採用企業は再生装置の供給を続けているが、いつまで供給が続くのか不明である。アクセスコントロール回避を違法化すると、供給が停止された場合に備えて消費者が購入した HD DVD のディスクを Blu-ray 等の他方式に変換する行為が違法化されることになり、消費者は一方的な不利益を被る。</p> <p>また、パソコンソフト用の保護技術の場合はその保護技術自体に起因する不具合により動作不良を生じる例が報告されており、保護技術を提供する企業でもそれは認めている。そしてそれら保護技術を採用した企業が消費者に対する補償を行わない、あるいは倒産等により行えない例も残念ながら報告されている。</p> <p>このような場合にもアクセスコントロール回避の違法化により消費者を救済する術が失われてしまう。仮に上記のような事情においては消費者に対する差し止め請求権を放棄するとした場合でも、回避技術の提供自体が刑事罰を伴った違法行為とされているため、現在の高度化した暗号化技術を専門知識を持たない一消費者が解析するなど不可能であり、事実上救済の道が絶たれることになる。消費者にとり個々の金額が少額であるため訴訟による解決も現実的ではない。</p> <p>これらの事態を鑑み、目的は権利者の経済的損失を抑えることにあるのだから、副作用の大きな著作権法ではなく不正競争防止法などで対処すべき事業である。また、仮にアクセスコントロールの回避を違法化する場合は次の何れか、或いは複合した制限を設けることが適切である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 消費者救済等、特段の事情がある場合を除く 2. 消費者が正規に購入、所有している著作物を私の使用する等、権利者に多大な経済的損失を与えない場合を除く（購入、又は正当な手段で所有していない場合での行為のみを違法化する） 3. 上記1、2に使用される場合の提供行為を除く <p>今回の方針は意図するしないにかかわらず、事実として消費者の持っている見る権利を権利者側に見せる権利として委譲せるものである。</p> <p>例えば2011年以降、Blu-rayに採用されている AACS の取り決めにより国内で広く普及しているD端子へ高解像度出力する Blu-ray プレーヤは製造することができなくなる。更にその3年後にはビデオ端子を含む全てのアナログ出力を持つプレーヤが製造できなくなる。消費者にとって非常に重要な取り決めが何ら相談されることなく、更には満足に告知され行われていないまま施行されてしまう現状がある。</p> <p>このような状況下では適切な消費者保護とセットでなければこれ以上の権利強化を認めるることはできない。</p> <p>アメリカ合衆国ではフェアユースの概念が存在することにより上記問題をある程度回避しているが、そのような概念がない我が国での適用は余りに公正さを欠くと指摘せざるを得ない。</p> <p>著作権が無辜の消費者に牙を剥くことがあってはならない。</p> <p>著作権は度重なる改正で長きに渡り強力に保護される権利である。その更なる権利強化が保護に見合うものであるかを慎重に検討願いたい。</p>	個人36
137	おわりに	<p>今回の法整備により、事実上のアクセスコントロール規制に及ぶ場面も出てくるかと思われます。</p> <p>デジタル環境、インターネット環境の今後の発展(可能性)を見越して、権利者の利益はむろん、利用者の利益にも配慮しつつ、出来る限り謙抑的な規制内容に調整することを求めるところです。</p>	個人44
138	おわりに	<p>「今後、条文化に当たっては、本中間まとめに基づき、また、保護技術の実態や保護技術の回避の実態等を踏まえた上で、いわゆる「明確性の原則」等にも配慮しつつ作業を行う必要がある」(23ページ第4段落)との見解を支持する。新たな技術や著作権の利用形態が絶え間なく生まれている現状に鑑み、法的予見可能性が担保されるとともに、事業活動に萎縮効果を生じさせたり、イノベーションを阻害しないよう、明確性の原則に十分に配慮した検討をお願いしたい。</p>	日本知的財産協会 デジタルコンテンツ委員会

「技術的保護手段に関する中間まとめ」に対する意見

番号	項目	意見	個人／団体名
139	おわりに	<p>中間まとめの結論に賛成します。この結論に沿った早急な著作権法改正を強く要望します。</p> <p>アクセスコントロール回避機器の氾濫は、音楽の著作物についても甚大な被害を及ぼしています。</p> <p>例えば、「違法複製ゲームソフトの使用実態調査」(中間まとめ7頁脚注)において対象となったゲームソフトには、当協会が管理する音楽著作物を利用したものが少なくとも作品含まれており、同実態調査と同様の方法で音楽の著作物の被害額を試算すると、約14億円になります。同実態調査の対象となっていないゲームソフトには多数の当協会が管理する音楽著作物が利用されているほか、当協会以外の権利者が著作権を有する楽曲も多く利用されており、それらが違法にアップロードされることによる音楽の著作物全体の実際の被害額は極めて大きいものと考えられます。</p> <p>こうした中、中間まとめ採り上げられているマジコンや、市販のDVDソフトのアクセスコントロールを回避するいわゆる「リッピング・ソフト」などの販売が規制の対象となれば、違法利用対策に大きな効果を上げることが期待でき、ひいては創作者が安心してコンテンツを世に送り出せる環境の整備に資するものと考えます。</p>	一般社団法人日本音楽著作権協会
140	おわりに	<p>一、政府内部の調整の必要性</p> <p>知財推進計画2010によって「アクセスコントロール回避規制の強化」が要請され、その背景は、マジコンの販売を止めさせたいというところに主眼があると理解している。これについては、不正競争防止法の改正において、民事の規制強化、刑事罰導入、水際措置等の拡充を行うとの方向性が政府から示されている[1]。</p> <p>著作権法において同様なマジコンの規制を行うことによりプラットフォーム保護という弊害が生じることが、産業界及び利用者のみならず著作権法の権威である複数の有識者からも指摘されているのであるから、マジコン規制を実現しつつ、弊害が生じないような規制の実現を図るべく政府内部での十分な調整がなされなければならない。</p> <p>二、イノベーション阻害の回避の必要性</p> <p>アクセスコントロールに係る規制は、イノベーションの阻害や萎縮効果を生ぜしめるおそれが高いため、罪法定主義/明確性の原則の要請に十分配慮されるべきである。</p> <p>そして、条文化の検討過程で、もし、このおそれを完全に排除できることになった場合には、立法は見送るべきである。</p> <p>[1] 産業構造審議会知的財産政策部会技術的制限手段に係る規制の在り方に関する小委員会第4回</p>	社団法人電子情報技術産業協会著作権専門委員会
141	おわりに	相当な対価を支払って契約乃至購入しながら、技術的保護手段の過度の装備、あるいは回避規制が過度にわたる為に、満足に著作物を知覚、利用できず、"高い買い物をさせられる""家庭内の個人的利用を監視される"という状態が生じないようにして頂きたいと存じます。	個人47-2

「技術的保護手段に関する中間まとめ」に対する意見
その他・全体

番号	項目	意見	個人／団体名
		<p>著作者、著作権者以外の者がアクセスコントロールをかけた場合のマイナス面について述べる。 現実にはこの問題が最も深刻であり、著作権者がプラットホーム機などのアクセスコントロールの設定権限を有する者に支配される現状が発生している。</p> <p>1. アクセスコントロール回避の違法化と独占禁止法との関係</p> <p>(1) 独占・寡占の加速に関する懸念 アクセスコントロール回避の違法化は、市場でメディア・媒体支配で寡占に成功した者の独占状態をますます加速することになるであろう。 したがって、アクセスコントロール回避の違法化に伴う独占状態を排除するために、独占禁止法の適用除外とならないよう配慮していただきたい。 過度な独占が進んだ場合には、独占禁止法が適用されることを保証していただきたい。</p> <p>(2) 寡占を許すための代替救済手段の確保 アクセスコントロール回避の違法化の代替救済措置として、アクセスコントロールにアクセスできる機会の均等(正しい手続きのもと、あなたが公平に同一条件のもとで、誰もがアクセスコントロールにアクセスできる)、すなわち「ユニバーサル・アクセス」と名付けるが、このユニバーサルアクセスを保証していただきたい。 ユニバーサルアクセスの概念の元になるものとして、ユニバーサルサービスの概念を参考にしていただきたい。 いまや、メディアのアクセスコントロールにアクセスするのは、電気通信やライフラインの非差別的利用の保証と同じように、今後は経済的に社会から孤立しないための重要なアクセス手段に発展していく可能性がある。</p> <p>ユニバーサルアクセスについては、電気通信事業法やライフライン関連法の役務の公平的提供の義務(ユニバーサルサービスの義務)を参考にしていただきたい。</p> <p>演奏家と楽器に例えれば、演奏家は一定の許可をもらわないと楽器を演奏できないというのがアクセスコントロールの意味である。 そう考えればユニバーサルアクセスの保証は必須であると理解されると思う。</p> <p>(3) メディアのアクセス(例えばBD)とコンテンツの永久保存の保証 アクセスコントロールによって原本の過度なコピー制限が行われると、作家・作者は自分の作品を数百年後以降の後世に残せなくなる。 コンテンツ所有者が元著作物を永久保存している保証はないので、現代の文化をいかにして保存して後世に残すかを考えなければならない。 アルミ蒸着メディアはアルミの酸化により短くて数年、長くても4半世紀で透明化して読み取り不能になる。 放置すれば作家はその存在が歴史から失われる。 アクセスコントロールによって保存手段が奪われれば著作者人格権の侵害にもつながる。</p>	
142	その他	<p>保存手段の保証は必須である。</p> <p>2. アクセスコントロールアクセスの機会均等許認可制</p> <p>大規模にアクセスコントロールを行う者には第一種電気通信事業者と同じような義務を果す必要がある。</p> <p>(1) 役務の公平的提供の義務、ユニバーサルアクセスの義務 誰にでもあまねく公平に等しい条件のもとでアクセスを提供する義務 強占の弊害を防ぐ</p> <p>(2) 財務基盤の保証と許認可制 コンテンツやプラットホームを永年保守できるだけの財務体制を持っているかどうか適正資本規模の維持と財務省の立ち入り検査、財務の報告の義務などを果す</p> <p>(3) 事業撤退の際の、事業引継ぎの義務(倒産しても事業を停止できない) アクセスコントロールを大規模に行う場合は認可制として、総務省の認可を受ける必要がある。 アクセスコントロールを有するプラットホームやインフラのサービスを廃止する場合にも総務省の認可を受けてからでないと廃止ができない。 事業を廃止せざるを得ない場合には、プラットホームやインフラのサービスの受け皿となる事業体の準備ができてからでないとアクセスコントロールを有する事業の廃止ができない。</p> <p>以上、電気通信事業法を参考に、アクセスコントロール回避手段の禁止に伴う問題を解消するための規制を考えたものである。</p> <p>3. 第四の知的財産権の創設につながる</p> <p>参考になる著作権分科会法制問題小委員会(第3回)議事録</p> <p>著作物に施されたアクセス・コントロールの回避・解除に対する許諾権を著作権者に与える http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/013/04110401.htm</p> <p>-----以下引用-----</p> <p>山本委員 第1点はアクセス権の創設です。すなわち、著作物に施されたアクセス・コントロールの回避・解除に対する許諾権を著作権者に与えるという内容のアクセス権を創設するというのが検討事項です。 その理由としては、現在においては、アクセス・コントロールを施した著作物の複製物を無償配布しながら、アクセス・コントロールの回避・解除に対して課金することによって、著作物使用の対価を回収するというのが、利用行為として登場してきております。 著作権法の歴史は、著作物の新たな利用方法の出現に対応して新たな権利を創設してきました。 この観点から言いますと、現在はアクセス権を創設すべき時期にきていると思います。</p> <p>-----ココマデ-----</p>	個人07

「技術的保護手段に関する中間まとめ」に対する意見

番号	項目	意見	個人／団体名
142	その他	<p>ここでいうアクセス権とは「アクセス・コントロールの回避・解除に対する許諾権」ということであり、これは工業所有権、著作権、トレードマーク等に続く第四の知的財産権の創設とも言うべき重大な提案であり、相当慎重に審議されるべきである。</p> <p>さらに学識経験者も含めて広く意見募集を行い、第四の知的財産権の創設に相応しい議論を経るべきであり、安易な導入は危険である。</p>	個人07
143	全体	<p>本中間まとめは、その検討メンバーから見ても技術的なことまで含めて本当にきちんとした議論がなされたとは思えず、例によって、ほとんど規制強化の結論ありきで屁理屈をこねているとしか思えない、法改正の前提とするには到底足らないお粗末なものである。このようなデタラメな報告書はほぼ完全に白紙に戻し、基本的な事実の確認から全面的に再検討を行うべきである。</p> <p>最後に念のため、各章への意見で書いたことの概要を箇条書きで以下に書いておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセスコントロール技術及びその回避機器の規制等を著作権法に含めるような、本来の法目的に照らして適切でない物や行為にまで規制が及びかねない、根拠のない危険な規制強化に反対する。 ・私の領域での複製について新たな規制強化がなされるべきでないのは無論のこと、ダウンロード違法化に関する過去の経緯、著作権法全体に関するモラルハザードとデジタル技術・情報の公正な利活用を阻む有害無益な萎縮効果等を考慮し、私の領域でのコピー・コントロール回避規制条項（著作権法第30条第1項第2号）及びダウンロード違法化条項（同著作権法第30条第1項第3号）を速やかに撤廃することを求める。 ・何ら国民的なコンセンサスを得ない中で秘密裏に交渉が進められた、このような危険な規制強化しかもたらさない、海賊版対策条約（ACTA）の署名・批准に反対する。 	個人28-4
144	全体 (再掲)	<p>著作権法ではなく、不正競争防止法による対応を望みます。</p> <p>「マジコン」に代表されるゲームソフトウェアのセキュリティを回避するソフトウェアは、不正競争防止法 2条1項10号の違反となり違法性は既に確立されています。</p> <p>しかし、この条項では罰則規定が無い為取り締まりが出来ていない状態だと判断できます。</p> <p>「マジコン」の取り締まりの為に改正するのであれば、著作権法の改正ではなく、不正競争防止法を改正し、2条1項10号に罰則規定を盛り込むことで対応できるのでは無いでしょうか。</p> <p>また、範囲が被る法律が複数存在するのは、行政にも國民にも両方にとて調べるべき法律が増え、手間が増えるだけ益がありません。</p> <p>さらに手間が増えることで、実効性にも疑問がつきます。</p>	個人30-1
145	全体	<p>アクセスコントロールの回避規制を著作権法を使って行うことそのものに反対である。</p> <p>アクセスコントロールの回避規制は不正競争防止法等を改正することにより行えば事足りるので、著作権法をこれ以上複雑にし、大きな投網をかけるような改正を行うべきではない。</p>	個人34
146	全体	<p>アクセスコントロールについて、DVD・ブルーレイ・ゲームソフトからの複製を禁じる事を中心として書かれているように思うのですが、第2章:第2節の(1)音楽・映像用の保護技術で例にあげておりました、「フラグ型」の中にはあったコピー・コントロールCDが導入された結果、CDの売り上げはどんどん落ちていき、現在では30年前の水準まで落ちているという現状があります。そして、どんどんデータ配信に移行していることをしている最中です。</p> <p>これをする事により、DVD・ブルーレイ・ゲームソフト単体としての売り上げは落ち、ネット上の動画配信やゲームソフトのデータ購入に段々世の中が変化していくのではないかという事が予想できます。</p> <p>何故そういう考えに及んだかというと、今の「ゲームによるマジコンやDVD・ブルーレイからコピーするという行動は良いな事だ、だから売り上げが落ちるんだ」と言っている事が、かつてCDが、「コピー出来るから良くないんだ、パソコンで再生できなくなってしまえ！」とコピー・コントロールを導入したら、見た目CDでCDじゃないものが出来てしまい、普通のプレイヤーでも再生出来なかったり壊れてしまう事があり、逆に普通の購入層が遠のいていったという事があります。</p> <p>第3章:第1節の3. その他において、データ購入のもちろん対象に入れると思われる文言がありますので、その点も考慮しているとは思いますが、音楽業界と同じような事が繰り返されることの無い様にしてもらいたいです。</p> <p>後、ネット配信の話になりますが、DRM組み込みのソフト・音楽は、配信先のサイトや会社が消えてしまった場合、使えなく・聴けなくなるという可能性もあるのですが、その点についてはどうなのでしょうか。先ず、それでも使えるアクセスコントロールの技術を作り出す方が先ではと思います。</p>	個人35

「技術的保護手段に関する中間まとめ」に対する意見

番号	項目	意見	個人／団体名
		<p>◆この(技術的保護手段)の強化は、國民に充分に周知されていない。 國民に充分に周知させずにしかもパブリックコメント募集期間も僅か23日という短期間しか募集していないのは、悪質である。</p> <p>(引用開始) 海賊版のゲームソフトをインターネットでダウンロードして遊べるようにする機器(回避機器)について、文化庁は製造・販売やサービスの提供などを規制するため、刑事罰の導入を盛り込んだ著作権法の改正案を今年度中にまとめる方針を固めた。早ければ来年の通常国会に提出する見通し。アジアや欧米各國では、携帯ゲーム機向けの「マジコン」と呼ばれる機器が多数出回り、國內でも被害が深刻化しており、歯止めをかけるのが狙いだ。</p> <p>「マジコン」販売に刑事罰 文化庁、来年にも著作権法改正案 全世界で推計被害4兆円 - MSN産経ニュース (引用終了)</p> <p>確かにニュースでも取りあげられているが、ニュースでは(マジコン規制)としか報道していない。</p> <p>実際には、マジコン規制は建前であり、この規制の中心となるのは、「マジコン」という特定の品目ではなく、「アクセスコントロール」というアクセス制御技術の保護(回避の規制)である。マジコンはアクセスコントロールを回避する一つの機器に過ぎない。</p> <p>つまりDVDなどの映像を別の記録媒体に持ち出すことも違法化されてしまう。</p> <p>DVDは、12cmもの大きさがあり荷物になるので、旅行に一枚一枚持つて行こうとした場合、荷物になる。 これを小さくして大容量記録出来るメモリースティックなどに移した場合荷物を減らすことも出来るが、規制によりそれも出来なくなるので、折角技術が進んでも、意味がなくなってしまう。家庭内の私的複製行為を規制しようとする発想自体間違っている。</p>	
147	その他 (再掲)	<p>更にこの規制には、将来的に著作権法の本来の方目的に照らして規制すべきでない物や行為にまで規制が及ぶ危険性を高めることにしかならない。</p> <p>現行の規制で十分である。 DVDなどへのアクセスあるいはコピーをコントロールしている技術を私的な領域で回避しただけでは経済的損失にはなり得ず、またインターネットに投稿されることによって生じる被害は公衆送信権によって処罰することが可能である。</p> <p>(引用開始)http://www.cric.or.jp/db/article/a1.html#023 公衆送信権等)</p> <p>第二十三条 著作者は、その著作物について、公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。)を行う権利を専有する。</p> <p>2 著作者は、公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する。</p> <p>(昭六一法六四・見出し1項2項一部改正、平九法八六・見出し全改1項2項一部改正)罰則 (引用終了)</p> <p>(引用開始)http://www.cric.or.jp/db/article/a1.html#119 http://www.jva-net.or.jp/faq/qa_2.html</p> <p>●複製権(21条)・公衆送信権等(23条)に違反した場合 権利者が、告訴を行うことを前提(123条)として、10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金、又はこれを併科(119条1項)、法人罰として、3億円以下の罰金(124条)。 *著作隣接権者(実演家、レコード製作、放送事業者、有線放送事業者)の権利(許諾権)、送信可能化権を侵害した場合も、上記罰則の対象となります。</p> <p>(引用終了) また建前であるゲーム機、特に任天堂DSに用いられる「マジコン」についてだが、マジコンには通常ゲームプログラムの複製機能を有するものもあり、特に話題になっている任天堂DSで用いられている保護技術が既に著作権法の対象となっている いるフラグ型の技術であるので、マジコンは既に不正競争防止法の規制対象であるだけでなく、技術的保護手段に用いられている信号の除去などを行うコピーコントロール回避専用装置を含むとして現行の著作権法でも対応できるものがあるとも考えられる。 現行の不正競争防止法と著作権法による対応が可能であり、わざわざ危険な要素を増やす法改正には反対である。</p> <p>(引用開始)http://blog.hideharus.com/ip/2010/12/post-4f27.html 「フラグ型」については現行著作権法の技術的保護手段の対象とされている。 「エラー惹起型」についてはコピーコントロールの機能を有する場合に技術的保護手段の対象とすることが適当とされた。 (引用終了)</p> <p>しかし、マジコンを大した根拠もなく一方的に著作権法の規制対象外と決めつけ、さらに不正競争防止法でも対応できることについても無視するなど、充分に詰合われていない。 また2009年2月にDRM回避機器についてゲームメーカー勝訴の判決が出ていることなどを考えても、現行の規制で十分であると考える。</p>	個人45

「技術的保護手段に関する中間まとめ」に対する意見

番号	項目	意見	個人／団体名
147	その他 (再掲)	<p>(引用開始) 「マジコン」販売禁止命じる 東京地裁、任天堂の訴え認める判決 http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0902/27/news077.html (引用終了)</p> <p>◆今こそ、消費者の主権を尊重する(本当の意味での法改正)をするべきである。 また、2009年1月から施行されたダウンロード違法化も廃止すべきである。</p> <p>ダウンロード違法化のパブコメも大多数の反対意見を無視して強行された。 (引用開始)http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0711/28/news132.html 寄せられたパブリックコメントの総数は約7500件。うち8割が、著作物の複製を「私の使用」として認める範囲を定める著作権法30条の適用範囲についての意見で、違法サイトからのダウンロード違法化に対する反対意見も多かった。 (引用終了)</p> <p>またCESAの「違法複製ゲームソフトのダウンロードに関する使用実態調査」のマジコン被害額もかなり曖昧である。 http://www.cesa.or.jp/news/1393/51/</p> <p>2004年から2009年までの6年間に3兆8160億円に上っていることを挙げているが、(2004から2009年の累計販売タイトルトップ20位の被害額)=(税抜き価格)×(ダウンロード件数) 上記に全販売ソフト中の調査対象タイトルの売上比率、ダウンロードカウンター設置サイト比率、国内外売上比率を乗除して全体の被害額を算出</p> <p>まるでマジコンがなかったら3兆8160億円の利益があつたかのような言い分だが、短絡的である。 価格が約3千から6千円で物理的に場所をとる正規版ゲームソフトと価格が0円で物理的に場所も取らない複製ゲームソフトと一緒にくたにすべきではない。 このような調査の際、違法アップロード又は違法ダウンロードによる被害と、DRM(デジタル著作権)回避機器による被害は混同されるべきではない。 売上数とダウンロード件数にどれだけの差異があるのかについても話しあうべきである。</p> <p>○まとめる 旅行で荷物を少なくする為に小さくて大容量の記録が可能なメモリースティックをPSPのようなゲーム機で動画を見るなどと言う私的領域でのDVDの複製について新たな規制強化をしないことはもちろん、反対意見を無視して強行採決されたダウンロード違法化の廃止など、本当の意味での法改正を行うべきである。 また、今回の「技術的保護手段に関する中間まとめ」は技術的な事まで含めて充分に話しあわせておらず、ほとんど(規制強化の結論ありき)で「規制をつくることが目的」としか考えられない。 http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=185000490&Mode=0 前述の通り確かにニュースでも報道されたとは言え「マジコン規制」としか報道されておらず、実際は(どさくさに紛れて)DVDの映像を旅行先で携帯ゲーム機で見る為にメモリースティックにコピーする規制まで、含まれていることまで報道しないのは、これはマスコミによる 第二次世界大戦中に戦況が有利であるかのように報道した(大本営発表)と同類の悪質な報道である。 現在のマスコミは原則として、政府に都合の悪い報道をしないのをいいことに、国民に充分に周知せずに、罰則をつくることは、悪質である。 このようなテララメな報告書は完全に白紙撤回して、一から作り直して国民に充分に周知し直して30日以上の期間を設けてから、議論し直すべきである。</p>	個人45
148	その他	<p>「中間まとめ」26頁には、第10期文化審議会著作権分科会法制問題小委員会 技術的保護手段ワーキングチーム 名簿が掲載されています。そこには、社団法人日本映像ソフト協会(JVA)管理部部長代 理兼管理課長である酒井信義氏が入っています。酒井氏は、有識者ではなく、むしろ、著作権法による規制範囲が広がることにより利益を受ける業界団体の側の人間です。このような人物をワーキングチームに加えるのが文化審議会の公平性・公正性の理念に合致するのか疑問があります。</p> <p>他方、この中間まとめが作成されるに至る過程で、その提言に基づく立法がなされれば不利益を受ける側の人々(たとえば、「マジコン」の製造・流通に関与している事業者等)からのヒヤリング等は全くなされていません。</p> <p>このようなアンバランスな体制で審議を行えば、今回の中間まとめのような、とにかく必要性や許容性などとして配慮せず、とにかく新規規制を行うのだという答申ができるのは無理もないところです。しかしそれは、文化審議会、ひいては、政府に対する信頼を失わせるものであります(一部の業界団体の声のみを聞き入れる政府に国民が満足する時代はどうに終わっていることに、文化庁はいい加減気がつくべきです。)。</p> <p>つきましては、今後は、その提言する法改正によって不利益を被る側のヒヤリングをも行い、それを最終的な答申に反映させることを望んでやみません。</p>	個人33-4
149	全体	<p>これまで本中間まとめに対して繰り意見を記述させてもらったが、本中間まとめ全体に対して、実質的にアクセス権を創設するに等しい著作権制度の根幹に関わる問題であるにも関わらず、また不正競争防止法等、他法令との影響を考える必要のある問題であるにも関わらず、全体的に検討が不十分であり、影響範囲の見積りが甘く、また著作権法自体に内部矛盾を招きかねない中途半端なまとめとなっているという不満がある。</p> <p>このことは、技術的保護手段ワーキングチームの座長であり、法制問題小委員会の委員長である土肥氏自身が、平成22年12月3日の法制問題小委員会席上で小泉委員の質問から始まったやり取りに際して「このワーキングチームというのは技術的保護手段のワーキングチームなものですから、30条問題というその非常に大きな問題はワーキングチームとしてもどこまで含めるかという問題があったわけですね」と告白していることからも明らかである。</p> <p>著作権法にアクセス権を追加するに等しい本中間まとめが、憲法上保障された権利である国民の知る権利にも影響するところが大きい問題であるにもかかわらず、このように座長・委員長自身が認めるように、不十分な僅か二ヶ月間の検討でまとめられ、実際に著作権法の改定まで行われようとしていることは非常に問題であると考える。</p> <p>そもそも、本中間まとめの発端となった知財推進計画2010自体が、内閣府知的財産戦略本部の「インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関するワーキンググループ」の席上において、委員からの「憲法問題の専門家を加えたうえで議論すべき問題ではないか」や「(著作権者にアクセスのコントロールを認めることに対して)ここでもっと議論するべきではないか」いう指摘を無視して拙速にまとめられたものであり、より広く視点を増やした上で、更なる検討が行われるべきであると考える。</p> <p>その際には、今回の技術的保護手段ワーキングチームのように国民に対して非公開の場で、誰がどのような発言をしたのか検証不可能な場で検討が行われるのではなく、公開の場で正々堂々と、国民に恥じぬ議論が行われることを期待する。</p>	個人48-8

「技術的保護手段に関する中間まとめ」に対する意見

番号	項目	意見	個人／団体名
150	全体 (再掲)	<p>基本的な考え方として、「技術的保護手段の回避規制を利用して、著作権の対象とならないものにまで実質的な保護を及ぼすことを認めるものではない」(18ページ第3段落)とあるが、これに反した結果を生じないよう、利用者の利便性の確保および不正に技術的保護手段の回避を行なわない真っ当な事業者に過度の負担を及ぼさないことに留意しつつ、適切な措置を検討していただきたい。</p> <p>なお、産業構造審議会知的財産政策部会技術的制限手段に係る規制の在り方に関する小委員会が取りまとめた「技術的制限手段に係る不正競争防止法の見直しの方向性について(案)」において、不正競争防止法および関税法を改正し、対象機器の拡大(「のみ」要件の緩和)、刑事罰化およびこれらを踏まえた水際規制の導入というアクセスコントロール回避規制強化の具体的かつ実効的な方向性が既に示されているため、さらに著作権法において同様の改正を行うことの必要性については異論がある。不正競争防止法とは別個に著作権法を改正する必要性について、明確にしていただきたい。</p>	日本知的財産協会 デジタルコンテンツ委員会
151	その他	<p>コピー・コントロールを解除する行為を禁じた場合、コピー・コントロールがかかった音楽や映像コンテンツを私的目で複製する余地は全くなくなることとなる。よってデジタルコピーによる私的複製によって本来著作権者等の受けるべき利益を害することではなくなるため、私的複製が全く行われる余地がない録音又は録画の機能を有する機器や記録媒体における私的録音録画補償金は、完全に廃止されなければならない。</p>	一般社団法人インターネットユーザー協会
152	その他	<p>改善要求内容：著作物等の販売流通方式の完全見直し。 具体的要求内容：著作物すべてにシリアル番号を附記し著作権者による一括管理とする。</p> <p>改善要求内容に至った理由 携帯電話の電話機に内蔵されているSIMカードを複製し同時使用とした場合、電波塔から機器確認情報が送信され2台以上の同時使用が認められていない。 ネット接続をしないで使用したい場合、例としてウイルス対策ソフト“ウイルスバスター”で「更新パック」が量販店などで購入できる。そのシリアルを使用することにより一定期間使用可能となる。(その間にネット接続した場合そのシリアルがネット上で有効となる。) パソコンのOS WindowsXPの更新ファイルを使用する場合OSが“正規販売品”かの確認後正規品でない場合更新ファイルの使用ができない。 よって同様のシステムより上のセキュリティを採用する必要がある。すでに流通しているものについては黙認または交換(交換に応じない場合罰則を設ける。)とする。</p>	個人54-2
153	その他	<p>改善要求内容：回避が必要な事情があるものに対して国家から「許可」が出る。 具体的要求内容：正規メーカーが不良品を販売し、メーカーが非を認めない場合、正規メーカーに対しては“業務停止”を含む刑事罰を与える。</p> <p>改善要求内容に至った理由 日本国内市場向けDVD映像の色合いが異常であり、その後販売された国外市場向けのDVD映像が色修正された状態で販売されており販売メーカーが非を一切認めていない。 この状況で正規の色合いの映像を見るためには ①国内市場向けのDVD映像をパソコンにてCSS解除を行い、映像編集ソフトで色調整を行いDVD-Rに書き出したも。 のを視聴する。 ②国外市場向けDVDを輸入してリージョンコード解除、PAL→NTSC変換を行い視聴する。 ③今後NTSC規格(NTSC-J)を米国に合わせ修正する。</p> <p>実事例 スタジオジブリ制作 劇場用長編アニメ「千と千尋の神隠し」 原因：セルDVD、VHSおよびTV放送版で赤みが強く色合いが異常である。 発売元：ブエナ・ビスタ・ホーム・エンターテイメント 販売元：ウォルト・ディズニー・ジャパン (販売元には同原因で京都地方裁判所へ提訴、のちに和解) 現状日本国内市場向けは未だに色合い異常のまま販売されている。</p>	個人54-5
154	その他	<p>改善要求内容：著作物等の販売流通方式の完全見直し。 具体的要求内容：「限定」および「廃盤」制度の完全廃止。 今後「廃盤」に該当するものは受注生産方式とする。受注生産に伴うコストアップ(定価の30~40%程度)、納期(1~2ヶ月程度)はやむを得ないとする。</p> <p>改善要求内容に至った理由 ここ数年著作物等の販売方法が異常化してきている。 特に高価なDVD-BOX等で「完全予約限定生産」となっており今後単品DVDでの販売が一切見込まれていない。 期限を数年過ぎたものは定価の300%等で販売されるのが当たり前となっている。 この状況を踏まえて考えると「その時に生存している」なおかつ「著作物に対して情報通である」なおかつ「即金で支払いが出来る」となる。 著作権者は「上記条件が満たされない者には著作物等を鑑賞する“権利”を与えない」という考えを持っているということになる。 現状として“P2P”などのファイル交換および“YouTube”などを使用して入手する方法しかない。</p>	個人54-6

「技術的保護手段に関する中間まとめ」に対する意見

番号	項目	意見	個人／団体名
155	その他	<p>改善要求内容：著作物等を著作権者側で販売制限をしない。</p> <p>具体的な要求内容：国民が一度視聴したものは全てメディア(Blu-ray Disc等)にて販売しなければならない。「限定」および「廃盤」制度の完全廃止。</p> <p>今後「廃盤」に該当するものは受注生産方式とする。受注生産に伴うコストアップ(定価の30~40%程度)、納期(1~2ヶ月程度)はやむを得ないとする。</p> <p>改善要求内容に至った理由 現状著作物等の保管管理は各個人任せとなっている。(著作権の管理ではない)「もう製品化されない」という観点から著作物を維持しようと常にバックアップを作成し保管している。国民が一度視聴したものは全て継続販売するか、国立国会図書館のような場所で1カ所に集約保管が必要と考える。(国立国会図書館も保管場所が足りなく廃棄される書物が増えている異常事態である。)</p> <p>事実例 VHSテープ全盛時代の洋画の日本語吹き替えで下記の日本語吹き替えが存在する。 (何れも翻訳者、吹き替え担当者が異なっている。) ①劇場公開版(公開終了) ②VHSテープ版(現在廃盤) ③TV放送版(⑤の仕様にて放送されるためほとんど放送されない) ④復刻DVD版(現在発売) ⑤復刻TV放送版「③とは異なる」 今後下記のような製品の販売を義務付けるような措置が必要と考える。(限定版は廃却) 【初回限定生産】グーニーズ25周年記念Blu-rayコレクターズ・エディション 販売元:ワーナー・ホーム・ビデオ(品番:SDBY28296 JANコード:4988135838315) 収録音声 2. 日本語(ドルビーサラウンド)劇場版 3. 日本語(モノラル)TV版 ※日本語音声は劇場版とTV版(1988年TBS版)が挿入されています。</p>	個人54-7
156	その他	<p>改善要求内容：著作物等を著作権者側で販売制限をしない。</p> <p>具体的な要求内容：国民が一度視聴したものは全てメディア(Blu-ray Disc等)にて販売しなければならない。「限定」および「廃盤」制度の完全廃止。</p> <p>今後「廃盤」に該当するものは受注生産方式とする。受注生産に伴うコストアップ(定価の30~40%程度)、納期(1~2ヶ月程度)はやむを得ないとする。</p> <p>改善要求内容に至った理由 現状著作物等の保管管理は各個人任せとなっている。(著作権の管理ではない)「もう製品化されない」という観点から著作物を維持しようと常にバックアップを作成し保管している。国民が一度視聴したものは全て継続販売するか、国立国会図書館のような場所で1カ所に集約保管が必要と考える。(国立国会図書館も保管場所が足りなく廃棄される書物が増えている異常事態である。)</p> <p>事実例 放送局のスタジオ内撮影でハイビジョンカメラを使用して撮影を行い地上デジタル放送にてハイビジョン放送(1440X1080)行っている。 後日ディスク化されて販売されるがBlu-ray DiscではなくDVDのみの販売であった。ハイビジョン放送の物をSD解像度で見なければならないのか疑問である。 よってハイビジョン放送を録画しAACSを解除、CMカットおよび右上の放送局ロゴを消去してDVDと同様仕様のBlu-ray Discを個人が作成しなければならない。</p>	個人54-8
157	その他	<p>改善要求内容：著作物等をすべての機器で再生できるメディアを提供する。</p> <p>具体的な要求内容：Blu-ray Disc、DVD DiscのみではなくSDカード仕様等さまざまな記録媒体で提供しなければならない。(全てのメディアは同時販売を義務付ける。)</p> <p>「限定」および「廃盤」制度の完全廃止。今後「廃盤」に該当するものは受注生産方式とする。受注生産に伴うコストアップ(定価の30~40%程度)、納期(1~2ヶ月程度)はやむを得ないとする。</p> <p>改善要求内容に至った理由 著作物等をTVのみで視聴する時代は既に終わっています。 現状Blu-ray Disc、DVD Discを購入してAACS,CSS解除を行い携帯電話で再生できるようエンコード後SDカードへ保存している。 全著作物をTV再生向け、パソコン再生向け、携帯電話再生向け、iPad再生向け等各機器で再生できるメディアを同時に販売する必要がある。 これを行わないであれば「著作物等のTV視聴休暇」国家で策定すべきである。</p>	個人54-9